

モンゴル国
調停制度強化プロジェクト
詳細計画策定調査・実施協議報告書

平成21年12月
(2009年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

公共
JR
09-026

モンゴル国
調停制度強化プロジェクト
詳細計画策定調査・実施協議報告書

平成21年12月
(2009年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部

序 文

モンゴル国では、1990年代以降の市場経済化の進展や、経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、国民や企業の権利を保障する、法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、国家開発戦略において法・司法制度および関連機関の機能強化が優先課題の一つとして明記されています。

これまでモンゴル国では、国民による弁護士の利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を十分に果たしていませんでした。また、増加する裁判所の利用数に対し、判決を得ても執行することが困難で権利が実現できなかつたり、裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことが、問題点として指摘されていました。

わが国は、モンゴル政府の要請を受けその状況の改善を支援するため、2004年から2006年に法制度整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006年から2008年にかけては、法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに協力しました。

モンゴル国最高裁判所は、これら協力の成果を高く評価し、わが国にモンゴル国内で調停制度を導入することを目的とした新たなプロジェクトを要請しました。

これを受けて JICA は、2009年6月に詳細計画策定調査団を派遣し、調停制度がモンゴル国内の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋が明らかになることを目指した「調停制度強化プロジェクト」を実施することとしました。

本報告書は、上記詳細計画策定調査団の調査結果と、それに基づく討議議事録（R/D）を取りまとめたものであり、今後、本プロジェクトの実施にあたり、広く活用されることを願うものです。

最後に、これらの調査にご協力をいただいた内外の関係機関の方々に、心から感謝の意を表します。

2009年12月

独立行政法人国際協力機構
公共政策部 部長 中川 寛章

目 次

序 文

目 次

調査位置図

現地写真

略語表

第1章 詳細計画策定調査の概要	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の概要	1
1-2-1 調査日程	1
1-2-2 主要面談者	2
1-3 詳細計画策定調査の結果	2
1-3-1 モンゴルにおける調停制度をめぐる現状	2
1-3-2 調停制度導入の背景	3
1-3-3 支援対象機関及び関連機関の組織概要	3
1-3-4 パイロットコート候補の概要	5
1-3-5 案件概要	8
1-3-6 調停制度導入に向けた進め方（ステップ）	9
1-3-7 法整備支援団員所感	10
1-3-8 団長所感	11
1-4 プロジェクト開始に向けた検討事項	12
1-4-1 「調停」の定義	12
1-4-2 調停制度導入に関し考えられるオプション	13
1-4-3 PCでの活動	13
第2章 実施協議結果	15
附属資料	
1. 詳細計画策定調査関連資料	19
1-1 調査日程	19
1-2 主要面談者リスト	21
1-3 詳細計画策定調査協議議事録（M/M）	23
1-4 PDM案（和文）	51
1-5 PO案（和文）	54
1-6 実施体制図案	55
1-7 ワーキング・グループ設置案	56
1-8 調停制度導入にあたりとりうるオプション案	58
2. 詳細計画策定調査討議議事録（R/D）	59

3. 議事録	71
4. 収集資料.....	127
4-1 裁判所統計	127
4-2 訴訟手数料	130

調査位置図



首都ウランバートル
(パイロットコート候補所在地)

ダルハン市
(パイロットコート候補所在地)

出所：モンゴル全図 モンゴル政府観光局資料

(<http://www.geocities.jp/nirekaoru/mongol16-map.html> 2009年11月24日アクセス)

現地写真



モンゴル最高裁長官(右から2番目)への表敬訪問
(2009年6月22日)



モンゴル最高裁の情報センター
(2009年6月22日)



最高裁民事部長(中央)との協議
(2009年6月22日)



モンゴル調停センター・調停人(右側2名)
(2009年6月23日)



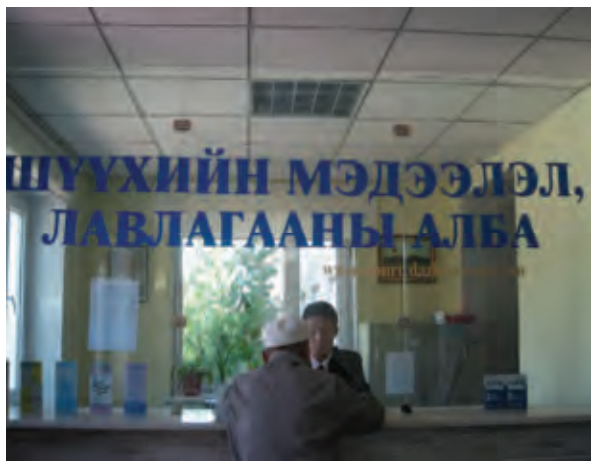
モンゴル弁護士会長(中央奥)との協議
(2009年6月22日)



バヤンズルフ区裁判所長(中央奥)との協議
(2009年6月23日)



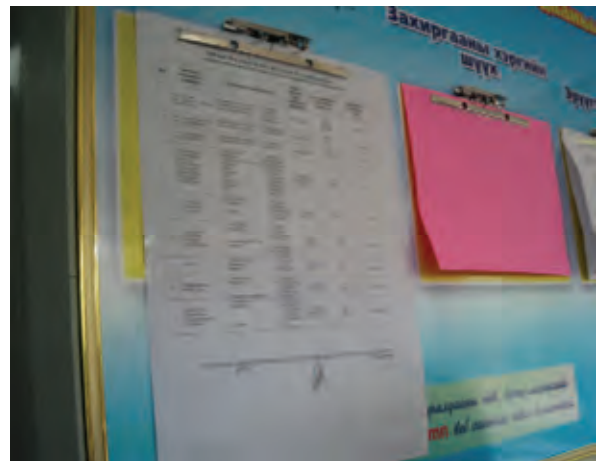
ダルハン市控訴裁判所長（左から4番目）
との協議（2009年6月25日）



ダルハン市裁判所の情報センター
（2009年6月25日）



刑事事件手続きの流れ（ダルハン市裁判所）
（2009年6月25日）



開廷表（ダルハン市裁判所）
（2009年6月25日）



ダルハン市裁判所の法廷
（2009年6月25日）



ミニッツ署名式
（2009年6月30日）

略 語 表

AMA	Association of Mongolian Advocates	モンゴル弁護士会
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
C/P	Counter Part	カウンターパート
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
LAC	Legal Aid Center	リーガルエイドセンター
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOEF	Ministry of Economy and Finance	経済財務省
MOJ	Ministry of Justice and Home Affairs	モンゴル法務内務省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PC	Pilot Court	パイロットコート
PD	Project Director	プロジェクトディレクター
PM	Project Manager	プロジェクトマネジャー
PO	Plan of Operation	活動計画
UNDAF	United Nations Development Assistance Framework	国連開発援助フレーム・ワーク
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
R/D	Record of Discussions	討議議事録
SC	Supreme Court	モンゴル最高裁判所
Tg	Tugrug	トゥグルク (モンゴルの通貨: 100Tg = 6.5 円)
WG	Working Group	ワーキング・グループ

第1章 詳細計画策定調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

わが国は、2004年から2006年に法制度整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006年から2008年にかけて、法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに協力した。本協力の成果を踏まえ、モンゴル国内で調停制度を導入することを目的とした新規プロジェクト（「調停制度強化プロジェクト」）が、モンゴル国最高裁判所から日本政府に要請され、2009年度新規案件として採択された。

これを受け、標記プロジェクト詳細計画策定調査団が、6月21日（日）から7月1日（水）までの間（法整備支援団員は6月21日から6月25日（木）まで）モンゴル国を訪問し、要請元であるモンゴル国最高裁判所をはじめとする関係機関やモンゴル弁護士会との協議、パイロットコート（PC）候補（ウランバートル市バヤンズルフ区裁判所、ダルハン市裁判所）地視察などを行い、モンゴル国における調停制度導入に向けた現状を把握するとともに、プロジェクト計画案、実施体制案、プロジェクト開始までの進め方及びモンゴル側負担事項などにつき合意し、その結果をとりまとめ協議議事録（附属資料1-3 M/M）に署名した。

調査団派遣の目的は、以下のとおり。

- （1）過去の協力の成果を踏まえ、プロジェクト概要、PDM案、PO案、実施体制案について、カウンターパート機関であるモンゴル国最高裁判所及び、協力機関であるモンゴル弁護士会と協議し、合議議事録（R/D）案につき合意する。
- （2）プロジェクト開始までの進め方とR/D案に基づいたモンゴル側準備事項についてモンゴル側の合意を得る。
- （3）上記の結果をM/Mに取りまとめる。最高裁判所、大蔵省（援助調整窓口）との合同署名。また、モンゴル弁護士会についてはミニッツやR/Dへの共同署名とする。

1-2 調査団の概要

氏名（期間）	担当業務	所属
鳥居 香代 （6月21日～7月1日）	総括	JICA 公共政策部ガバナンスグループ 法・司法課長
稲葉 一人 （6月21日～6月25日）	法整備支援	中京大学法科大学院教授
磯井 美葉 （6月21日～7月1日）	法司法制度	JICA 国際協力客員専門員
西畑 絵美 （6月21日～7月1日）	協力計画・調査企画	JICA 公共政策部ガバナンスグループ 法・司法課職員

1-2-1 調査日程

6月21日（日）から7月1日（水）まで（法整備支援団員は6月21日（日）から6月25

日（木）まで）。詳細は附属資料 1 - 1 「調査日程」のとおり。

1 - 2 - 2 主要面談者

附属資料 1 - 2 主要面談者リストのとおり。

1 - 3 詳細計画策定調査の結果

1 - 3 - 1 モンゴルにおける調停制度をめぐる現状

〔弁護士会による調停の現状〕

弁護士会の調停センターでは、現在 10 名の弁護士が調停人として活動しており、開設後 2008 年末までに利用された調停の件数は 31 件である。法律相談の件数は、2009 年 1 月からこれまで 56 件あり、月平均で約 10 件となっている。広報活動などを通じ、調停センターの活動について少しずつ認識が広まりつつある。

弁護士の間で調停が知られるようになるにつれ、これらの訓練を受けた調停人以外に、訓練を受けていない弁護士が、それぞれの事務所でも個人的に調停を行っているケースが生じており、そこで適切でない方法で調停が行われたり、弁護士倫理（双方代理の禁止など）に違反するような事態が生じたりすることによって、調停制度に対する市民の誤解を招き、信頼を低下させることにつながりかねないことについて、弁護士会は懸念を有している。調査団は、この点について、今後プロジェクト活動を通じて調停人の資格制度を導入することを提案したところ、弁護士会の代表者も賛同し、このことを弁護士会管理委員会から、弁護士会全体に対して正式に提案することで合意した。

〔裁判所における調停の現状〕

裁判手続における和解については、モンゴル民事訴訟法において、期日開始後の和解に関する明確な規定がないため、和解を積極的に勧誘するか否かにつき、裁判官によって姿勢が異なっている。和解に消極的な裁判官は、裁判官が各当事者と話すことによって、裁判官の中立性・公平性に疑いをもたれることをおそれているようであるが、中立性・公平性の点では、本来、裁判官と特に異ならないはずの、書記官兼秘書を通じた和解は推進されているケースもあるなど、和解に対する考え方には混乱が見られる。また、近年、裁判所の利用は増加しているが、判決を得ても、不動産登記の未整備や、判決執行庁のキャパシティの問題で、強制執行が困難なため、結局裁判で認められた権利が実現しにくい現状が指摘されている。この点、判決執行庁のキャパシティ向上に関しては、世界銀行が本年からプロジェクトを開始予定であるが、一方で、和解・調停制度の導入は、当事者の自発的意思に基づいた実効的かつ柔軟な紛争解決を図るものとして、権利の実現に貢献することが期待されている。

〔離婚事件における調停の現状〕

モンゴルでは、近年の急速な市場経済化と人口の都市への集中や家族観の変化などの影響により、離婚率が急速に増加している。裁判所における審理件数も、2004 年の約 3000 件から 2008 年には約 3600 件に増加している。離婚事件について、モンゴルの民事訴訟法及び家族法においては、離婚訴訟を提起した後、離婚判決を出す前に 3 ヶ月の再考期間を設け、その間に和解させるための可能な手段をとらなければならないという規定があるが、裁判官に

和解や調停に関する知識・技術が不足しているため、有効な働きかけがほとんど何も行われていない。モンゴルの裁判官からは、プロジェクト活動を通じて和解・調停の技術を学ぶことにより、このような離婚事件における法律の要請にも応えられるようになるとの期待が寄せられている。

1-3-2 調停制度導入の背景

モンゴルでは、1990年の市場経済化以降、市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、市民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、“Millennium Development Goals Based Comprehensive National Development Strategy of Mongolia”（2007）及び、“Action Plan of the Government of Mongolia for 2008-12”（2008）において、法・司法制度および関連機関の機能強化が、優先課題の一つとして明記されている。

今次調査において、最高裁判所長官及び法務内務省次官からは、調停制度を法・司法制度に導入することはモンゴル政府の政策と合致しており、①低コストで短期間の紛争解決を促進し、②裁判所・裁判官の負担を軽減し、③特に家事事件において、裁判官の調停制度に関する知識・技術の向上が、モンゴル民事訴訟法の規定どおりに裁判官による調停（和解勧誘）を促進することに貢献することを期待しているとの発言があった。さらに、2009年4月の裁判所評議会決議「モンゴルの裁判所におけるモニタリングの原則について」においては、その5-1-2項で、「民事事件に関して調停や和解による紛争解決が促進されるべきであり、そのために必要な手法やガイドラインが策定され、遵守されるべき」と明記されている。本プロジェクトは、まさにこの必要な手法やガイドラインの策定に資するものである。また、本プロジェクトのプロジェクトマネージャーとなる予定の最高裁判所民事部長からは、「一審裁判所における調停課の設置」という内容を含む裁判所法改正案を秋の国会において審議してもらうべく準備中であるとの紹介があった。

一方、わが国においては、2008年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが合意され、これに基づき策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、モンゴルは重点国の一つに位置づけられている。同方針においては、モンゴルについて「今後、法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援（調停制度の導入、法律制定に際する既存の法律との整合性を統一的にチェックする機能・組織の整備への協力等を含む。）について検討する」とされており、本プロジェクトの内容は、この方針とも合致するものである。

1-3-3 支援対象機関及び関連機関の組織概要

モンゴルにおける裁判所構成、最高裁判所、裁判所評議会、弁護士会（調停センター）の概要については以下のとおり。モンゴル全体の裁判統計は、附属資料4-1のとおり。

（1）モンゴルの裁判所構成

最高裁判所を頂点とし（上告審）、県（アイマグ）裁判所及び首都裁判所（第二審）、郡（ソム）裁判所、郡間及び区（ディストリクト）裁判所（第一審裁判所）がある。この他に、行政裁判所と憲法裁判所が設置されている。裁判官数は、2006年時点で430名余りであり、内

訳は最高裁判所 17 名、県及び郡裁判所約 130 名、区裁判所約 220 名、行政裁判所約 60 名である。裁判官秘書は 220 名である。

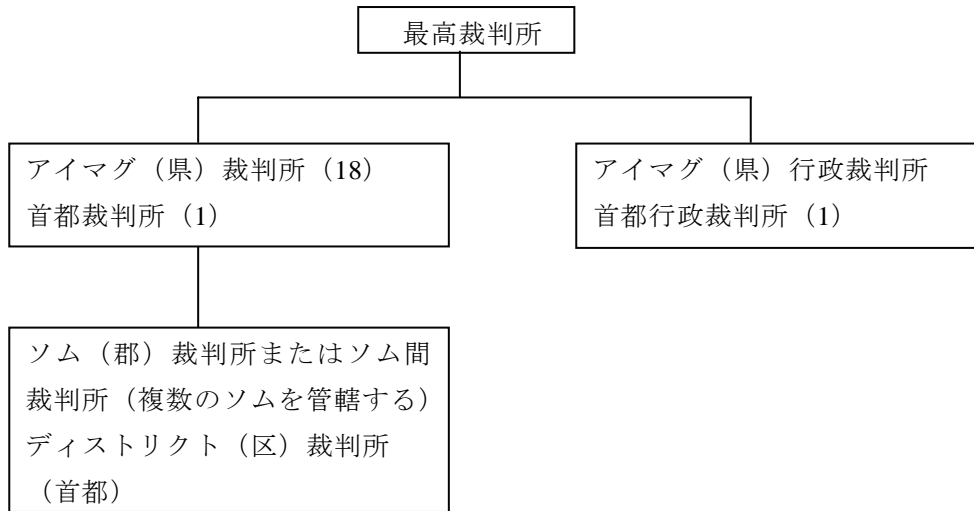


図 1 - 1 モンゴル裁判所構成

(出所：モンゴル裁判所評議会聞き取り)

(2) 最高裁判所 (Supreme Court: SC)

最高裁判所は、長官と 16 名の最高裁判所判事からなり、刑事部、民事部、行政部に管轄が分かっている。事務局には 4 つの部局があり、60 名の事務職員がいる。

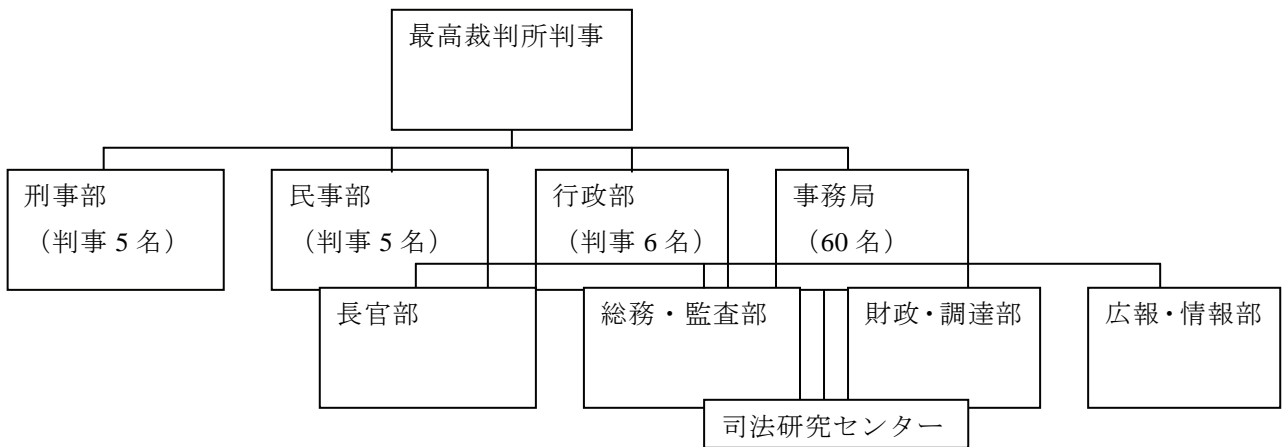


図 1 - 2 モンゴル国最高裁判所概要

(出所：モンゴル最高裁判所パンフレット)

(3) 裁判所評議会 (General Council of the Courts)

司法の独立性と中立性を保障するための組織であり、14名の評議委員から構成される。内訳は、国会代表1名、大統領府代表1名、最高裁判所長官、法務内務大臣、検事総長、9名の裁判官（最高裁判所判事2名、県裁判所判事2名、郡、郡間及び区裁判所判事2名、首都裁判所判事1名、県行政裁判所から1名、首都行政裁判所から1名）。この他に事務局がある。評議会は、裁判官の人事や給与などについて決定権限を有しており、日本の裁判所規則に相当する評議会決議を出す権限を有する。

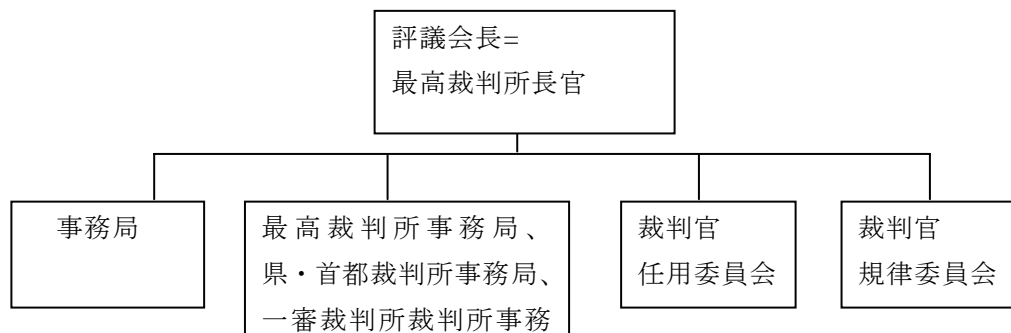


図1-3 モンゴル裁判所評議会概要

(出所：モンゴル裁判所評議会パンフレット)

(4) 弁護士会 (Association of Mongolian Advocate: AMA) ・調停センター (Mediation Center)

弁護士会は1928年に設立され、2008年末時点で1006名が会員である。ウランバートルに約700名、ダルハンに20名の弁護士がいる。調停センターには、現在10名の調停人がいる。調停件数は、2009年の1月から成立が2件、調停中が5件、不成立が2件となっている。法律相談の件数は、2009年1月からこれまで56件となっている。調停センターは、①ITVチャンネルの法律相談番組（5/24～毎週月曜の20時～21時）、②調停センターのリーフレット、③調停センターのWebsite、④弁護士会の月会報への寄稿、など積極的に広報に取り組んでいる。

1-3-4 パイロットコート候補の概要

(1) バヤンズルフ区裁判所

構成：職員は計40名で、うち裁判官は14名、秘書が14名、他に情報部の職員、事務局長、サービスセンターの職員（10人）。

概要：バヤンズルフ区は23.4万人と人口規模で最大の区であり、裁判官一人当たり民事事件は年間140～190件を処理している（参考：ハンオール区は、民事を裁判官一人当たり年間90件処理している）。14名の判事のうち8名が民事担当、5名が刑事、1名が令状事件を担当。家事事件の83%が離婚訴訟で、8.7%が養育費などに関する訴訟。

表 1-1 バヤンズルフ区裁判所の概要

(出所：バヤンズルフ区裁判所での収集データ)

○ 年間処理件数の内訳

民事	刑事	行政違反	令状	懲役	計
1890	620	1900	930	380	5720 件

○ 一審裁判所裁判所で処理した民事事件

	2006～2009 年の年間平均
申立件数	1890
うち簡易判決	24.2～32.6%

○ 簡易判決で解決した事件の種類

	2006～2009 年の年間平均
民法上の紛争	1300 (77.7～82.9%)
労働法上の紛争	2.1～2.6%
家族法上の紛争	8.5～12.7%
税法上の紛争	0.9～6.0%
その他	2.6～7.1%

○ 簡易判決の内訳

	2006～2009 年の年間平均
申立取下げ件数	13.3～16.7%
被告が原告の要求を受諾した件数	6.6～13.8%
当事者同士の和解	32～44.7%
被告が原告の要求を履行した件数	35.3～44%

(2) ダルハン市裁判所

構成：1962年に設立。職員は全部で40名。うち裁判官は16名（高等裁判所に4名、一審裁判所に9名、行政裁判所に3名の内訳）。16名のうち男性が5名で、女性が11名、秘書は12名で、男性が7名、女性が5名。

概要：年間1200～1300件の民事事件を5名の民事判事が解決しており、裁判官一人当たり約250件である。刑事は年間平均300件を解決し、4名の裁判官が対応している。民事の30%は簡易判決手続きで解決。他の21県と比べ、1人あたり裁判官の負担が最も多い。ウランバートルとの比較では、1つの区と同じくらいの負担を1人の裁判官が負っている。

表 1-2 ダルハン市区裁判所の概要

(出所：ダルハン市裁判所での収集データ)

○一審裁判所で処理した民事事件の件数

	2007年	2008年	2009年上期
申立件数	1611	1643	1095
棄却した件数	172 (10.6%)	85 (5.1%)	73 (6.6%)
撤回件数	37 (2.29%)	54 (3.2%)	19 (1.7%)
事件受理件数	19 (1.1%)	18 (1.3%)	3 (0.2%)
解決件数	1297 (80.5%)	1341 (81.6%)	793 (74.2%)
うち簡易判決	471 (29.2%)	503 (30.6%)	371 (33.8%)
うち裁判判決	826 (51.2%)	838 (51%)	422 (38.5%)

○民事事件の種類

	2007年	2008年	2009年上期
契約の債務不履行	338 (27.06%)	257 (19.2%)	380 (47.9%)
契約によらない債務不履行	27 (2.08%)	149 (11.2%)	35 (4.4%)
労働法上の紛争	38 (2.9%)	45 (3.4%)	13 (1.6%)
家族法上の紛争	218 (16.8%)	257 (19.1%)	120 (15.1%)
特別行為	332 (25.5%)	439 (32.7%)	195 (24.5%)
その他	344 (26.5%)	194 (14.4%)	50 (6.3%)
解決件数	1297 (80.5%)	1341 (81.6%)	793 (74.2%)

○簡易判決の内訳

	2007年	2008年	2009年上期
申立取下げ件数	84 (19.5%)	103 (24.2%)	67 (19.6%)
被告が原告の要求を受諾した件数	230 (53.4%)	171 (40.5%)	120 (35.1%)
当事者同士の和解	88 (20.4%)	114 (27%)	137 (40.1%)
被告が原告の要求を履行した件数	28 (6.5%)	34 (8.1%)	17 (4.9%)
計	430 (33.1%)	422 (31.4%)	341 (43%)

○離婚事件の件数内訳

	2007年	2008年	2009年上期
申立件数	224 (13.9%)	251 (15.3%)	135 (12.3%)
棄却された件数	23 (10.2%)	7 (2.7%)	7 (5.1%)
撤回された件数	5 (2.2%)	9 (3.6%)	4 (2.9%)
回付件数	0	4 (1.6%)	1 (0.7%)
離婚審判を一時停止し、 再考期間を設けた件数	2 (0.8%)	2 (0.7%)	3 (2.2%)
解決件数	182 (81.2%)	210 (83.6%)	100 (74%)
当事者間の和解が成立した 件数	41 (18.3%)	81 (33.5%)	36 (28.6%)
裁判による離婚判決件数	136 (60.7%)	115 (45.8%)	58 (42.9%)
裁判による離婚判決件数 (和解期間付与後に離婚判決)	5 (2.2%)	14 (4.3%)	6 (4.4%)

1-3-5 案件概要

本プロジェクトは、モンゴルにおいて調停制度を一般民事、家事事件において取り入れることを上位目標とし、最高裁判所を中心としたWGによる、調停制度導入にむけた検討及びPCにおける試験的導入に基づき、調停制度を全国で導入するためのグランドデザインを作成し、制度として定着させるための道筋を明らかにするものであることを、モンゴル側と合意した。調停制度を導入するにあたっては、最高裁判所を中心とした取り組み（裁判官自身が調停（和解勧誘）を行う）と、これまでの協力により設立された、弁護士会の調停センターによる現行の調停と、裁判所の手続きを連動させるための効果的な仕組みづくり（最高裁判所で事件を受理する際に調停センターを紹介する、あるいは事件の係属後に調停センターなどの、外部調停人を活用し調停を行うといったオプション）の両方のオプションが考えられるため、本プロジェクトにおいては、裁判所と調停センターの連携について検討するとともに、調停センターの機能強化を図っていくことを、モンゴル側と合意した。

(1) タイトル

最高裁判所との協議の結果、日本語名称は同じ「調停制度強化プロジェクト」であるが、全く新しい制度として調停を導入するプロジェクトではなく、件数は少ないものの現在でも弁護士会の調停センターにより実施されている調停を、モンゴルの法・司法制度の中で、制度として強化していくための道筋を明らかにするプロジェクトである、ということを確認するため、英文名称については以下のとおり、要請時のプロジェクト名称から変更することとした。

<変更前>

- ・(英文) The Project for Implementing Mediation
- ・(日本語) 調停制度強化プロジェクト

<変更後>

- ・(英文) The Project for Strengthening Mediation System
- ・(日本語) 調停制度強化プロジェクト

(2) マスタープラン(附属資料1-4 PDM案(和文)参照)

- ・上位目標: モンゴルにおける一般民事事件及び家事事件において、調停制度が活用される
- ・プロジェクト目標: PC地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグランドデザインが提示される
- ・成果: 1. PC地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる
2. 調停を担う人材の資格・位置づけが同定され、PC地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される
3. 弁護士会調停センターの機能が強化される
4. モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される
- ・協力期間: 2.5年間
- ・対象機関: モンゴル最高裁判所、モンゴル弁護士会
- ・日本側投入案:
 - <長期専門家> 調停制度 (30MM)
 - <短期専門家> 調停技術、調停手続き (2名×5日×3回/年)
 - <本邦研修> 約10名×0.5ヶ月×1回/年
 - <供与機材> 長期専門家用オフィス用機材、研修教材等
 - <現地業務費> 現地セミナー開催費等
 - <国内支援体制> アドバイザリーグループ、JICA-Netセミナー(TV会議)

(3) 実施体制

- ・プロジェクトディレクター: 最高裁判所長官
- ・プロジェクトマネージャー: 最高裁判所民事部長
- ・調停制度検討WGメンバー: 最高裁判所判事、最高裁判所研究センター代表、弁護士会長、裁判所評議会代表、首都裁判所判事、PC判事・職員、弁護士(調停人及び調停人候補)、法務内務省代表、国立法律研究所代表、最高裁職員(事務局)

*WGについては附属資料1-6実施体制図(案)を参照。

1-3-6 調停制度導入に向けた進め方(ステップ)

(1) プロジェクト開始までのステップ

モンゴルにとって新しい概念であり、現行法の中で明確に規定されていない調停制度を導入するためには、プロジェクトを進める中で進捗に応じて必要な措置をとりつつ、モンゴルの実情を踏まえて制度をデザインする必要があるため、プロジェクトの実施に際してとるべ

き手順について、モンゴル側と以下のように合意した。

- ・準備段階：裁判所評議会及び弁護士会が WG メンバーの任命を共同令により行う。弁護士会管理委員会が、調停センターを弁護士会の傘下に正式に位置づけるとともに、調停人の資格制度の導入を宣言する。
- ・Step1：WG メンバーが調停制度導入にかかる PC での活動内容を協議し、業務フローを作成する。
- ・Step2 の前段階：裁判所評議会が、PC の選定と活動内容に関する決定を出す。
- ・Step2：調停手続きが、業務フローに則り PC において導入される。
- ・Step3：WG において業務フローが見直される。
- ・Step4：WG が関連法令のうち調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップし、PC での業務の結果を踏まえ、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローを作成する

(2) プロジェクト開始までの WG の活動準備

- ・ R/D 締結後、日本の調停制度の概要に関する JICA-Net セミナーを実施する。
- ・ WG において、モンゴルにおける調停制度導入に関する検討を開始する。

1-3-7 法整備支援団員所感

(1) モンゴル側の意欲と WG 候補者の選定について

本プロジェクトのプロジェクトディレクターとなる最高裁判所長官、プロジェクトマネージャーとなる最高裁判所民事部長とも、調停制度やモンゴルにおける問題点についての確に理解しており、かつ、その指導力を適切に行使する用意がみられた。また、WG の候補となる者の選定においても、本邦研修に参加した裁判官・弁護士が複数含まれており、これまでのわが国の支援で成長した人材が、本プロジェクトでも主たる役割を果たすことになり、適切な選定である。

(2) 現行制度内で改善可能なものと、現行法・規則の改正などを要するもの

本プロジェクトを達成するための業務フロー中には、現行制度が適切に機能していない、制度の存在が知られていないなど、現行の制度やリソースを適切に運営させることで達成できるものが多数ある。他方、現行法に見直しを必要とするものもある。これらの業務フロー間に適切に優先順位をつけ、本プロジェクト終了時までには、現行制度上可能なものについては、PC 以外も含め可能な限り検討を行い、現行法を越える制度的手当での必要性とプロトコルを示す必要がある。

(3) 弁護士の理解

WG の候補者たる弁護士の本プロジェクトに対する理解は高いが、他の弁護士の調停制度や調停センターの役割などの理解が十分得られているとはいえない。したがって、本プロジェクトがモンゴルの法曹間で十分な理解の上で協力を得られるためには、弁護士の理解、ないし、弁護士が依頼者に調停を勧めるインセンティブに配慮する必要がある。これは、最高裁判所だけの努力では達成できないので、弁護士会の周知啓蒙活動を支援していく必要がある。

1-3-8 団長所感

(1) 過去の協力成果の活用

前プロジェクト（「モンゴル弁護士会強化計画プロジェクト」：2006年～2008年）においては、弁護士会の組織運営能力向上や法律相談・調停センターへの支援を行ったが、今次調査にて、前プロジェクトの成果が引き続き弁護士会にて維持されているとともに、調停センターの活動や広報を通じて調停に対する理解が進み、最高裁判所において調停手続きの法・司法制度への導入が前向きに検討される背景となったことが確認できた。最高裁判所民事部長からは、裁判所の中に調停部を設けて調停を行っている国はほか（ドイツ、韓国、シンガポールなど）にもあるが、JICAの支援を通じて調停センターが設置され、本邦研修にて調停制度・技術を学んだ裁判官がいることなどから、調停制度の導入を検討するにあたって、日本からの支援を要請することとしたとの発言もあった。

前プロジェクト終了時に11名いた調停センターの調停人は、人の交代がありつつも、既往のとおり現在10名が活動しており、2009年上半期で調停センターに取り扱った調停事件の件数は、9件（法律相談は56件）とのことであった。内容としては、海外渡航のビザ仲介に関するトラブル、貸し金、マンション販売に関する係争が多いとのことであり、昨今の経済危機により件数が増えることも予想されている。また、前プロジェクトにて開始された弁護士会報は、プロジェクト終了後も毎月刊行され、調停に関する記事が記載される等、弁護士間の情報の共有に活用されている。

本プロジェクトでは、裁判所内における調停のケースや、裁判所から調停センターにリファーするケースなどのいくつかのオプションを検討することとなるが、オプションによっては、現在の調停センターの強化や調停人の資格の見直しなどが含まれることとなる（例えば、裁判所から調停センターへのリファーを行っていくためには、調停センターにおける調停人の育成とともに、調停人の質の確保のための仕組みを検討することが必要となり、資格制度の導入や育成研修の制度化等を検討することが必要となる）。よって、本プロジェクトにおいては、前プロジェクトで育成された人材を活用しつつ、調停手続き全体の業務フローを検討する中で、弁護士会調停センターの強化と調停人養成を並行して行っていくこととした。

(2) モンゴル側実施体制

最高裁判所は、過去JICAとの協力の経験はないものの、今次調査への対応においては、民事部長のリーダーシップのもと、事前の関係機関との調整や適切なWG候補者の選定など、積極的に準備を行っていることが感じられた。

プロジェクト活動の成否はWGの活動がカギになるが、今次調査においては、最高裁判所の他、一審裁判所（PC候補裁判所）、首都裁判所、最高裁判所評議会裁判管理・組織部、弁護士会及び調停センターからの代表がWGメンバー候補として連日協議に臨み、モンゴルで取り入れる調停のオプション案やプロジェクト案について、積極的に意見交換を行った。WGメンバー候補者については、経験・専門性・コミットメントともに高く、それぞれに責任ある立場にあるために実効性も期待できる。ただし、実際にプロジェクトが開始するとWGの作業負担が多くなると予想されるため、多忙なメンバーのWGへの参加を確保するために、最高裁判所評議会と弁護士会の連名にてWGメンバーの任命を行い、組織としての正式な決定としてもらうこととした。

なお、WG メンバー候補者に対しては、このモメンタムを逃さないためにも、プロジェクト開始前の段階から、JICA-NET 会議などを通じて日本の調停制度の紹介を行い、専門家派遣後には「調停」についての共通の理解をベースに検討を行えるような準備を行うこととしたい。

(3) ローカルリソースの活用

特に初期段階においては、WG メンバーが日本の調停制度の紹介を通じて調停に関する基本的な理解を深め、調停技術を向上させるために日本側からのインプットが重要である。他方、PC にて調停人養成を担うトレーナーについては、上述の弁護士会調停センターの調停人などの既存のローカルリソースを有効に活用することが可能であると思われる。また、PC 候補地として今回視察したダルハンでは、家事（離婚）における調停に長年の実績のある判事がおり、過去には最高裁判所より家事事件（離婚）の調停に係るモデル事例として、テキストを作成し全国に配布しているとのことであった。かかるローカルリソースは、モンゴル社会においてどのような調停技術が有効であるかを検証するにあたって、また PC において研修を実施するにあたってのトレーナーとしても貴重であり、有効活用を図りたい。

(4) 他ドナーとの連携

USAID は、2008 年まで **Judicial Reform Project** を実施しており、裁判所の情報システムの整備（コンピューターと LAN システムの供与を含む）、ケース管理システムの導入、法曹人材の継続研修、市民のアクセス改善のための広報活動などへの支援を行っている。今回視察した、バヤンゾルフ区裁判所及びダルハン市裁判所においても、裁判所の情報部の強化や裁判所評議会規則集の発行などに USAID の支援が行われていた。GTZ は、法務内務省への協力を実施しているが、最高裁判所に対しても、新しく裁判所の事務のモニタリングに係るプロジェクトを昨年からは開始している。また、UNDP は、法務内務省とともに法律扶助のプロジェクトを実施しており、各県に **Legal Aid Center** を設置し、弁護士及び地方の政府役人 2 名を常駐させている（人件費は 2009 年から法務内務省が負担）。

本プロジェクトの実施にあたっては、これら関連する他ドナーのプロジェクトとの情報交換を図りつつ、モンゴルの司法制度改革全体の枠組みの中で調停制度を関連付け、協力の相乗効果を計っていくことが重要である。特に GTZ は、最高裁判所と共に裁判所の事務や組織の見直しを今後行う予定であること、また UNDP についても、将来的に調停制度を全国に導入する際の地方の弁護士不足への対応策として、**Legal Aid Center** との連携を図る可能性が考えられるところ、本プロジェクトにて調停制度の裁判手続きとの連動を検討するにあたっては、長期専門家が密な情報交換を行い、調整していく必要がある。

1-4 プロジェクト開始に向けた検討事項

1-4-1 「調停」の定義

協議の過程で、モンゴルの法・司法制度の中で比較的新しい概念である「調停」について、モンゴル側と訳語や用法について、共通のイメージをもって協議することが難しい場面が散見された。日本側は、「調停」の定義について、裁判と仲裁を除き、裁判官による和解・調停、裁判所内での調停（弁護士含む）、裁判所外での調停、裁判所の窓口や簡易判決等を一部含む広義

の内容として、「判決手続ではない、裁判所内外における紛争解決手続のうち、当事者以外の中立的な第三者が関わり、当事者間の交渉・話し合いを促進する手続やこれを支える体制」を提案した。ただ、モンゴルにおける「調停」の定義や訳語については、今後WGにおいて慎重に検討していくことが必要であり、その旨モンゴル側と合意した。

1-4-2 調停制度導入に関し考えられるオプション

モンゴルに調停制度を導入するにあたり、将来的に考えられるオプション案（附属資料1-8）について意見交換を行い、プロジェクトの実施中これらオプション及び必要な手続きについて検討を継続的に行うことを合意した。手続きオプション案に関する議論の詳細は、附属資料3・議事録2、4、7、10を参照されたい。

日本側からは、例として民事事件、家事事件のそれぞれに対し、①事件の受理段階で調停センターを提案する案、②事件の係属後に調停センターもしくは裁判所に登録した外部調停人を活用する案、③裁判手続の内部で裁判官が調停（和解勧誘）を行う案などを提示した。最高裁判所は、現時点では、家事事件、特に離婚事件について、裁判官による調停（和解勧誘）の導入に関心を有している。民事事件については、現行法のもとで抵抗なく取り入れられやすいオプションとしては、裁判所の情報部に事件の相談に来た人に対し、事件の受理前に弁護士会の調停センターを紹介する方法がまずは考えられるようである。しかし民事部長からは、プロジェクトを通じて、現行法でできるオプション以外についても検討を進めたい、との積極的な意向が示された。

調査団は、このような手続の実際の流れを含め、今後、WGで調停制度導入に関する業務フローを作成する際に検討が必要となる事項について、以下のとおり提案し、WGの検討項目とすることでモンゴル側と合意した。

- ・ 調停の担い手
- ・ 調停機関
- ・ 調停に付する事件の種類
- ・ 調停を行うタイミング（事件係属前・係属後の別）
- ・ 調停に回付する方法
- ・ 申立手数料、調停人報酬の徴収方法および金額
- ・ 成立した調停の実体的効力
- ・ モンゴルの民事訴訟法の簡易決定手続との連携
- ・ 調停成立の場合の手続的効力

1-4-3 パイロットコート（PC）での活動

（1）PCの選定

現時点では、家事を除いては裁判官が調停（和解勧誘）を行うこととなっておらず、PCにて調停を実践するにあたってはこれを可能とする根拠が必要であることから、調査団がモンゴル側で必要な措置を取るよう申し入れたところ、PCにおける調停制度の試験的導入については、裁判所評議会が決定を出すことで合意した。

PCの選定については、選定のクライテリアとして以下の点について合意した。なお、PC

については、ウランバートル市バヤンズルフ区裁判所及びダルハン市裁判所（1－3－4パイロットコート候補の概要参照）が候補としてモンゴル側より提示され、今次調査にて候補地を視察したところ、民事事件の処理件数（年間1,600～1,800件）や判事の数（14～16名）など、概ね下記クライテリアを満たすものとは考えられるが、専門家派遣後にWGにて検討の上、正式に決定することとした。

- ・ 当該裁判所の民事事件及び家事事件の処理件数
- ・ 事件の性質
- ・ 裁判所の人員体制
- ・ 当該地区の弁護士数
- ・ 裁判所職員や弁護士等がWGに参加できるかどうか
- ・ 調停室として使える部屋の有無

（2） 守秘義務

PCでの活動においては、実際の事件に調停手続きを利用し、またその事例をWGで検討を行うこととなるため、個人情報や業務上知りえた秘密の守秘義務に対する配慮について、必要な措置を講じる必要がある点について調査団が提起し、WGにおいて慎重に検討し必要な措置を随時とることを双方で合意した。

第2章 実施協議結果

2009年6月に実施した詳細計画策定調査時の協議結果を基に、プロジェクトの立ち上げのための最終的な実施協議が、モンゴル国最高裁判所と JICA モンゴル事務所との間で行われ、基本的な協力枠組みについて正式に合意に至った。同協議に基づき、2009年9月10日に、協力枠組み文書である R/D の署名がウランバートルにおいて、モンゴル最高裁判所 Sodnomdarjaa BATDELGER 長官、モンゴル財務省 Baavgai KHURENBAATAR 開発投資協力局長、モンゴル弁護士会 Banzragch PUREVNYAM 会長、JICA モンゴル事務所長とモンゴル事務所 石田幸男所長、との間で執り行われた。署名された R/D は附属資料2を参照。

附 属 資 料

1. 詳細計画策定調査関連資料
 - 1-1 調査日程
 - 1-2 主要面談者リスト
 - 1-3 詳細計画策定調査協議議事録 (M/M)
 - 1-4 PDM 案 (和文)
 - 1-5 PO 案 (和文)
 - 1-6 実施体制図案
 - 1-7 ワーキング・グループ設置案
 - 1-8 調停制度導入に当たり取り得るオプション案
2. 詳細計画策定調査討議議事録 (R/D)
3. 議事録
4. 収集資料
 - 4-1 裁判所統計
 - 4-2 訴訟手数料

1. 評価計画策定調査実施概要

1-1-1 調査日程

モンゴル国 調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査

日程

月日	時間	日程	モンゴル側対応者	協議内容	団員 (3名)	法整備支援 団員
1	6/21(日) 22:40	到着 (15:25 成田発ソウル経由 22:40 ウランバートル (UB) 着)				
2	6/22(月) 9:00	JICA モンゴル事務所打合せ	所長、次長、宮崎職員	<ul style="list-style-type: none"> 調査の目的、進め方、協議項目について意見交換 		
	10:30	最高裁判所長官表敬	長官:Mr.Batdelger			
	11:00	最高裁判所民事部長協議	民事部長: Ms.Amarsaikhan			
	14:30	調停センター訪問	調停人3名			
	15:30	弁護士会協議	弁護士会長:Mr.Purevnyam、調停センター長:Mr.Altan-ulzii			
3	6/23(火) 17:00	財務省表敬	財務省開発投資協力局長: Mr.Khurenbaatar	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト説明、JCC への協力依頼 		
	9:30	パイロットコート候補視察 (UB)	Baynzurkh 区裁判所	<ul style="list-style-type: none"> コート概要、プロジェクト内容、実施体制等協議 		
	14:30	最高裁判所、弁護士会協議	民事部長、弁護士会長、調停センター長、WG メンバー候補 (於: 最高裁判所)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト内容、実施体制協議① (マスタープラン協議) 		
4	6/24(水) 17:30	法務内務省表敬	事務次官:Mr.Bayasgalan	<ul style="list-style-type: none"> PDM 案、実施体制協議② (マスタープラン協議、投入、実施体制協議等) 		
	9:30	最高裁判所、弁護士会協議	民事部長、弁護士会長、調停センター長、WG メンバー候補 (於: 首都裁判所)			
	15:00	団内協議				
5	6/25(木) 6:00	パイロットコート候補視察 (ダルハン)		<ul style="list-style-type: none"> コート概要、プロジェクト内容、実施体制等協議 		帰国 00:20 UB 発

6	6/26 (金)	9:30	M/M 案協議	民事部長、弁護士会長、調停センター長、WGメンバー候補 (於：最高裁判所)	・ 午後M/M最終ドラフト最高裁判所、財務省、弁護士会手交 (コメント依頼)		ソウル経由 10:45
7	6/27 (土)	午後	M/M 修正、団内協議				
8	6/28 (日)		資料整理				
9	6/29 (月)	9:30	M/M 最終協議	民事部長、弁護士会長、調停センター長、WGメンバー候補 (於：最高裁判所)	・ M/M 確定		
		14:00	国立法律センター訪問	センター長：Mr.Myagmar	・ プロジェクト説明、WG、JCCへの協力依頼		
		16:30	商工会議所仲裁センター訪問	General secretary: Ms. Haliun	・ 仲裁センター概要調査		
10	6/30 (火)	9:15	JICA 事務所報告	所長、次長、宮崎職員	・ 調査結果報告		
		10:00	世銀訪問	Sarantuyaプロジェクトマネージャー			
		10:30	GTZ 訪問	Mr. Zaya プロジェクトディレクター、Mr. Javkhlan プロジェクトマネージャー	・ 他ドナー支援状況調査		
		12:00	UNDP 訪問	Mr. Khunan プロジェクトマネージャー			
		14:00	MM 署名式	長官、民事部長、弁護士会長、財務省開発投資協力局長			
		16:00	大使館報告	藁谷参事官、大川書記官	・ 調査結果報告		
11	7/1 (水)		帰国 (00:20UB 発ソウル経由 10:45)				

1-2 主要面談者リスト

主要面談者リスト

1. 最高裁判所

Batdelger	最高裁判所長官
Amarsaikhan	最高裁判所民事部長
Batsaikhan	最高裁判所刑事部長
Tungalag	最高裁判所判事
Erdenechuluun	最高裁判所事務局長
Dolgorsuren	最高裁判所事務局シニアオフィサー

2. 裁判所評議会

Mendsaikhan	裁判所評議会裁判管理・組織部長
Myangaa Bayasgalan	裁判所評議会書記官

3. 首都裁判所

Urnundelger	首都裁判所判事
Gariimaa Tumee	首都裁判所判事

4. バヤンズルフ区裁判所

Baatar Bavaliin	バヤンズルフ区裁判所長
Selenge	バヤンズルフ区裁判所判事

5. ダルハン市裁判所

Luvdsndash Amarsanaa	ダルハン市高裁長官
Tsog Och	ダルハン市一審裁判所長官
Nurzudmaa	高等裁判所判事
P.Enkhbayar	裁判所事務局長

6. 弁護士会

Purevnyam	弁護士会長
Altan-Ulzii	弁護士（調停センター長）
Dawaa	弁護士（調停センター調停人）
Olziihuu	弁護士（調停センター調停人）
Baigalmaa	弁護士（調停センター調停人）
Terbish	弁護士会ダルハン支部弁護士

7. 法務内務省

Bayasgalan	法務内務省事務次官
Narantuya	国際関係・協力課長
Uuganbat	国際関係・協力課職員

8. 財務省

Khurenbaatar	財務省開発投資協力局長
Tuguldur	開発投資協力局職員

9. 国立法律研究所

Myagmar	国立法律研究所長
---------	----------

10. 商工会仲裁センター

Haliun	仲裁センター事務局長
--------	------------

11. GTZ

Zaya	プロジェクトディレクター
Javkhlan	プロジェクトマネジャー

12. 世界銀行

Sarantuya	調達オフィサー
-----------	---------

13. UNDP

Khunan	プロジェクトマネジャー
--------	-------------

**MINUTES OF MEETINGS BETWEEN
JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM AND
AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF MONGOLIA ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM**

The Japanese Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) for the Project for Strengthening Mediation System (hereinafter referred to as “the Project”), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) headed by Ms Kayo TORII, Director of Law and Justice Division, Public Policy Department, JICA, visited Mongolia from 21st June to 1st July, 2009, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the background, concept and the scope of the Project.

During its stay, the Team and the Mongolian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Mongolian side”) had a series of discussions and worked out the details of the Project.

As a result of the study and discussions, the both sides reached a common understanding concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

Ulaanbaatar, June 30th, 2009

島居香代

Ms. Kayo TORII
Leader
Japanese Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

Ms. Tsend AMARSAIKHAN
Presiding Justice
Chamber of Civil Cases
Supreme Court
Mongolia



Mr. Baavgai KHURENBAATAR
Director-General
Department of Development Financing and
Cooperation
Ministry of Finance
Mongolia



Mr. Banzragch PUREVNYAM
President
Association of Mongolian Advocates
Mongolia

THE ATTACHED DOCUMENT

I. Background

Since the transition to a market economy in 1990s, revitalization of private sector activities as well as social changes were accompanied by the increase of various disputes among citizens, and accordingly the needs for diversification of means of settling civil disputes have been increased. In this context, Government of Mongolia places priority on legal and judicial reform and institutional capacity strengthening of judicial institutions.

In view of the above and based on the request from the Government of Mongolia, the Government of Japan dispatched a Japanese long-term expert from 2004 to 2006 to support enhancing capacity of legal professionals and strengthening the function of the Association of Mongolian Advocates (hereinafter referred to as "AMA"). It was followed by the Legal Reform Support Project, which was implemented by the AMA with support of the Ministry of Justice and Home Affairs and in cooperation with JICA from 2006 to 2008. As a result of these joint efforts, the Mediation Center was established in the AMA and the advocates were trained as mediators.

The Supreme Court of Mongolia (hereinafter referred to as "SC") requested the Project for Strengthening Mediation System to the Government of Japan to support the efforts of SC in introducing the mediation system in the judicial system in collaboration with the AMA.

The Team was thus dispatched to discuss with the Mongolian authorities to detail out the Project framework.

II. Basic framework of the Project

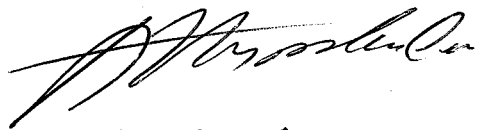
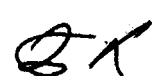
As a result of discussions, the Team and the Mongolian side shared a common view on the basic framework of the Project as below. Both sides also discussed the draft Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") as attached in ANNEX VI that will be further discussed and finalized by the time of commencement of the Project.

1. Project Title

The Project for Strengthening Mediation System

2. Scope of the Project

The Team and the Mongolian sides confirmed that the Project would aim at working out the roadmap to introduce the mediation system in civil and family cases in Mongolia through the activities in the pilot court areas as well as in-depth study by the Working Group comprised of judges, advocates and other concerned professionals. It was also

agreed that the Mediation Center would be effectively utilized with due considerations to the practical linkage between the court procedure and mediation by the Center.

3. Steps to be taken

Since mediation was rather new to Mongolian legal and judicial system and it was necessary to discuss and design the appropriate mediation system for Mongolian circumstances, it was agreed that the following steps would be taken to implement the Project. Details are shown in the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") in ANNEX I and Plan of Operations (hereinafter referred to as "PO") in ANNEX II.

- Preparation: The General Council of the Courts/ AMA jointly issues the order to assign members of the WG. The Board of the AMA officially confirms to position the Mediation Center inside the AMA and declare the introduction of mediator's license.
- Step 1: WG members discuss the activities to be conducted in the pilot court areas and prepare the flow of mediation procedure.
- Before Step 2: General Council of the Courts issues the decision on the selection of pilot courts with their activities.
- Step 2: The mediation procedure is introduced in the pilot court areas based on the flow of mediation procedure.
- Step 3: The flow of mediation procedure is reviewed by the WG.
- Step 4: WG identifies the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for introducing the mediation system to the whole country and prepares the revised flow of mediation procedure.

4 Duration of the Project

Based on the discussion on the PO in ANNEX II, it was agreed that the duration of the Project would be two years and six months, desirably starting in the first quarter of 2010. The starting date will be further consulted before signing of R/D.

5. Master Plan

Through the series of discussions, the both sides reached the agreement on the framework of the Project as follows. Details are shown in the PDM in ANNEX I. It was understood that the attached PDM is provisional, and both sides will further review and revise the matrix as necessary in an early stage of the Project implementation upon mutual agreement.

(Overall Goal)

Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia.

(Project Purpose)

The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas.

(Outputs)

- (1) Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas
- (2) Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas.
- (3) Function of the Mediation Center of the AMA is strengthened.
- (4) Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is revised.

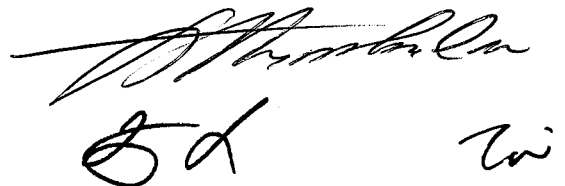
6. Tentative Plans of Operations

The both sides agreed on the PO as shown in ANNEX II, which will be further reviewed and revised as necessary in due course.

7. Administration of the Project

As a result of the discussions, both sides agreed on the Administration of the Project as proposed below. In addition to the SC of Mongolia, which is the responsible organization of the Project, the AMA and its Mediation Center are supposed to be profoundly engaged with the Project. The Team and the Mongolian sides agreed to the sharing of roles and responsibilities between the SC and the AMA as referred in ANNEX III, IV and V.

- (1) Project Director: The Chief Justice of SC
- (2) Project Manager: The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC
- (3) Working Group Members:
 - Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
 - President of AMA
 - Judges of SC
 - Representative(s) of Judicial Research Center
 - Judges of Capital City Court of Appeals
 - Representative of General Council of the Courts
 - Judges of pilot courts



- Clerks of pilot courts
- Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
- Representative of National Legal Institute
- Staff of SC (Secretariat)

III. Specific Issues Confirmed on the Project

1. Policy of the Government of Mongolia on the Mediation System

The strengthening of the legal and judicial system and concerned institutions are depicted as the priority issues in “Millennium Development Goals Based Comprehensive National Development Strategy of Mongolia” (2007) and “Action Plan of the Government of Mongolia for 2008-12” (2008).

The Chief Justice of the SC as well as the State Secretary of the Ministry of Justice and Home Affairs mentioned that the introduction of the mediation system in the legal and judicial system is in accordance with the government policies as it would promote the low cost/short-term dispute resolutions and would help to reduce the load of the courts. Furthermore, it was referred that the improvement of the judges’ knowledge and skills on mediation, particularly in family cases, is required to meet the needs on current clauses of the Code of Civil Procedure.

In addition, clause 5-1-2 of the Order of the General Council of the Courts on *Monitoring Principles of the Courts of Mongolia* issued in April 2009 states that civil dispute resolution by mediation and reconciliation should be promoted, for which necessary methods and guidelines should be prepared and observed.

2. Definition of “mediation”

The Team found that it was difficult to have a common image of the term “mediation” since it is rather new term to Mongolian legal and judicial system. In the course of the discussion, the Team showed its opinion that “mediation” is the concept which can be defined as ‘the procedures/ the supporting system to promote the discussion and negotiations between the parties facilitated by the neutral third party, which are the forms of dispute resolution procedures conducted inside and outside the courts except the judgment procedures.’ It was agreed by the both sides that the definition of the term “mediation” and its translation in Mongolian language need to be considered cautiously in the WG.





3. Possible options of introducing mediation system

The both sides exchanged views on the possible future options of introducing mediation procedure in the Project and agreed that possible options and associated procedures should be thoroughly examined during the Project.

As of now, the Mongolian side showed interests in practicing mediation procedure by the judges in family cases, especially in divorce cases, since it is stipulated in the existing Code of Civil Procedure and the Family Law. The Mongolian side also had keen interest in introducing mediation in the civil cases, however, it was found that not many options could be easily practiced under the current law and legal system and thus further study would be required during the Project. The Team was also informed of the possibility to introduce mediation procedure, even under the existing law, in the form of the reference from the Information Division of the court to the Mediation Center before accepting the cases from the visitors.

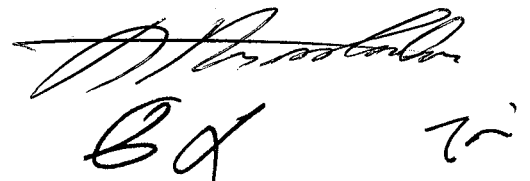
The Team proposed that thorough consideration by the WG would be needed during the Step 1 on the following issues;

- who are involved with mediation procedure
- organization which handles mediation procedure
- type of cases to be handled through mediation
- timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure)
- how to transfer cases to mediation
- charge of mediation procedure and fee of the mediators
- substantial effects of the result of mediation
- linkage between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia
- procedural effects of mediation

4. Pilot Court Activities

(1) Legal basis of the pilot court activities

Regarding the basis of the mediation activities in the pilot court areas, the Mongolian side confirmed that the General Council of the Courts, which is the organization guaranteed for the independence of the judiciary from other branches of government and has the mandate to ensure the impartiality of judges and the independence of courts as the governing administrative body of the judiciary and to issue



the court regulations, should issue the order which allows the pilot courts to implement mediation in the Project.

(2) Selection of the pilot courts

It was agreed that the order of the General Council of the Courts on selecting pilot courts and practicing mediation in the selected courts would be issued before Step 2 as mentioned before. As to the selection of the pilot courts, the Team and the Mongolian sides agreed the criteria for the selection as below;

- the number of civil and family cases handled by the court concerned.
- the nature of the cases handled by the court concerned
- the personnel structure of the court concerned
- the number of advocates operating in the area of the court.
- the availability of the court judges, clerks and advocates to participate in WG
- the availability of the room for mediation office

(3) Duty of confidentiality

It was agreed by the both side that the obligation to protect personal information and official secrets in handling the cases referred to mediation in the pilot court areas needs to be considered cautiously in the WG and necessary measures should be taken accordingly.

5. The Mediation Center

It was confirmed that 10 advocates currently work as trained mediators at the Mediation Center in the AMA. The AMA showed the concerns about the facts that the mediation is practiced by the advocates who have not taken training on mediation. The Team proposed that the AMA officially confirm to position the Mediation Center inside the AMA and declare the introduction of mediator's license and it agreed to the proposal.

IV. Next Steps

1. Procedures before the Commencement of the Project

- (1) The R/D will be signed between JICA Mongolia Office and the Mongolian side.
- (2) The General Council of the Courts/ AMA jointly issues the order to assign members of the WG. The Board of the AMA officially confirms to position the Mediation Center inside the AMA and declare the introduction of mediator's license.

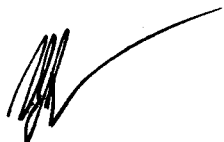
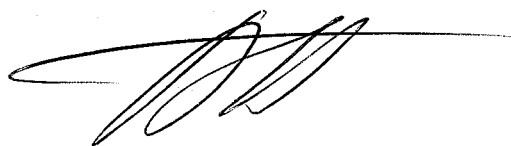
2. Preparation of the WG

The Team proposed that seminars on Japanese mediation system would be held to the

prospective WG members by JICA-Net (TV conference) and the Mongolian side would start discussion on the introduction of the mediation system in Mongolia before the commencement of the Project. The Mongolian side agreed to the proposal.

LIST OF ANNEX

- ANNEX I TENTATIVE PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)
- ANNEX II TENTATIVE PLAN OF OPERATION (PO)
- ANNEX III IMPLEMENTATION STRUCTURE OF THE PROJECT
- ANNEX IV TERMS OF REFERENCES (TOR) OF WORKING GROUP
- ANNEX V LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX VI DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)



ANNEX I: TENTATIVE PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)

Project Title: Project for Strengthening Mediation System
 Project Period: From January, 2010 to June, 2012
 Narrative Summary

Target Group: The Supreme Court of Mongolia (SC), Association of Mongolian Advocates (AMA)
 Target Area: Ulaanbaatar, Pilot court area

Date: June, 2009

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p><Overall Goals> Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia</p>	<p>1. The number of cases referred to mediation is increased 2. The number of cases solved by mediation is increased</p>	<ul style="list-style-type: none"> Case record of the Mediation Center Judicial statistics of the SC 	
<p><Project Purpose> The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas</p>	<p>1. The laws and regulations necessary to implement mediation system are drafted 2. Plan of training for mediators is prepared 3. Revised flow of mediation procedure is prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> Draft laws and regulations necessary to implement mediation system Plan of training for mediators Revised flow of mediation procedure 	
<p><Outputs> 1. Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas</p>	<p>1-1 Flow of mediation procedure is prepared 1-2 Dissemination materials for pilot court activities are prepared 1-3 The number of cases referred to mediation is increased in the pilot court areas</p>	<ul style="list-style-type: none"> Flow of mediation procedure Material for dissemination Case records of the pilot courts Questionnaire to and interview with Japanese experts and SC officials Interviews with the person who experienced mediation 	
<p>2. Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas</p>	<p>2-1 Plan of training for mediators is prepared 2-2 The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased 2-3 Training curriculum and materials are prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> Draft regulations and plans List of the mediators Training curriculum and materials 	
<p>3. Function of the Mediation Center of the AMA is strengthened</p>	<p>3-1 The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased 3-2 The number of mediation cases in the Mediation Center is increased</p>	<ul style="list-style-type: none"> List of the mediators of the Mediation Center Case records of the Mediation Center 	
<p>4. Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is revised</p>	<p>4-1 The suggestion report on items to be fixed for nationwide introduction of mediation is prepared 4-2 Draft laws and regulation necessary for nationwide implementation of mediation are prepared 4-3 Flow of mediation procedure is revised 4-4 Materials for dissemination are prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> The suggestion report Draft laws and regulation Revised flow of mediation procedure Material for dissemination 	
<p><Activities></p>	<p><Inputs></p>		

	<Japan>	<Mongolia>
<p>1-1 Flow of mediation procedure (*) for the pilot court areas is discussed and prepared in the Working Group on designing mediation (WG)</p> <p>*Flow of mediation procedure includes matters below</p> <ul style="list-style-type: none"> - who are involved with mediation procedure - organization which handles mediation procedure - type of cases to be handled through mediation - timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure) - how to transfer cases to mediation - charge of mediation procedure and fee of the mediators - substantial effects of the result of mediation - linkage between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia - procedural effects of mediation - others <p>1-2 WG chooses the pilot courts for official assignment by the General Council of the Courts</p> <p>1-3 WG prepares necessary dissemination materials for pilot court activities</p> <p>1-4 Judges, court clerks and mediators in the pilot court areas implement the flow of mediation procedure</p> <p>1-5 WG members review the flow of mediation procedure with the feedback from the pilot court areas</p>	<p><Long-term Experts></p> <ul style="list-style-type: none"> • Mediation system (1 person x 2.5 yrs) <p><Short-term Experts></p> <p>(2 persons x 0.2 months x 3 times per year)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Mediation skills - Mediation procedure <p><Counterpart Training></p> <ul style="list-style-type: none"> • Training in Japan (approximately 10 persons x 0.5 months x 1 time per year) <p><Equipment></p> <ul style="list-style-type: none"> • Facilities of the office for long-term expert • Materials for training 	<p><Counterpart Personnel></p> <ul style="list-style-type: none"> • Project Director: Chief Justice of SC • Project Manager: Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC • WG Members: Judges of SC, Representative(s) of Judicial Research Center, President of AMA, Representative of the General Council of the Courts, Judges of the Capital City Court of Appeals, Judges and clerks of the pilot courts, Advocates (Mediators and prospective mediators), Representative of Ministry of Justice and Home Affairs, Representative of National Legal Institute, Staff of SC (Secretariat) <p><Facility and Equipment></p> <ul style="list-style-type: none"> • Offices for long-term expert in SC • Meeting/lecture rooms for seminars and workshops • Other relevant facilities and equipment
<p>2-1 WG members discuss the qualifications, status and Terms of References (ToR) of mediator with the flow of mediation procedure (1-1)</p> <p>2-2 WG members discuss the training methods for mediators</p> <p>2-3 Training for the prospective trainers are conducted</p> <p>2-4 WG members produce the training curriculum and materials</p> <p>2-5 Trainers conduct training for the prospective mediators in the pilot court areas</p> <p>2-6 WG members review the qualification, status, ToR and training methods for mediator with the feedback from the pilot court areas</p>	<p><Pre-conditions></p> <ul style="list-style-type: none"> • The General Council of the Courts/ AMA jointly issued the 	<p>Pre-conditions</p> <ul style="list-style-type: none"> • The General Council of the Courts/ AMA jointly issued the



<p>1-1 Trainings are conducted for mediators and prospective mediators of the Mediation Center</p> <p>3-2 The Mediation Center disseminates mediation and its activities to the public</p> <p>3-3 The AMA defines qualifications of mediator with the result of discussion (2-1)</p>		<p>order to assign members of the WG</p> <p>The Board of the AMA makes official decision which positions the Mediation Center inside the AMA and which declares the introduction of mediator's license</p>
<p>4-1 WG members discuss the method of monitoring and evaluation of activities in the pilot court areas</p> <p>4-2 WG studies mediation cases in the pilot court areas and discuss the problems on regular basis</p> <p>4-3 WG members identify the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for the introduction of mediation system</p> <p>4-4 WG members discuss the laws, regulations, implementation systems and other necessary items to apply mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure</p> <p>4-5 WG members prepare the necessary materials such as pamphlet to disseminate mediation to the public</p>	<p><Field Operation Cost></p> <ul style="list-style-type: none"> • Cost for holding seminars in Mongolia <p><Local Cost></p> <ul style="list-style-type: none"> • Salary for counterpart personnel • Costs of custom clearance, domestic transportation, storage, and installation for equipment provided by Japan • Maintenance costs for facility and equipment <p><Headquarter Support System></p> <ul style="list-style-type: none"> • Advisory Group • JICA-Net Seminar (TV Conference) 	





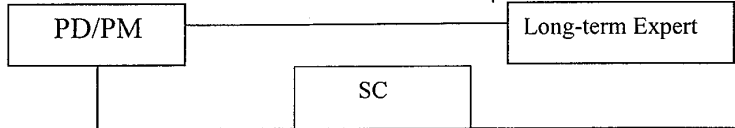
ANNEX III

IMPLEMENTATION STRUCTURE OF THE PROJECT

Joint Coordination Committee (JCC) : Supreme Court (SC), Capital City Court of Appeals, General Council of the Courts, Association of Mongolian Advocates (AMA), National Legal Institute, Ministry of Finance, Ministry of Justice and Home Affairs, JICA

PD: The Chief Justice of SC

PM: The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC



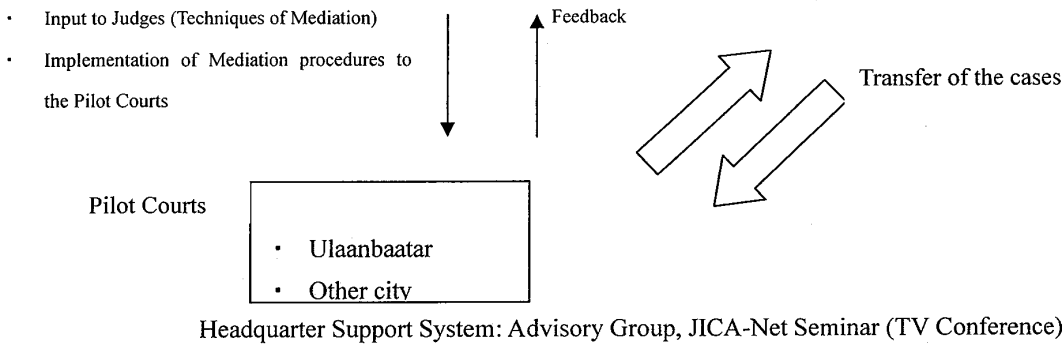
Working Group for designing mediation system (WG)

【Member】

- Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
- President of AMA
- Judges of SC
- Representative(s) of Judicial Research Center
- Judges of Capital City Court of Appeals
- Representative of General Council of the Courts
- Judges of pilot courts
- Clerks of pilot courts
- Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
- Representative of National Legal Institute
- Staff of SC (Secretariat)

【Activity】

- Prepare the flow of mediation procedure
- Discuss the qualification, status and ToR of mediators
- Discuss the plan of training for mediators and develop the mediators through training
- List the necessary items to implement the mediation system
- Prepare the revised flow of mediation procedure



ANNEX IV

TERMS OF REFERENCES (TOR) OF WORKING GROUP

1. Functions

- (1) To prepare the flow of mediation procedure to implement mediation in the pilot court areas
- (2) To prepare the plan of training for mediators and conduct training for the prospective trainers
- (3) To clarify the laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure

2. Activities

To hold a committee twice or three times per month, the frequency changes if necessity arises, and discuss the following issues. If needed, Working Group can be split into Sub-Groups to discuss specific topics.

- (1) To prepare the flow of mediation procedure to implement mediation in the pilot court areas

- (1)-1 To discuss and prepare the flow of mediation procedure for the pilot court areas

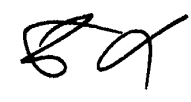
*Flow of mediation procedure includes matters below:

- who are involved with mediation procedure
- organization which handles mediation procedure
- type of cases to be handled through mediation
- timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure)
- how to transfer cases to mediation
- charge of mediation procedure and fee of the mediators
- substantial effects of the result of mediation
- linkage between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia
- procedural effects of mediation
- others

- (1)-2 To choose the pilot courts for official assignment by the General Council of the Courts

- (1)-3 To prepare necessary dissemination materials for pilot court activities

- (1)-4 To review the flow of mediation procedure with the feedback from the pilot court areas



ANNEX IV

- (2) To prepare the plan of training for mediators and conduct training for the prospective trainers
- (2)-1 To discuss the qualifications, status and ToR of mediator with the flow of mediation procedure
- (2)-2 To discuss the training methods for mediators
- (2)-3 To produce the training curriculum and materials
- (2)-4 To review the qualification, status, ToR and training methods of mediator with the feedback from the pilot court areas
- (3) To clarify the laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure
- (3)-1 To discuss the method of monitoring and evaluation of activities in the pilot court areas
- (3)-2 To study mediation cases in the pilot court areas and discuss the problems on regular basis
- (3)-3 To identify the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for the introduction of mediation system
- (3)-4 To discuss the laws, regulations, implementation systems and other necessary items to apply mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure
- (3)-5 To prepare the necessary materials such as pamphlet to disseminate mediation to the public

3. Member

- Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
- President of AMA
- Judges of SC
- Representative(s) of Judicial Research Center
- Judges of Capital City Court of Appeals
- Representative of General Council of the Courts
- Judges of pilot courts
- Clerks of pilot courts
- Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
- Representative of National Legal Institute
- Staff of SC (Secretariat)



ANNEX V

**LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE
PERSONNEL**

1. Project Director

The Chief Justice of the Supreme Court (SC)

2. Project Manager

The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC

3. Counterpart Personnel

3-1 Working Group Member to design the mediation system

- Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
- President of AMA
- Judges of SC
- Representative(s) of Judicial Research Center
- Judges of Capital City Court of Appeals
- Representative of General Council of the Courts
- Judges of pilot courts
- Clerks of pilot courts
- Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
- Representative of National Legal Institute
- Staff of SC (Secretariat)

3-2 Assistants to support overall logistical issues on the Project

4. Other personnel mutually agreed upon as necessary



(DRAFT)

**RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF MONGOLIA ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM**

With reference to the Minutes of Meetings between the Japanese Detailed Planning Survey Team and the authorities concerned of the Government of Mongolia on the Project for Strengthening Mediation System (hereinafter referred to as “the Project”), signed on 30th June 2009, the Chief Representative of Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) Mongolia office exchanged views and had a series of discussions with the Mongolian authorities concerned with respect to desirable measures to be taken by JICA and the Government of Mongolia for the successful implementation of the Project.

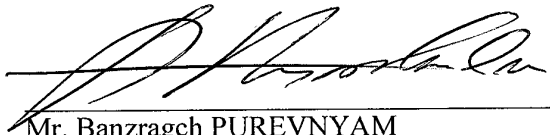
As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Mongolia signed in Tokyo on December 5, 2003 (hereinafter referred to as “the Agreement”), JICA and the Mongolian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Ulaanbaatar, , 2009

Mr. Yukio ISHIDA
Chief Representative
JICA Mongolia Office
Japan International Cooperation Agency
Japan

Mr. Sodnomdarjaa BATDELGER
Chief Justice of the Supreme Court and
Chair of the General Council of the Courts
Mongolia

Mr. Baavgai KHURENBAATAR
Director-General
Department of Development Financing and
Cooperation
Ministry of Finance
Mongolia


Mr. Banzragch PUREVNYAM
President
Association of Mongolian Advocates
Mongolia



ANNEX VI DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)

ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF MONGOLIA

1. The Government of Mongolia will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF EQUIPMENT

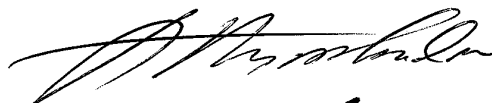

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF MONGOLIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Mongolian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF MONGOLIA

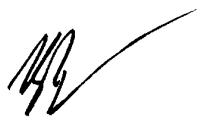
1. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of

ANNEX VI DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)

Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Government of Mongolia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Mongolian nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Mongolia
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will grant in Mongolia privileges, exemptions, and benefits to the Japanese experts referred to II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Mongolia will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Mongolian personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will provide the services of Mongolian counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX IV
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.



ANNEX VI DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Chief Justice of the Supreme Court of Mongolia (hereinafter referred to as "SC"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC of Mongolia, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Director, the Project Manager and Mongolian counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VI.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Mongolian authorities concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Mongolia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Mongolia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of Mongolia on

ANNEX VI DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (DRAFT R/D)

any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Mongolia, the Government of Mongolia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Mongolia.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be two years and six months starting from the arrival day of a long-term expert.

- ANNEX I MASTER PLAN
- ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III LIST OF EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX V LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
- ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE(JCC)



ANNEX I

MASTER PLAN

Project Title: The Project for Strengthening Mediation System

(Overall Goal)

Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia

(Project Purpose)

The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas

(Outputs)

1. Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas
2. Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas
3. Function of the Mediation Center of the AMA is strengthened
4. Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is revised

(Activities)

1-1 Flow of mediation procedure (*) for the pilot court areas is discussed and prepared in the Working Group on designing mediation (WG)

*Flow of mediation procedure includes matters below

- who are involved with mediation procedure
- organization which handles mediation procedure
- type of cases to be handled through mediation
- timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure)
- how to transfer cases to mediation
- charge of mediation procedure and fee of the mediators
- substantial effects of the result of mediation
- linkage between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia
- procedural effects of mediation
- others

ANNEX I

- 1-2 WG chooses the pilot courts for official assignment by the General Council of the Courts
 - 1-3 WG prepares necessary dissemination materials for pilot court activities
 - 1-4 Judges, court clerks and mediators in the pilot court areas implement the flow of mediation procedure
 - 1-5 WG members review the flow of mediation procedure with the feedback from the pilot court areas
-
- 2-1 WG members discuss the qualifications, status and Terms of References (ToR) of mediator with the flow of mediation procedure (1-1)
 - 2-2 WG members discuss the training methods for mediators
 - 2-3 Training for the prospective trainers are conducted
 - 2-4 WG members produce the training curriculum and materials
 - 2-5 Trainers conduct training for the prospective mediators in the pilot court areas
 - 2-6 WG members review the qualification, status, ToR and training methods for mediator with the feedback from the pilot court areas
-
- 3-1 Trainings are conducted for mediators and prospective mediators of the Mediation Center
 - 3-2 The Mediation Center disseminates mediation and its activities to the public
 - 3-3 The AMA defines qualifications of mediator with the result of discussion (2-1)
-
- 4-1 WG members discuss the method of monitoring and evaluation of activities in the pilot court areas
 - 4-2 WG studies mediation cases in the pilot court areas and discuss the problems on regular basis
 - 4-3 WG members identify the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for the introduction of mediation system
 - 4-4 WG members discuss the laws, regulations, implementation systems and other necessary items to apply mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure
 - 4-5 WG members prepare the necessary materials such as pamphlet to disseminate mediation to the public

ANNEX II

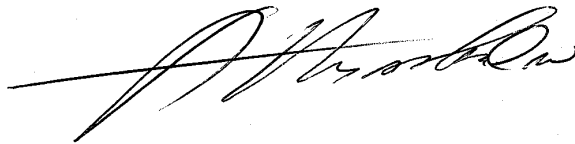
LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term Expert

- Mediation System: To provide necessary advice on the mediation system to the Working Group (WG) members and other Mongolian counterpart personnel

2. Short-term Experts

- Mediation Skills: To introduce the Japanese mediation system and skills to the WG members
- Mediation Procedure: To provide necessary advice on the flow of the mediation procedure to the WG members
- Others, if necessary



ANNEX III

LIST OF EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project as listed below might be provided to Mongolian side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

- Facilities of the office for long-term expert
- Training materials for mediators
- Equipment necessary for seminars and training

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (April 1st to March 31st).



ANNEX IV

**LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE
PERSONNEL**

1. Project Director

The Chief Justice of the Supreme Court (SC)

2. Project Manager

The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC

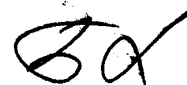
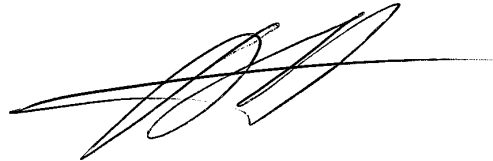
3. Counterpart Personnel

3-1 Working Group Member to design the mediation system

- Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
- President of AMA
- Judges of SC
- Representative(s) of Judicial Research Center
- Judges of Capital City Court of Appeals
- Representative of General Council of the Courts
- Judges of pilot courts
- Clerks of pilot courts
- Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
- Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
- Representative of National Legal Institute
- Staff of SC (Secretariat)

3-2 Assistants to support overall logistical issues on the Project

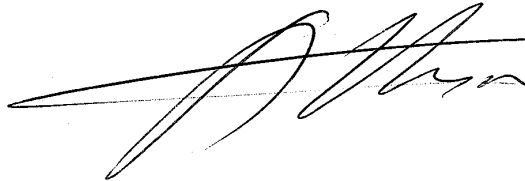
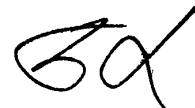
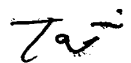
4. Other personnel mutually agreed upon as necessary



ANNEX V

LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

1. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project.
2. Office space and necessary facilities
3. Other facilities mutually agreed upon as necessary

A large, stylized handwritten signature in black ink, consisting of several overlapping loops and a long horizontal stroke extending to the right.A small, stylized handwritten signature in black ink, consisting of a few loops and a short horizontal stroke.A stylized handwritten signature in black ink, consisting of a large loop and a short horizontal stroke.A stylized handwritten signature in black ink, consisting of a few loops and a short horizontal stroke.

ANNEX VI

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

1. FUNCTION

The JCC composed of members listed in 2 below, will meet at least once a year and whenever the necessity arises in order:

- (1) to review the overall progress of the project as per Plan of Operation (PO)
- (2) to monitor and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

2. COMMITTEE COMPOSITION


(1) Chairperson:

The Chief Justice of the Supreme Court of Mongolia

(2) Members:

- The Mongolian side
 - a. [To be nominated by Supreme Court]
 - b. [To be nominated by Association of Mongolian Advocates]
 - c. [To be nominated by Capital City Court of Appeals]
 - d. [To be nominated by General Council of the Courts]
 - e. [To be nominated by Ministry of Justice and Home Affairs]
 - f. [To be nominated by National Legal Institute]
 - g. [To be nominated by Ministry of Finance]
- The Japanese side:
 - a. Japanese long-term expert
 - b. Chief Representative of JICA Mongolia Office

Notes: Official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observers.



Project Design Matrix (PDM)

Project Name: 調停制度強化プロジェクト

Target Area: ウランバートル、パイロットコート地区

Duration of the Project: January 2010 to June 2012

Target Group: モンゴル最高裁判所(SC)、モンゴル弁護士会(AMA)

Ver. 0

Date of PDM: June 2009

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal: モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続の利用件数が増える 調停によって解決される事件の数が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 調停センターの記録 最高裁判所の統計 	
<p>Project Purpose: パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグラウンディングが提示される</p>	<p>調停制度導入に向けた法令、規則 (案) ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停人養成の方針ができる 調停制度に関する業務フローができる 	<p>調停制度導入のための規則 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停人養成の方針 業務フロー 	
<p>Outputs:</p> <ol style="list-style-type: none"> パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる 調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される 弁護士会調停センターの機能が強化される 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 業務フローができる 1-2 パイロットコート地区で調停手続を利用した事件の数が増える 2-1 調停人養成の方針ができる 2-2 調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人が増える 2-3 研修カリキュラム・教材ができる 3-1 調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人の数が増える 3-2 調停センターを利用した事件の数が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁内部規則 業務フロー 専門家、最高裁への質問票、聞き取り調査 当事者へのインタビュー パイロットコートの記録 関連規則・方針案 調停人登録名簿 研修カリキュラム・教材 調停センターの調停人名簿 調停センターの記録 	
<ol style="list-style-type: none"> モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される 	<ol style="list-style-type: none"> 4-1 制度の全国的導入に向けて整備されるべき事項についての提言レポートができる 4-2 調停制度導入・運用に必要な規則草案ができる 4-3 改定業務フローができる 4-4 広報用素材ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 提言レポート 規則草案 改定業務フロー 広報用素材 	

Activities		Inputs	Preconditions
<p>1-1 調停制度検討ワーキンググループ (WG) において、調停制度を導入する際の業務フロー (*) を検討する</p> <p>* 業務フローについて検討すべき点は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調停の担い手 ・調停機関 ・調停に付する事件の種類 ・調停を行うタイミング (事件係属前か、係属後か) ・調停に回付する方法 ・申立手数料、調停人報酬の徴収方法および金額 ・成立した調停の実体的効力 ・モンゴルの民事訴訟法の簡易決定手続との連携 ・調停成立の場合の手続的効力 ・その他 <p>1-2 WG が、パイロットコートを選定し、裁判所評議会が正式に決定を出す</p> <p>1-3 WG がパイロットコート活動の広報用の素材を作成する</p> <p>1-4 パイロットコートにおいて、裁判官、裁判所職員および調停人が業務フローに則って業務を行う</p> <p>1-5 WG がパイロットコートでの業務の結果を受け、業務フローの見直しをする</p> <p>2-1 WG において、業務フロー(1-1)の検討とともに、調停人の資格、位置づけ、業務内容について検討する</p> <p>2-2 WG において、調停人の養成方法を検討する</p> <p>2-3 トレーナー候補者に対する研修を実施する</p> <p>2-4 WG において、調停人養成のための研修カリキュラム案及び教材を作成する</p> <p>2-5 トレーナーが、調停人候補者に対する研修を実施する</p> <p>2-6 WG において、パイロットコートでの業務の結果を受け、調停人の資格、位置づけ、業務内容および養成方法について見直しをする</p> <p>3-1 調停センターの調停人または調停人候補者に対する研修を実施する</p> <p>3-2 WG の検討結果を踏まえて、調停制度および調停センターの広報を行う</p> <p>3-3 2-1 の結果を受け、弁護士会として、調停人の資格を明確化する</p>	<p>(Japanese side)</p> <p><長期専門家></p> <ul style="list-style-type: none"> - 調停制度 (1名×2.5年) <p><短期専門家: 2名×5日×3回/年></p> <ul style="list-style-type: none"> - 調停技術 - 調停手続 <p><本邦研修></p> <p>約10名×0.5ヶ月×1回/年</p> <p><供与機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家用オフィスの備品 ・研修教材等 <p><現地業務費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催費等 <p><国内支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザリーグループ ・JICA-Net セミナー (TV会議) 	<p>(Mongolian side)</p> <p><カウンセラーパート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトディレクター: 最高裁長官 ・プロジェクトマネージャー: 最高裁民事部長 ・構成員 <p>調停制度検討 WG: 最高裁判事、最高裁研究センター代表、弁護士会長、裁判所評議会代表、首都裁判所判事、パイロットコート判事、職員、弁護士 (調停人及び調停人候補)、法務内務省代表、国立法律研究所代表、最高裁職員 (事務局)</p> <p><施設・機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高裁内の長期専門家用オフィス ・セミナー/WS 開催のための会議室・教室 ・その他関連施設・機材 <p><ローカルコスト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル側関係者の給与 ・供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用 ・施設・資機材維持管理費用 	<p>Preconditions</p> <p>1 裁判所評議会/弁護士会が WG メンバーの任命に関する共同令を出す</p> <p>2 弁護士会理事会が、調停センターを正式に弁護士会の傘下におき、調停人の資格制度の創設を宣言する</p>

<p>4-1 WGが、パイロットコートでの活動の成果をどのように測るか検討する</p> <p>4-2 WGが、パイロットコート地区の調停について定期的に事例研究し、問題点について協議する</p> <p>4-3 WGにおいて、関連法令のうち調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップする</p> <p>4-4 WGがパイロットコートでの業務の結果を踏まえ、調停制度を導入するための法令、規則、実施体制を検討し、調停制度を全国に導入するための改定業務フローを作成する</p> <p>4-5 WGが、調停に関して一般に広報するための資料、パンフレット等必要な素材を作成する</p>			
---	--	--	--

1-5 PO案(和文)

PO(案)

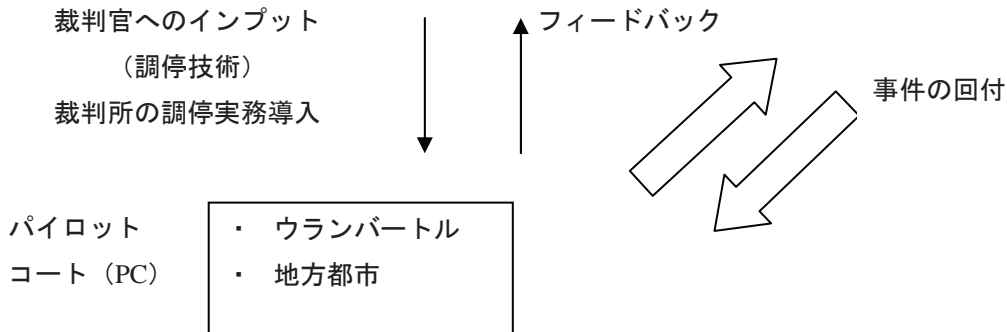
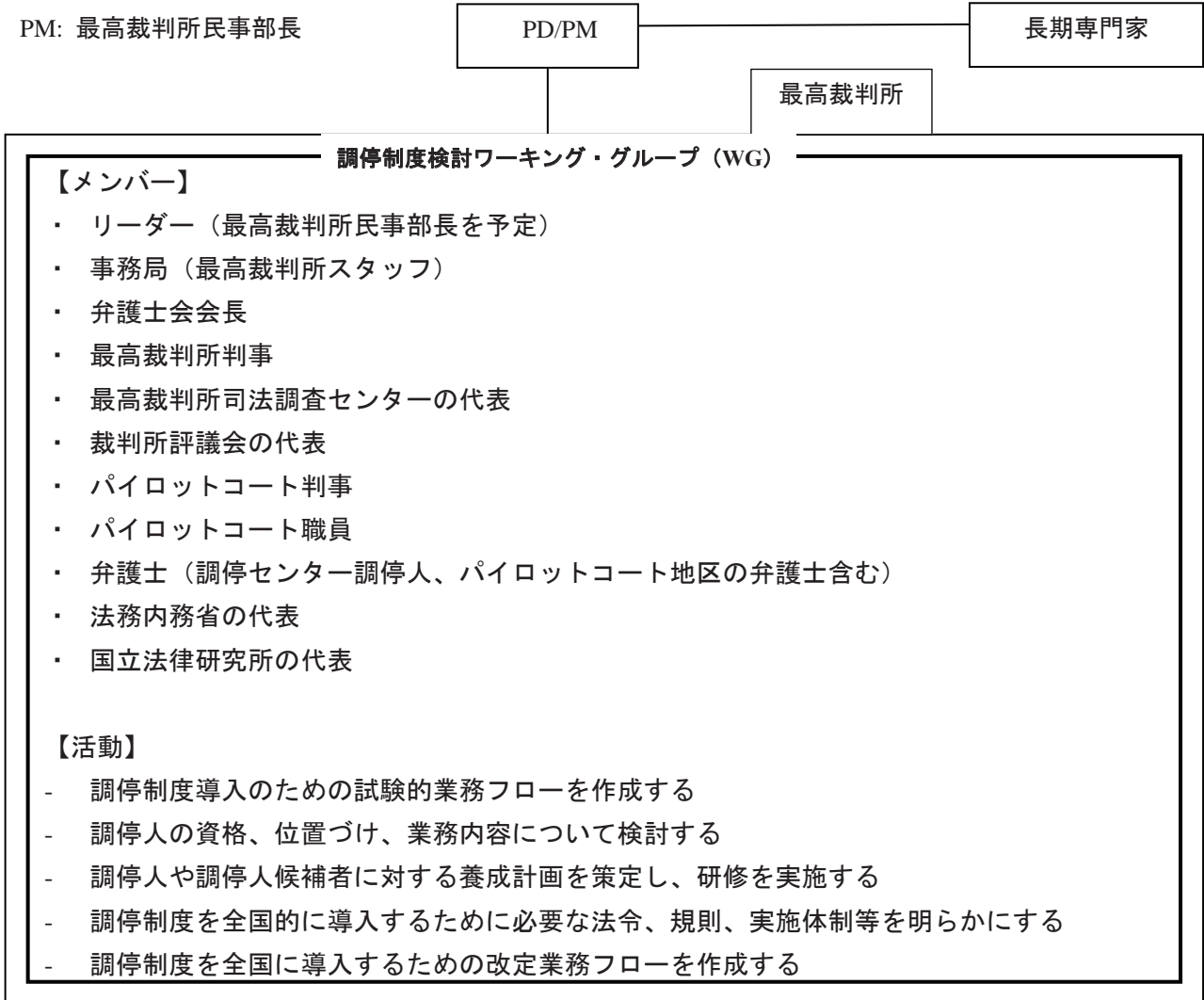
	2010												2011												2012					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
成果1 パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる																														
1-1 調停制度検討ワーキング・グループ(WG)において、調停制度を導入する際の業務フローを検討する																														
1-2 WGが、パイロットコートを選定し、裁判所評議会が正式に決定を出す																														
1-3 WGがパイロットコート活動の広報用の素材を作成する																														
1-4 パイロットコートにおいて、裁判官、裁判所職員および調停人が業務フローに則って業務を行う																														
1-5 WGがパイロットコートでの業務の結果を受け、業務フローの見直しをする																														
成果2 調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される																														
2-1 WGにおいて、業務フロー(1-1)の検討とともに、調停人の資格、位置づけ、業務内容について検討する																														
2-2 WGにおいて、調停人の養成方法を検討する																														
2-3 トレーナー候補者に対する研修を実施する																														
2-4 WGにおいて、調停人養成のための研修カリキュラム案及び教材を作成する																														
2-5 トレーナーが、調停人候補者に対する研修を実施する																														
2-6 WGにおいて、パイロットコートでの業務の結果を受け、調停人の資格、位置づけ、業務内容および養成方法について見直しをする																														
成果3 弁護士会調停センターの機能が強化される																														
3-1 調停センターの調停人または調停人候補者に対する研修を実施する																														
3-2 WGの検討結果を踏まえて、調停制度および調停センターの広報を行う																														
3-3 2-1の結果を受け、弁護士会として、調停人の資格を明確化する																														
成果4 モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される																														
4-1 WGが、パイロットコートでの活動の成果をどのように測るか検討する																														
4-2 WGが、パイロットコート地区の調停について定期的に事例研究し、問題点について協議する																														
4-3 WGにおいて、関連法令のうち調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップする																														
4-4 WGがパイロットコートでの業務の結果を踏まえ、調停制度を導入するための法令、規則、実施体制を検討し、調停制度を全国に導入するための改定業務フローを作成する																														
4-5 WGが、調停に関して一般に広報するための資料、パンフレット等必要な素材を作成する																														

1-6 実施体制図案

合同調整委員会(JCC):最高裁判所(SC)、首都裁判所、裁判所評議会、モンゴル弁護士会、国立法律研究所、法務内務省、財務省

PD: 最高裁判所長官

PM: 最高裁判所民事部長



日本側支援体制：アドバイザーグループ、JICA-Net セミナー (TV 会議)

1-7 ワーキング・グループ設置案

調停制度検討ワーキング・グループ設置（案）

1 役割

- 1-1 パイロットコートで、調停制度を導入するための試験的業務フローを作成する。
- 1-2 調停人や調停人候補者に対する養成計画を策定し、研修を実施する。
- 1-3 パイロットコートでの調停制度の試験的導入の結果を踏まえ、調停制度を全国的に導入するために必要な法令、規則、実施体制などを明らかにするとともに改訂業務フローを作成する。

2 活動

月に2、3回（必要に応じ回数は変動する）会合を開き、以下について検討を行う。活動内容が分化してくれば、サブワーキング・グループに分かれて活動することも考えられる。

- 2-1 パイロットコートで、調停制度を導入するための試験的業務フローを作成する。

2-1-1 調停制度を導入する際の業務フロー（*）を検討する

*業務フローについて検討すべき点は、例えば、以下のような事項がある

- ・ 調停の担い手
- ・ 調停機関
- ・ 調停に付する事件の種類
- ・ 調停を行うタイミング（事件係属前・係属後の別）
- ・ 調停に回付する方法
- ・ 申立手数料、調停人報酬の徴収方法及び金額
- ・ 成立した調停の実体的効力
- ・ モンゴルの民事訴訟法の簡易決定手続との連携
- ・ 調停成立の場合の手続的効力
- ・ その他

2-1-2 パイロットコートを選定し、裁判所評議会が正式に決定を出す

2-1-3 パイロットコート活動の広報用の素材を作成する

2-1-4 パイロットコートでの業務の結果を受け、業務フローの見直しをする

2-2 調停人や調停人候補者に対する養成計画を策定し、研修を実施する

2-2-1 業務フロー（2-1）の検討とともに、調停人の資格、位置づけ、業務内容について検討する

2-2-2 調停人の養成方法を検討する

2-2-3 調停人養成のための研修カリキュラム案及び教材を作成する

2-2-4 パイロットコートでの業務の結果を受け、調停人の資格、位置づけ、業務内容および養成方法について見直しをする

- 2-3 パイロットコートでの調停制度の試験的導入の結果を踏まえ、調停制度を全国的に導入するために必要な法令、規則、実施体制等を明らかにするとともに、改訂業務フローを作成する
 - 2-3-1 パイロットコートでの活動の成果をどのように測るかを検討する
 - 2-3-2 パイロットコート地区の調停について、定期的に事例研究し、問題点について協議する
 - 2-3-3 関連法令のうち、調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップする
 - 2-3-4 パイロットコートでの業務の結果を踏まえ、調停制度を導入するための法令、規則、実施体制を検討し、調停制度を全国に導入するための改定業務フローを作成する
 - 2-3-5 調停に関して一般に広報するための資料、パンフレット等必要な素材を作成する

3. 構成

- 3-1 リーダー（最高裁民事部長を予定）
- 3-2 事務局（最高裁判所スタッフ）
- 3-3 メンバー
 - ・ 弁護士会会長
 - ・ 最高裁判所判事
 - ・ 最高裁判所司法調査センターの代表
 - ・ 裁判所評議会の代表
 - ・ パイロットコート判事
 - ・ パイロットコート職員
 - ・ 弁護士（調停センター調停人、パイロットコート地区の弁護士含む）
 - ・ 法務内務省の代表
 - ・ 国立法律研究所の代表
- 3-4 オブザーバー JICA 長期専門家

事件種類	手続	手続選択者	調停機関	調停人	費用
1-1	裁判所で事件を受理する前に、調停センターを紹介する				
1-1-1	①裁判所情報部で判断して提案する	書記官/裁判官	センター	弁護士など	センター手数料
1-1-2	②規則等で調停に付す事件を決め、(機械的に)まわす	書記官			
1-2	裁判所で事件を受理した後、裁判官の判断で調停センターを提案する	裁判官	センター	弁護士など	センター手数料
2-1	裁判所調停部に調停人を登録し、「調停申立」(最初から調停)を受け取る	当事者/規則	裁判所調停部	弁護士など	裁判所・調停人報酬
2-2	裁判所調停部に調停人を登録し、訴訟事件の審理途中で調停を試みる	裁判官	裁判所調停部	弁護士など	裁判所・調停人報酬
2-3	事件を担当している裁判官が調停(和解勧誘)をする	裁判官	裁判所	裁判官	不要
3-1	裁判所で事件受理後、民事訴訟法所定の期間内は、調停センターを提案する	裁判官	センター	弁護士など	裁判所・調停人報酬
4-1	裁判所調停部に調停人を登録し、法定期間内に、調停をする	裁判官	裁判所調停部	弁護士など	裁判所・調停人報酬
4-2	事件を担当している裁判官が、自ら調停(和解勧誘)をする	裁判官	裁判所	裁判官	不要

*

* モンゴルの家族法に、離婚事件については、事件の正式な受理後3ヶ月間の再考期間が設けられている。そのため、家事事件については、特に事件の受理前あるいは受理後にセンターへ回付ということは検討せず、現行の法規定の中で、話し合いによる解決を取り入れる方向で検討している。

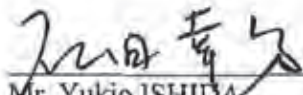
* モンゴル最高裁判所は、家事事件における調停の導入に関しては、裁判官に調停技術を身につけさせ調停させる方向で考えている様子。

**RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
AUTHORITIES CONCERNED OF
THE GOVERNMENT OF MONGOLIA ON
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM**

With reference to the Minutes of Meetings between the Japanese Detailed Planning Survey Team and the authorities concerned of the Government of Mongolia on the Project for Strengthening Mediation System (hereinafter referred to as "the Project"), signed on 30th June 2009, the Chief Representative of Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") Mongolia office exchanged views and had a series of discussions with the Mongolian authorities concerned with respect to desirable measures to be taken by JICA and the Government of Mongolia for the successful implementation of the Project.

As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Mongolia signed in Tokyo on December 5, 2003 (hereinafter referred to as "the Agreement"), JICA and the Mongolian authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

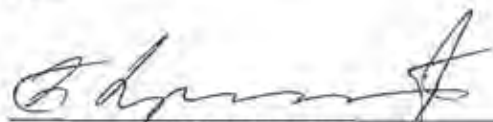
Ulaanbaatar, September 10, 2009



Mr. Yukio ISHIDA
Chief Representative
JICA Mongolia Office
Japan International Cooperation Agency
Japan



Mr. Sodnomdarjaa BATDELGER
Chief Justice of the Supreme Court and
Chair of the General Council of the Courts
Mongolia



Mr. Baavgai KHURENBAATAR
Director-General
Department of Development Financing and
Cooperation
Ministry of Finance
Mongolia



Mr. Banzragch PUREVNYAM
President
Association of Mongolian Advocates
Mongolia

ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF MONGOLIA

1. The Government of Mongolia will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF EQUIPMENT

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF MONGOLIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive Mongolian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF MONGOLIA

1. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of

② 

2 


Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Government of Mongolia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Mongolian nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Mongolia.
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will grant in Mongolia privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the Government of Mongolia will take the necessary measures to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Government of Mongolia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Mongolian personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will provide the services of Mongolian counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX IV
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the Government of Mongolia will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to supply or replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in Mongolia, the Government of Mongolia will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.



3



IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Chief Justice of the Supreme Court of Mongolia (hereinafter referred to as "SC"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC of Mongolia, as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Director, the Project Manager and Mongolian counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VI.

V. JOINT EVALUATION


Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Mongolian authorities concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the Government of Mongolia undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Mongolia except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of Mongolia on



4




any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

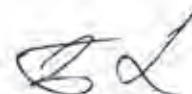
For the purpose of promoting support for the Project among the people of Mongolia, the Government of Mongolia will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Mongolia.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be two years and six months starting from the arrival day of a long-term expert.

- ANNEX I MASTER PLAN
- ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS
- ANNEX III LIST OF EQUIPMENT
- ANNEX IV LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
- ANNEX V LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
- ANNEX VI JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

②



ANNEX I

MASTER PLAN

Project Title: The Project for Strengthening Mediation System

(Overall Goal)

Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia

(Project Purpose)

The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas

(Outputs)

1. Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas
2. Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas
3. Function of the Mediation Center of the AMA is strengthened
4. Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is revised

(Activities)

1-1 Flow of mediation procedure (*) for the pilot court areas is discussed and prepared in the Working Group on designing mediation (WG)

*WG should consider the issues such as;

- who are involved with mediation procedure
- organization which handles mediation procedure
- type of cases to be handled through mediation
- timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure)
- how to transfer cases to mediation
- charge of mediation procedure and fee of the mediators
- substantial effects of the result of mediation
- linkage between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia
- procedural effects of mediation
- others



6



ANNEX I

- 1-2 WG chooses the pilot courts for official assignment by the General Council of the Courts
- 1-3 WG prepares necessary dissemination materials for pilot court activities
- 1-4 Judges, court clerks and mediators in the pilot court areas handle cases by referring to the flow of mediation procedure
- 1-5 WG members review the flow of mediation procedure with the feedback from the pilot court areas

- 2-1 WG members discuss the qualifications, status and Terms of References (ToR) of mediator with the flow of mediation procedure (1-1)
- 2-2 WG members discuss the training methods for mediators
- 2-3 Training for the prospective trainers are conducted
- 2-4 WG members produce the training curriculum and materials
- 2-5 Trainers conduct training for the prospective mediators in the pilot court areas
- 2-6 WG members review the qualification, status, ToR and training methods for mediator with the feedback from the pilot court areas

- 3-1 Trainings are conducted for mediators and prospective mediators of the Mediation Center
- 3-2 The Mediation Center disseminates mediation and its activities to the public
- 3-3 The AMA defines qualifications of mediator with the result of discussion (2-1)

- 4-1 WG members discuss the method of monitoring and evaluation of activities in the pilot court areas
- 4-2 WG members study mediation cases in the pilot court areas and discuss the problems on regular basis
- 4-3 WG members identify the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for the introduction of mediation system
- 4-4 WG members discuss the laws, regulations, implementation systems and other necessary items to apply mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure
- 4-5 WG members prepare the necessary materials such as pamphlet to disseminate mediation to the public



7



ANNEX II

LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term Expert

- Mediation System: To provide necessary advice on the mediation system to the Working Group (WG) members and other Mongolian counterpart personnel

2. Short-term Experts

- Mediation Skills: To introduce the Japanese mediation system and skills to the WG members
- Mediation Procedure: To provide necessary advice on the flow of the mediation procedure to the WG members
- Others, if necessary



ANNEX III

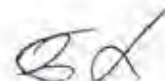
LIST OF EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project as listed below might be provided to Mongolian side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

- Facilities of the office for long-term expert
- Training materials for mediators
- Equipment necessary for seminars and training

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (April 1st to March 31st).



ANNEX IV

LIST OF MONGOLIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE
PERSONNEL

1. Project Director
The Chief Justice of the Supreme Court (SC)
2. Project Manager
The Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC
3. Counterpart Personnel
 - 3-1. Working Group Member to design the mediation system
 - Leader (Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC)
 - President of AMA
 - Judges of SC
 - Representative(s) of Judicial Research Center
 - Judges of Capital City Court of Appeals
 - Representative of General Council of the Courts
 - Judges of pilot courts
 - Clerks of pilot courts
 - Advocates (including the mediators in Mediation Center and the advocates in the pilot court areas)
 - Representative of Ministry of Justice and Home Affairs
 - Representative of National Legal Institute
 - Staff of SC (Secretariat)
 - 3-2. Assistants to support overall logistical issues on the Project
4. Other personnel mutually agreed upon as necessary



ANNEX V

LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

1. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project.
2. Office space and necessary facilities
3. Other facilities mutually agreed upon as necessary

A handwritten signature in black ink, consisting of a circled number '2' followed by a stylized, cursive name.A handwritten signature in black ink, written in a cursive style.A handwritten signature in black ink, consisting of the letters 'Ed' in a cursive style.

ANNEX VI

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

1. Function

The JCC composed of members listed in 2 below, will meet at least once a year and whenever the necessity arises in order:

- (1) to review the overall progress of the project as per Plan of Operation (PO)
- (2) to monitor and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

2. Committee composition

(1) Chairperson:

The Chief Justice of the Supreme Court of Mongolia

(2) Members:

• The Mongolian side

- a. [To be nominated by Supreme Court]
- b. [To be nominated by Association of Mongolian Advocates]
- c. [To be nominated by Capital City Court of Appeals]
- d. [To be nominated by General Council of the Courts]
- e. [To be nominated by Ministry of Justice and Home Affairs]
- f. [To be nominated by Ministry of Finance]
- g. [To be nominated by National Legal Institute]

• The Japanese side:

- a. Japanese long-term expert
- b. Chief Representative of JICA Mongolia Office

Notes: Official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observers

3. 議事録

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査 議事録〈最高裁判所長官表敬訪問〉

1 日時 2009年6月22日(月) 10時30分～11時00分

2 訪問先 モンゴル最高裁判所判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Batdelger 最高裁判所長官、Amarsaikhan 最高裁判所民事部長、Batsaikhan 最高裁判所刑事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Urnundelger 首都裁判所判事、Erdenechuluun 最高裁判所事務局長、Dolgorsuren 最高裁判所事務局シニアオフィサー

4 協議内容

- ・ 日程、プロジェクト概要説明
- ・ 意見交換

(長官) JICA がこれまで実施してきた弁護士会調停センターへの支援の成果及び経験を活かし、最高裁判所の中にも調停を取り入れてモンゴルの事情に合うように進めていきたい。モンゴルでは、全事件の30%が簡易判決手続きで処理されている。公判後の和解については増える方向にあるが、法律では明記されておらず、裁判官が関わると、外部から独立機関である裁判所が和解を促進するということに対する疑念や批判が出るかもしれない。調停制度を導入する際に、モンゴルの現行法と矛盾しない形で、どのように進めていくかの検討が必要である。

最近では和解が増えているが、裁判官に調停技術があまりないため、裁判官の調停技術の向上が必要となっている。プロジェクトが実施されたら、モンゴルの法的環境が変わっていくかもしれない。日本では調停制度が普及しているので、モンゴルでも普及していくことを期待している。裁判所の事件のうち和解で判決が可能なもののうち、家事事件において特に調停が必要と考えている。家事、特に離婚は大きな社会問題となっているからである。離婚は増加傾向にあり、新婚夫婦が1～2年で離婚するパターンが多い。離婚を申請した夫婦のうち80%が実際に離婚している。裁判所には家族法の規定上、3ヶ月の再考期間において和解を促進する義務が規定されている。この期間に裁判官が関与しようとしても、経験や知識が不足しているため方法がわからない。

本プロジェクトには以下の点を期待している。①調停制度を導入することで、低コストで短時間の紛争解決ができるようになる。②裁判官が調停技術を身につける。③離婚率を結果的に減少させる。④プロジェクトの成果に基づき、法律の改正等も将来的に考えられるかもしれないということだ。

(稲葉) 長官の話聞いていて、深い理解で臨んでいることに感激している。こちらが質問しようとした事項は、すべて長官から答えていただいた。日本では調停は長い歴史があり、日本の知識を余すことなくモンゴル側へ伝えたい。そのうえで、モンゴルにあった調停の仕組みを作り上げていければよいと考える。以前、最高裁判所から本邦研修

に参加した判事に対する講義を講師として担当し、彼らの深い良識と技能に感動したことを覚えている。今回の調査で、将来生じうる問題点を汲み上げたうえで、プロジェクトの枠組みを考えたい。

（長官）いろいろな場所を視察すれば、現状がわかるようになる。プロジェクトをスムーズに進めたい。プロジェクトマネジャーは、Amarsaikhan 最高裁判所民事部長、ロジ面では Tungalag 最高裁判所判事を責任者に考えている。パイロットコートはウランバートルとダルハンを考えている。最高裁判所からはできる限りの支援を行いたい。

（鳥居）最高裁判所が中心となって進めていくプロジェクトであるので、どういう枠組みが現実的か、プロジェクトの中身や実施体制を十分に協議したい。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈最高裁判所民事部長との協議〉

1 日時 2009年6月22日(月) 11時00分～12時30分

2 訪問先 モンゴル最高裁判所判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Amarsaikhan 最高裁判所民事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Urnundelger
首都裁判所判事、Dolgorsuren 最高裁判所事務局職員

4 協議事項

・ 調停制度導入のオプション案とパイロットコートについて

(磯井) 調停制度を導入するにあたり、理論的にあり得るパターンをオプション案(附属資料1-8)のとおり整理した。上段は民事事件、下段は家事事件に関する手続き分類。1は調停センター、2は裁判所、3は調停センター、4は裁判所で調停を行う。1及び4のパターンで調停制度を導入したいと聞いているが、日本側では、1のパターン「事件の受理前に調停センターへ回付する方法」で調停を行う際に、法的根拠が必要なのではないかという懸念がある。以前、モンゴルの民事訴訟法の解釈では可能という話があったが、よくわからない部分があるためこの点を教えてほしい。

(民事部長) 現時点では、家事事件以外では法的根拠として明確なものはない。この点も含め、プロジェクトで今後検討したいと考えている。民法においては、当事者がどのように事件を解決してもらうかを選べる権利を規定している。モンゴルの民事訴訟法には、調停についての規定が現行法上はないため、当事者に調停制度について十分説明してから進めるしかない。例えば、日本には裁判所にかかる前に調停で解決する制度があると聞いているが、プロジェクトが始まってから、その制度の内容を借用するなどできるのではないか。

(磯井) モンゴル民事訴訟法第65条の1-3に「裁判外の調停手続きを試していないときに、裁判所は事件の受理を拒否できる」という規定があり、ここでの調停手続きは、「法律に定められた調停手続き」と理解している。現状では法律に定められた調停手続きはないと思うが、プロジェクトがうまく進んだ場合に、この調停に関する法律を作っていくということか。

(民事部長) 現状では法律に定められた調停手続きはない。しかし、今すぐに法律改正はできないので、調停制度を利用したいという人に説明を十分にしながら進めていく。

(磯井) 実際の事件を調停に回付することに対して、法的裏づけが必要であるというのが、日本側の懸念である。法律的裏づけをとることは難しいかもしれないが、パイロットコートで試行するにあたり、最高裁判所規則や最高裁判所長官決定など、文書の根拠がある方がいいのではないか。

(民事部長) 2通りのやり方がある。①裁判所に事件がかかる前に調停するケース。つまり、情報部(裁判所内)の職員が調停センターを紹介する場合であるが、このときに

は長官令は不要である。②裁判所に係属してから裁判官の判断で調停に回付するケース。こちらについては、民事部長令を出すことが可能である。しかし、パイロットコートでの試行の前から発令することはできず、プロジェクト進行の流れを見て判断して発令したい。裁判所評議会からはある程度の規則を出せるため、プロジェクト開始の際に本当に必要であれば検討できる。

(鳥居) 確認だが、今の法律のオプションでできるのは、オプション案の1-1-1(裁判前に受け付けて、情報部が調停センターにまわすというパターン)だけになるか。

(民事部長) そのとおり。2-3(事件を担当している裁判官が調停をするパターン)は興味深い。

(鳥居) 2-3は今の枠組みでできないのか。

(民事部長) 法律上の規定がないが、非常に興味がある。プロジェクトが始まりパイロットコートで試行し、研修などが始まってからモンゴルの事情に合うとなれば、規則制定などを検討する。一方、1-1-1は最も簡単なやり方で、現行法上はドナーの協力を得ずとも最高裁判所のみでできるものである。最高裁判所としては、2-3など現行法律下ではできない、あるいはやっていない部分に調停制度を導入したい。家事事件については、法律(家族法)上に「3ヶ月の再考期間を設ける=調停をすること」を明記されているので問題ないが、モンゴルの民事訴訟法には規定がない。

(稲葉) 2-3を実施した場合に、違法となるのか。それとも規定がないので裁判官の裁量となるのか。

(民事部長) 法律違反にはならない。やり方による。

(稲葉) 日本の民事訴訟法では、裁判官は「いつでも和解を勧める」という規定がある。モンゴルにはないのか。

(民事部長) ない。民事訴訟法に「調停する権利がある」と規定を入れるために、プロジェクトを開始する。

(稲葉) やり方によるのであれば、当事者が判決を求める権利を侵害することなく、当事者によく説明した上で調停を勧める、というルールを内部的に決めればできるのではないか。

(民事部長) そのとおり。プロジェクトが開始して活動を見てから、裁判官が調停をすることができるというルールを作ることはできるだろう。

(磯井) 「やり方」とは、ルールの作成有無ではなく、「中立性を疑われないやり方」という意味で理解したのだが。

(稲葉) 今の民事部長の論によると、パイロットコートで試行するにあたり、ルールを作ることは現時点では難しいが、プロジェクトを開始して、試行しながらルールについて検討ということと理解した。

(磯井) そもそも、パイロットコートで調停制度を試験的に導入することについての規則がほしい。すなわち、パイロットコートで試行する根拠である。パイロットコートを首都、地方に1箇所ずつ選定するときには何か決定は出るのか。

(民事部長) 裁判所評議会の決定が出る。パイロットコートの活動としてどのような活動にしたらよいか。

(磯井)最初の半年くらいは、活動内容やどういう流れで進めていくかを検討する期間としてもよいかもしれない。

(民事部長)裁判所評議会が決定を出すときに活動内容も決まる。

(磯井)プロジェクト活動が始まらないと根拠が作れない、という点は理解した。評議会決定で、パイロットコートの設置とともに活動内容について規定するということか。

(稲葉)今の議論を整理すると、プロジェクトの流れは次の4つになる。①パイロットコートを決め、その活動内容を定める。②調停制度を導入して実際の事案を扱う。③内部ルールを作成する。④全国に適用するためのいくつかのルールを規則化する。

(民事部長)そのとおり。ただ、パイロットコートは新しく設置するものではない。それは国会の仕事である。裁判所の業務の中で調停制度を取り入れる基礎を作るものとしてプロジェクトを捉えている。

(鳥居)裁判所評議会の長は長官か。開催頻度はどれくらいか。プロジェクト期間を検討するうえで参考までに聞きたい。

(民事部長)長は長官であり、決定は必要性に応じて出る。ドイツ(GTZ)が行っている裁判所のモニタリングに対する支援プロジェクトでは、裁判所評議会からWGのメンバーについての決定が出ているので、本プロジェクトも同様に扱えると思う。

(ここで署名入りの最高評議会決定文書の紹介があった。)

(稲葉)パイロットコートの活動を再検討した方がいい。パイロットコートの裁判官に調停制度の良さを理解してもらい、裁判官の調停に関する技能を向上させ、裁判官が自分で理解して、各自の裁量で調停を進めていくことをモニタリングしていく、という活動がパイロットコート活動として適切であると考え。裁判官に調停することの権限

(法的根拠)を与えるものではない、という理解に変えた方がいい。パイロットコートの役割は法律に書かれていない。まずは法改正をせず、調停制度を取り入れていく検討をすることをWGの役割とし、パイロットコートの活動内容を確定する前に、その作業がステップ0(ゼロ)として、先の4つのステップに追加される。

・ 調停制度検討WGについて

(鳥居)リーダーは民事部長であるが、ロジや調整業務を担当する事務局が必要と考える。事務局は会議召集や議事録作成など日々の業務が発生するので、ぜひ担保してほしい。

(民事部長)最高裁判所には、5つの部局があり、事務局職員が60名いる。その中の調査センターから1名入ってもらおう。WGメンバーには、最高裁判所から2名の判事、首都裁判所から2名の判事、裁判所評議会から1名を考えており、彼ら5名は明日からの協議に参加する予定。もちろん、プロジェクトが開始して作業の流れからメンバーが増えることもありうる。ところで、法務内務省からの1名はどのような位置づけでの参加になるか。

(磯井)法務内務省は、次フェーズでの法律制定などを見据え、プロジェクトの活動を知ってもらうために1名参加としている。国立法律センターからの1名は、調停人養成のために必要と考えているが、どういう人材が適切かについては、民事部長と調整して

ほしい。

(鳥居) 裁判所評議会の決定が、WGメンバーに対する人事発令になるのか。

(民事部長) そのとおり。

・ パイロットコート選定のクライテリアについて

(磯井) ウランバートルの候補はバヤンズルフ区裁判所となっているが、その理由は。

(Urnundelger 首都裁判所判事) この裁判所は他に比べると民事事件数が多い。解決件数や事件の種類をチェックしたが、家事事件がもっとも多い。和解の割合も調べたが、ここが一番多かった。2006年から2008年のデータを基に算出したところ、1年間で民事事件は約1,500~1,700件くらい処理されており、そのうち22~24%が家事事件、また、23~27%が裁判所係属前に和解で解決している。裁判官の数(民事担当)も他と比べて多い。

(磯井) 調停センターから少し離れているように思われる。裁判官には管轄があるが、バヤンズルフ区の弁護士はどこに所属の弁護士でもいいのか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) どこに所属でもよい。

(稲葉) WGメンバーは、調停技術を学ぶ必要がある、WG会合に出席する必要がある。判事のインセンティブを考えたうえでここを選定したのか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) バヤンズルフ区の長官にも意見を聞いて、調停技術の習得や調停制度の導入に前向きに答えていたため選定した。ここには長年勤めている裁判官もいる。

・ 調停制度導入に関する計画、政策について

(鳥居) 調停制度導入に関する計画や政策文書があればほしい。

(民事部長) プロジェクトが開始してから出す予定のため、現時点では特にない。

(鳥居) 裁判官の継続教育について、調停に関するものはあるか。

(民事部長) 調停に関して、最高裁判所として研修を実施したことはない。

(鳥居) 継続教育のシステムはあるのか。あるとしたら期間はどれくらいか。

(民事部長) 国立法律センターが実施している。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈調停センター視察・協議〉

1 日時 2009年6月22日(月) 14時30分～15時00分

2 訪問先 モンゴル弁護士会調停センター

3 面談者

(1) 査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Dawaa 弁護士(調停人)、Olziihuu 弁護士(調停人)、Baigalmaa 弁護士(調停人)

4 協議内容

(Dawaa 弁護士) 現在調停人は10名で、2009年明けからの件数では、調停成立が2件、調停中が5件、調停不成立が2件である。うち、成立した2件は貸し金とマンション販売にからむトラブルで、調停中の5件は貸し金が1件、マンション販売にからむトラブルが1件、雇用関係が2件、離婚関係が1件。不成立の2件は外国人ビザ仲介にからむトラブルやマンション管理組合に関するトラブル。法律相談の件数は、2009年1月からこれまで56件あったので、月平均で10件くらいである。

現在のこのオフィスの家賃は、10名いる調停人で分担して支払っている。2009年9月には弁護士会の事務所(現在別の場所に所在する)が移転する予定となっているため、そちらに移れることになっているが、今の場所が一般に認知されているためあまり動きたくない。

調停センターの広報については、2009年5月24日から、毎週月曜日の20時から21時の間に、調停センターの調停人が法律相談に乗るというテレビ番組を、ITVチャンネルで放送している。これについては、調停人は出演料をもらわず、ITVも放映料を課さずに無料で放映している。他には、調停センターのリーフレットやウェブサイトもある。また、調停センター長が、弁護士会の月会報にセンターに関する記事を載せている。

(稲葉) 今後、プロジェクトが開始して調停センターの相談件数が増えた場合、10名で対応可能か。

(Dawaa 弁護士) 2倍くらいの件数増加であれば、全く問題ないと考える。

(稲葉) ウランバートル以外で、同様の取り組みはあるのか。

(Dawaa 弁護士) 現時点ではない。地方には法律のトレーニングを受けた人が少ないし、法律相談をいつ利用すればいいのわからないため、調停そのものについて認知度が低い。

(西畑) リーフレットはどこに配布してあるのか。

(Olziihuu 弁護士) 全裁判所に置いてある。

(稲葉) 裁判所の裁判官が、調停センターを紹介するような仕組みはあるか。

(Olziihuu 弁護士) 連携するという話は以前から出ている。裁判官によっては紹介しているのかもしれないが、センターでは把握していない。

(磯井) 裁判官や職員に対しては、2008年の春、調停に関するセミナーをウランバートルで実施したので、調停については知っている。

(稲葉) 裁判所の数はいくつあるのか。

(Dawaa 弁護士) ウランバートル市内には6箇所、行政上首都特別区となっているナライハに1箇所、バガノールに1箇所ある。

(稲葉) どこに住む人々がセンターを訪れるのか。

(Dawaa 弁護士) ウランバートルの人が大半だが、南部の県から来る人もいる。

(稲葉) 裁判外紛争解決(ADR)のシステムはあるのか。

(Dawaa 弁護士) 非公式には個々の法律事務所で受けているものがある。これについては弁護士会としては懸念を抱いており、禁止する方向である。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈弁護士会長、調停センター長との協議〉

1 日時 2009年6月22日(月) 15時30分～16時50分

2 訪問先 モンゴル弁護士会

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Purevnyam 会長、Altan-Ulzii 調停センター長

4 議題

・ 前回のプロジェクトに対する評価と調停センターの展望

(会長) 調停センター長は、Altan-Ulzii 氏で本邦研修にも参加したことがある。私は、前回のプロジェクトを発案し関与してきた。モンゴルの法整備には、USAID や GTZ などが支援を行っている。JICA は 2004 年から 2008 年までの 4 年間、弁護士会に協力し支援してくれた。このことを弁護士会として高く評価している。今回の「調停制度強化プロジェクト」は、前回のプロジェクトの成果を踏まえ、裁判所などの法的機関で調停制度が位置づけられるものと理解している。調停センターが設立され、調停制度について弁護士が理解を深めた。調停に対する市民の意識が変化しているため、調停制度を利用する人が今後増えるだろうと予想している。

前回のプロジェクトの反省点は、広報活動が不足したことである。利用者の声として満足度が高いということは良い点である。前回のプロジェクトでは、本邦研修が 3 回実施され、調停人ハンドブックが作成されて役に立っている。前回のプロジェクトで調停制度の基礎が作成され、それに基づいて今回のプロジェクトが行われるという意味で、高く評価している。調停制度は開発途上国にとって重要であり、モンゴルに導入することが必要だったが、制度として根付くかという点を懸念していた。モンゴル人の中には、判決が出ても強制執行されるまで従わない人がいる。調停センターの活動は開始してから 2 年半ほどになるが、調停結果に従っていると聞いているので、うまくいっているのではないだろうか。調停制度導入は弁護士にも必要であり、役に立っていることなので良いことだと思う。

(鳥居) 調停センターを今後どのように発展させていくかについての考えは？

(会長) 調停センターの活動がストップしないように、弁護士会としてサポートしたい。2009 年 9 月か 10 月頃に全国の弁護士会の総会を予定しており、弁護士会のルールや制度を改定する予定だが(総会は 4 年に 1 度しかない)、この中で、調停センターを弁護士会の構図の中に入れるようにするつもりである。弁護士会長は、法務内務大臣のアドバイザーの 1 人にもなっている。現在、弁護士法の改正作業が行われており、2009 年 7 月に作業終了し、2009 年秋の国会に提出する予定。前回のプロジェクトの成果である弁護士会報も続けて発刊していく予定。

(鳥居) 弁護士会法の改正ポイントは。

(会長) 磯井専門員の手元にドラフトがある。

(磯井) 手元にあるのは、2008 年秋時点のものだが変更はないか。

(会長) 変更ない。2009 年 7 月 5 日に最終版できあがるように作成指示があった。改正ポイントは多すぎて、今この場では述べきれない(注: 改正により、弁護士会長の再選禁止、弁護士資格の認定機関を法務省から弁護士会に変更、弁護士の事務所登録義務付けなどが入る予定である)。

(磯井) 弁護士会の移転についてはどうなっているか。

(会長) 移転する予定。当初は 2009 年 5 月、6 月の移転を予定していたが、経済危機で建設業界が影響を受けており、現在の予定では 2009 年 7 月頃に完成し、移転する予定。

(鳥居) 先ほどの利用者の満足度について、どういう点で高いのか。

(会長) 弁護士会会報に、調停人が事例を掲載するなど報告がある。その報告には、満足度が高いと書いてある。

・ プロジェクト概要について

(鳥居) 調停制度検討 WG に、調停センターから調停人に入ってもらいたい。パイロットコートを設置する予定だが、役割や業務フローなどを検討するにあたり、最高裁判所と連携することについて了解されているか。

(会長) 弁護士会として賛成する。最高裁判所が調停制度を高く評価し、本プロジェクトの要請書を出したことは、最高裁判所が調停制度をモンゴルに必要なものと評価しているということなので賛成である。

(鳥居) ダルハンがパイロットコートになった場合、ダルハンの弁護士にも WG について協力してもらえると考えて良いか。

(会長) ウランバートルには全弁護士の 70%、ダルハンとエルデネットには 20% がいる(発言のまま)。ウランバートルには 700 人、ダルハンには 20 人の弁護士がおり、協力可能と考えている。

(磯井) バヤンズルフ区をパイロットコートとして最高裁判所が提案しているが、それについてはどう思うか。

(会長) 事件数が多く人口が増えており貧困層も多いので適当だと思う。

(稲葉) 調停センターからの距離はどうか。

(会長) 問題ない。

(調停センター長) あくまで個人的な意見だが、バヤンズルフ区はウランバートルの中心ではなく郊外で、貧困層が多くその知識レベルは低いため、調停制度を紹介してもなかなか理解を得られないのではないかと思う。ウランバートルの中心の方(スフバートル区)の住民の方が、理解が早いのではないかと思う。

(会長) 最高裁判所が各裁判所の統計を出しているから、比較して選定したのだろう。バヤンズルフ区の裁判所は大きく部屋数も多い。スフバートル区の裁判所の方が、調停手数料を払える住民が多いと思う。

(鳥居) パイロットコート候補を決める前に、協議で選定のクライテリアを話し合いたいと考えており、バヤンズルフ区はあくまで候補の 1 つである。ダルハンの弁護士につ

いても、会長から WG メンバーへの任命はできるのか。

(会長) できる。

(鳥居) WG 開催頻度は、最初は多くなると予想されるが、継続的に会合に出てもらいたいので弁護士会内で工夫してほしい。

(会長) WG に参加する弁護士の数はどのくらいか。

(鳥居) 4 名程度を想定。

(会長) 4 名に対しては仕事を辞めて WG に入り、その給料をプロジェクトで負担するというのか。あるいは本業を続けながら(給料は補填せずに) WG に参加するのか。

(鳥居) 後者のイメージである。

(会長) UNDP と協力して法律相談所を全国に作っている。この相談員は、弁護士業を辞めて相談所に選任され、UNDP から給料をもらっている。プロジェクト終了後は、給料は国から出される予定になっている。

(鳥居) 本プロジェクトの想定では事務所に常駐するということではなく、WG のあるときに参加して検討する。むしろ現職の弁護士に現場での経験を活かしながらインプットをしてもらう方がよい。

(会長) 了解した。どんな弁護士を任命するかを決めるうえで、確認しておきたい事項だった。

(磯井) 委員会のようなイメージで、フルタイムのものではない。

(鳥居) WG メンバーとしてどのような人が良いかは、明日(2009 年 6 月 23 日)の協議の場で意見を伺いたい。

(磯井) 必ずしも調停人に限らず、普通の弁護士にも入ってもらいたい。

(鳥居) 調停人養成が活動にあるので、調停に関する技術のある人が必要。

・ 調停人養成について

(会長) PDM にある調停人の「資格、身分」とはどういう意味か。

(磯井) 資格、身分をプロジェクト期間に検討する。身分は、資格をもらって調停人になる現行のやり方でもいい。日本では、裁判所が調停人名簿に名前を記載し、臨時的に裁判所の職員となり調停を行う場合もある。こういう、位置づけのようなことも含めて調停人の資格や身分を検討するという意味。

(会長) 身分という言葉が、資料のモンゴル語訳では少し意味がわかりづらい。よい代替案が今すぐには思い浮かばないが、違う言葉を考えたい。

(鳥居) 弁護士が弁護士事務所で個人的に調停を行っているケースがあると調停センターで聞いた。現状では法的に禁止なのか、どういう仕組みなのか教えてほしい。

(会長) 法律上は特に禁止していない。調停人ハンドブックなどを見た弁護士個人が自分で調停を試しているのだろう。

(調停センター長) 弁護士は事件を解決してもらいにきた顧客に対して全力を尽くす義務があり、自分で調停を実施しているケースもあるのだろう。

・ 調停制度を導入するためのオプション案(附属資料 1-8)について

（稲葉）今回いろいろなオプションが考えられるが、裁判官が裁判所で調停するオプションについて、弁護士がきちんと理解できるか意見を伺いたい。裁判所に行く前に調停センターに行くというケースは、（現行のままなので）理解できるだろう。一方で、裁判所に提訴してから調停センターに行くというケースについては、弁護士の理解が得られるのか。今回答えを求めているわけではないが、こういう課題があるのではということ述べたい。

（会長）重要なポイントだ。弁護士の理解を得られないかもしれない。モンゴル国の民事訴訟法では、裁判外調停の規定がある。本人どうしの合意があれば署名だけで結審する。こういう面から見ると、裁判官が調停を行ってもよいのだが、一方、裁判官が調停をすることについて「すべきではない」という人もいるかもしれない。逆に、日本ではどうか。私は裁判所にきた後に調停にまわす方がいいと思う。裁判所という国の機関で調停について情報提供をすれば、市民の理解が得られると思う。これが裁判所の今後の課題になると思う。

（稲葉）課題として、裁判所から調停センターに回付するオプションについては、今の調停センターの体制を再検討しなければいけないと思う。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈財務省表敬訪問〉

1 日時 2009年6月22日(月) 17時00分～17時30分

2 訪問先 財務省

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Khurenbaatar 開発投資協力局長、Tuguldur 開発投資協力局職員

4 協議内容

(鳥居) (日程やプロジェクト概要の説明) 日本国内では、2009年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとすることが合意され、これに基づき策定された「法制度整備支援に関する基本方針」においてモンゴルは重点国のひとつに位置づけられている。

(Khurenbaatar 開発投資協力局長) プロジェクトの広報のために、MM 署名式の際には最高裁判所からプレスリリースをしてもらうとよい。

(鳥居) アドバイスに感謝。

(Khurenbaatar 開発投資協力局長) プロジェクト開始が年明けになるということだが、なぜそれほど時間がかかるのか。プロジェクトを早く開始してほしい。

(鳥居) モンゴル最高裁判所側でワーキンググループメンバーやパイロットコート選定について準備が必要であるとともに、日本側でも長期専門家のリクルートなどに時間が必要であるためである。

(宮崎) 2009年度に採択された6案件のうち、本プロジェクトが最短で詳細計画策定調査を実施している。

(鳥居) 最高裁判所は、JICA プロジェクトの実施が初めてなので不慣れなところがある。財務省からの支援をお願いしたい。また、年1回ないし2回開催されるプロジェクトの合同調整委員会(JCC)に出席をお願いしたい。

(Khurenbaatar 開発投資協力局長) 全力でバックアップすることを約束する。JCCについても出席する。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈バヤンズルフ区裁判所視察、協議〉

1 日時 2009年6月23日(火) 9時30分～12時00分

2 訪問先 バヤンズルフ区裁判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Baatar Bavaliin バヤンズルフ区裁判所長、Gariimaa Tumees 首都裁判
所判事、Urnundelger 首都裁判所判事、J Selenge バヤンズルフ区裁判所判事

4 協議内容

・ バヤンズルフ区裁判所の概要

(Urnundelger 首都裁判所判事) Baatar 所長は交代したばかり。地方や首都の裁判所など経験が豊富。Selenge 判事は WG メンバー候補の判事である。

(Baatar 所長) バヤンズルフ区は 23.4 万人と人口規模で最大の区である。2009 年の第 2 四半期時点で、受理した訴状件数は 894 件と増加傾向にある。他の裁判所に比べて裁判官の数が多。職員数は合計 40 名ほどで、うち裁判官は 14 名、秘書が 14 名、情報部の職員、事務局長、サービスセンターの職員(10 人)などがある。年間で約 5,700 件の事件を扱い、そのうち民事訴訟は 1,890 件、刑事訴訟が 620 件、行政違反が 1,900 件、930 件は令状事件、380 件は懲役の期間を短くするときなどの事案である。裁判官 1 人あたりで年間 400 件程度を処理している。14 名の判事のうち 8 名が民事、5 名が刑事、1 名が令状事件をそれぞれ担当している。2000 年以降は、このような人数内訳になっている。

2006 年から 2009 年の間は民事事件の 24.2～32.6%が簡易判決で解決しており、その割合は年々増えている。簡易判決で解決した事件のうち 77.7～82.9%が民法に基づき解決し、8.5～12.7%が家族法に基づき解決、2.1～2.6%が根拠のない解雇などの労働法事件、0.9～6.0%が税法で、その他の事件は 2.6～7.1%となっている。労働法で処理した事件の 59.33%が解雇無効に関する事件であり、21.8%が給料の紛争事件である。民事 1,890 件のうち、1,300 件が民法に基づき解決されているが、そのうち 46.4%は貸し金関係(銀行やノンバンク)で、13.4%が売買交換契約紛争。6.4%は財産上の損害賠償、5.2%は財産を利用する事件、2.1%は賃貸に関する事件、1.6%は請負に関する事件、15.2%はその他の事件になる。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 簡易判決は、民事訴訟法 74 条に規定がある。民事訴訟法で事件を解決している件数は、2006 から 2009 年で 20 件と少ない。

(磯井) 民事訴訟法で解決している事件とはどのようなものか。

(Baatar 所長) この会社に何年勤務したということ特定してもらうような、民事訴訟法に特別の法的効力を持つ規定のある場合の訴訟(注：形成訴訟のようなものか)に該当する事件を指す。民事訴訟法で処理した事件の 15%が被告搜索等の事件、25%が勤務年数確定事件である。

(Baatar 所長) 家事事件の 83%が離婚訴訟で、8.7%が養育費等に関する訴訟。簡易判決で成立した事件は以下の 4 種類がある。①原告が訴えを取り下げた場合 (13.3～16.7%)。②被告が原告の請求を認めた場合 (6.6～13.8%)。③当事者が合意した場合 (和解) (32～44.7%)。④被告が原告の請求を認め、要望どおりに履行した場合 (35.3～44%) の 4 種類がある。このうち③と④が一番多いパターンで、合せて全体の 67.3～88.7%を占めている。簡易判決を利用した人たちは、和解で成立しているので満足して、それを上告することはない。

(磯井) 法律上、上告ができないことになっているということか。

(Baatar 所長) そのとおり。

(鳥居) 年間 5,700 件という数は、他の区の裁判所と比べどの程度の数字か。

(Baatar 所長) ハンオール区は事件数が少なく年間 3,000 件、他の区は 3,000～5,000 件。バヤンズルフ区が事件数は最も多い。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 2009 年は、民事事件を 1,200 件処理している。2009 年末にかけては 2,000 件くらいになるので、この裁判所が事件数は最多である。裁判所に原告が訴状を出す件数は、昨年比で 64%増加している。

(鳥居) 他の裁判所での経験から、この地区の特徴はどういった点があるか。

(Baatar 所長) 事件数が多い。民事を裁判官一人当たり 140～190 件以上処理している。ハンオール区は、裁判官一人当たり 90 件を処理している。バヤンズルフ区の裁判所で裁判官 1 人当たりが扱う 140～190 件の事件のうち、解決していない事件は 60 件ほどで、裁判官の数がウランバートルで最大にもかかわらず、事件数も減らずに毎年増えている。

・ 調停制度導入に関する考え

(Baatar 所長) 現状では、裁判所で調停制度が導入されていない。制度が導入されたら多くの人が調停を利用するだろう。その結果、裁判官の負担が軽くなる。

(稲葉) 調停制度を導入すると裁判官の負担が軽くなると言ったときの調停制度は、どのようなイメージを考えているか。

(Baatar 所長) 事件が裁判所にきて裁判で解決することが減る。つまり事件が裁判官までまわり時間をかけて解決するのではなく、裁判官に来る前のところで調停により解決するというイメージ。

(稲葉) 裁判所の外で民間の調停人が解決するケースと、裁判所内で裁判官が解決するケースがあるが、この点についてはどうか。

(Baatar 所長) 現行法では裁判官は調停できないため、民間の弁護士などが調停することになる。ただし、プロジェクトが開始したらこの状況が変わる可能性はある。

(稲葉) 今は裁判官が調停することを考えていないのか。

(Baatar 所長) そのとおり。今の法律上はできない。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 裁判官が調停について説明することは可能。また、家事事件では裁判官が調停してもよいと家族法に書かれているので、この場合は裁判官がしてもよい。

(稲葉) 裁判所評議会の決定で、パイロットコート活動として裁判官が調停することが

望ましいと決定があった場合はどうか。

(Baatar 所長) 評議会の決定で決まっても、それは法律とは異なるものであるからできないと考える。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 法律上に書かれていないので実行するのは難しい。法律改正が必要と考える。

(稲葉) 法律の問題は別として、今聞いたように、事件数の多い裁判所で、多忙の裁判官が積極的に調停に関わっていくことはできるのか。

(Baatar 所長) 裁判官ではなく、秘書が説明して調停のようなことを行うことはできる。

(稲葉) それはあくまで調停制度の説明で、調停行為自体ではないということか。

(Baatar 所長) 実際の調停は行えない。

(磯井) 公判が開始してから和解をするケースはないのか。

(Baatar 所長) ある。

(磯井) それは裁判官が実施しているのではなく、当事者だけで行うのか。

(Baatar 所長) 当事者どうしで実施している。

(磯井) 裁判官が調停することについて法律に書いていないため、「違法でも不法でもない」と民事部長が言っていたが、この点はどうか。

(Baatar 所長) 法律上は書かれていない。ただし、裁判官が被告あるいは原告どちらか寄りと思われることがあるので、そういう意味ではできないと言える。

(稲葉) 現状、家事事件において裁判官が積極的に和解をすることはしないのか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 家事事件については、担当である Selenge 判事に意見を聞きたい。

(Selenge 判事) 離婚したいと妻が裁判所に来た場合、夫を呼んで承諾したら離婚が成立する。どちらか1人が離婚しないと言えば裁判官が和解のために説明をする。家族法には、離婚申請を提出した後3ヶ月間の再考期間が設けられている。この3ヶ月の間に当事者を呼び、あるいは家を訪問し同居確認をするなど、ある程度和解のためのアドバイスや相談を行っている。この間に和解して元に戻る家族もいるし、別れる夫婦もいる。2007年にはこの裁判所管轄下で391件が家族法で離婚した。そのうち和解が成立したのが12件、その中で原告が申請を取り下げたのが40件。2007年から2009年は、裁判官が調停を説明し、この法律の規定にある3ヶ月の再考期間に、裁判官が関与し和解が成立した事件が52件ある。当事者だけで和解したケースは69件ある。

(稲葉) この裁判所の裁判官の皆さんが、プロジェクトに期待するものを聞かせてほしい。家事事件について、もう少し裁判官が関わって調停する技能や仕組みを身につけたいということか。

(Selenge 判事) 今までには自分の経験で調停を行ってきた。調停の仕組みや制度をきちんと勉強したい。

(稲葉) 通常の民事については裁判官が調停することは、今の時点では考えていないということか。

(Selenge 判事) 実際の調停を行うことは考えていない。裁判所に事件がきた際に、簡易判決を説明するというを考えている。裁判官が説明すれば当事者どうしが和解す

る事件もある。

(稲葉) 日本では、民事の3分の1から全体の半分くらいは、裁判官による調停で解決している。訴訟がきて証拠を調べたりするよりも、裁判官が調停することで当事者のニーズをより汲み取れるというように考えられているが、モンゴルではどうか。

(Selenge 判事) 特にそのような考えはない。裁判官が調停をするのがいいということではない。調停がどういうものかわからないが、当事者を何度も呼んで解決すると推測するが、今のモンゴルの裁判所では行っていない。

(稲葉) 適切な時期に裁判官が調停を試みることで、一度で解決することもあると思うが、そのような試みは現在ないということか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 頭の中にはあるが制度としてないので、簡易判決を勧めるしかない。裁判官が事件について解決したいという気持ちはある。

(稲葉) 昨日(2009年6月22日)、最高裁判所で話を聞いたが、プロジェクトの土台はこういう現場になるので、現場の裁判官が戸惑わないやり方が重要であり、今回の意見は大変参考になる。家事事件から導入して、その中で和解の仕方が共有され、それが民事に広がるというやり方が考えられるか。

(磯井) 裁判官が調停を行うのは公平性の観点から問題があり、「疑いをもたれては困る」とモンゴル人は思っている。日本では、裁判官の中立性を信頼しているからこそその調停制度なのだが、モンゴルではそう捉えていない。家事を入り口として民事についても検討してもらおうということは、ありうると考える。

(稲葉) 民事について、最初から裁判官が調停するということは考えない方がいいだろう。裁判官の中立性について懸念があることは理解すべき。各裁判所の実情に応じて、WGでの積極的な関わりをお願いしたい。

(鳥居) 裁判所で調停について説明するという点だが、どのようなやり方があるか。

(Baatar 所長) 裁判所に來る事件を受け付けるのは情報部であるから、ここから調停制度を紹介する。裁判官の手に届いたら、この説明は秘書がやらなければならない。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 所長が説明されたのは現段階での考え。私の考えでは、裁判官が調停を行う方がいいと思う。その場合は、裁判所の仕組みを変えなければならない。現在は、訴状の到達の時間によってどの裁判官になるか振り分けられる。こういう点はプロジェクトが開始してから変えていく必要がある。調停制度はモンゴルにはないが日本では長い経験があるので、日本から導入するにあたり、いくつかのオプションを出してほしい。

(稲葉) 裁判官が調停を行う場合に、中立性について考えられるやり方で2点提案がある。①事件の判決を行う裁判官と、調停人となる裁判官を別の裁判官とする方法。②裁判所の外の調停人が裁判所の中で裁判官とは別に調停を行う方法。

(Selenge 判事) 裁判官の秘書が簡易判決をしているので、裁判所外よりも裁判所内で調停を行う方がいい。

(磯井) 秘書の資格を確認したい。法律家選考試験は受験しているのか。

(Baatar 所長) 法律家選考試験に合格し、さらに国家公務員試験を受け合格している人である。

(磯井) 何年か経つと裁判官になるのか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 具体的に何年という決まりはないが、裁判官になるために秘書をしている。裁判官になるためにはまた試験があり、その際に少なくとも裁判所での3年間の実務経験が必要。現在は裁判官になることは競争が厳しく、試験に合格しない人はそのまま秘書を続けていることがある。

(磯井) 日本では、調停人名簿がありそれに載っている外部の人たちが調停を行う(弁護士や他の分野の専門家)。そういうやり方よりも、裁判所内で行う方がいいのか。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 今の段階では、はっきりと答えられない。現在、モンゴルにある調停センターは、2年くらいの活動経験があると理解している。

(磯井) 日本にもいろいろな仕組みがあり、裁判所内の調停部の他に、弁護士会内の調停センターもある。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 裁判官は調停をしていないということか。

(磯井) 裁判官が行う場合もある。それとは別に、外部の人を呼ぶパターンもある。日本では、名簿に登録し曜日によってどの調停人かが決まる。ひとつの事件は決まった人が担当する。モンゴルよりもひとつの事件にかかる時間が長い。

(Selenge 判事) 日本の場合は、裁判所に行くと調停センターを紹介されるのか。

(磯井) どちらのパターンもある。

(Selenge 判事) 費用はどちらが安いのか。

(磯井) 調停の方。印紙代が安い。裁判ほど審理に回数がかからず、手続が柔軟なので、弁護士費用も安くなる。ところで、民事分野の事件で弁護士(原告、被告片方ないし両方)がついている割合はどれくらいか。

(Baatar 所長) 80%は弁護士がついている。

(磯井) それは代理人ではなく、資格のある弁護士か。

(Baatar 所長) 資格をもっている弁護士である。

(磯井) 資格のない企業のアドバイザーのような人もいると思うが。

(Baatar 所長) そういう人もいるが、80%という数字の中には入らない。

(鳥居) 弁護士会にある調停センターと協力することについてどう考えるか。

(Baatar 所長) 当事者に調停センターに行ってもらえば裁判官の負担が軽くなる。当事者が調停センターを知らないから裁判所に来ているが、もっと知ってもらえば裁判所に来る人も減ると思う。

(稲葉) 調停センターのパンフレットがこの裁判所にも置いてあると聞いたが、ご存知か。

(Selenge 判事) 知っている。

(稲葉) 情報部を通じてセンターの紹介などはしているのか。

(Selenge 判事) パンフレットは情報部に置いてあるが、紹介しているかはわからない。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 市民は、調停センターを利用せずに裁判所に直行してしまう。TVの宣伝番組などを見たことがあるが、調停に関する市民の理解がまだ薄い。モンゴル人は、裁判所の名前で被告に文書や決定を出してもらいたいという要望が強い。

(稲葉) 家事について、裁判官が調停に関わるることについては肯定的なのか。

(Selenge 判事) そのとおり。

(Gariimaa 首都裁判所判事) 自分は二審を担当しているが、一審で和解が成立する。

(稲葉) 民事では裁判官が調停を行わないと考えているようだが、何か理由があるのか。

(Urnundelger 判事) 家事は法律上規定があるのでぜひ取り入れたい。民事については、短気な人たちに説明してもわからないということがある。

(稲葉) 短気な性格の人々は、トレーニングをしても変えるのは難しい。

(Selenge 判事) 民事事件では、当事者が和解したいと裁判所に来る場合もある。裁判官が相談やアドバイスをしている場合もある。

(稲葉) 長官に確認したいのだが、調停のための調停室や待合室について、この裁判所では設備対応できるか。

(Baatar 所長) できる。

(稲葉) 研修会を開くときに、5時間ないし8時間といった一定の時間をとることは可能か。

(Baatar 所長) 可能。

(稲葉) WGに参加する判事が、現場の裁判官に対して調停制度に関する情報共有のためのセミナーや勉強会を定期的を開くことは可能か。

(Baatar 所長) 可能。1週間に1度の裁判官会議を開催している。

(稲葉) その会議の際にでも10分~15分でも共有してもらえればと思う。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈最高裁判所民事部長他 WG メンバー候補との協議〉

1 日時 2009年6月23日(火) 14時30分～17時00分

2 訪問先 モンゴル最高裁判所判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側 Amarsaikhan 民事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Rentsen Mendsaikhan
最高裁判所評議会裁判管理・組織部長、Baatar Bavaliin バヤンズルフ区
裁判所長、Urnundelger 首都裁判所判事、Gariimaa Tumees 首都裁判所判事、
Purevnyam 弁護士会長、Altan-Ulzii 調停センター長

4 協議内容

(稲葉) これまでの調査を通して議論の中身が濃く、皆さんの意欲を感じる。調停制度を導入するに当たり、何点か質問をしたい。裁判所評議会の役割について教えてほしい。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) 裁判所の独立性を観察することが役割。裁判所の構造や人員などの管理をしている。

(稲葉) WG のメンバーを任命することは可能か。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) 可能。

(稲葉) パイロットコートの選定や、パイロットコートの活動内容について決定することは可能か。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) 可能。裁判評議会長令で規則などを出すことができる。

(稲葉) ルール作りをするうえで、評議会は柔軟に対応してもらえると考えてよいのか。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) そのとおり。

(稲葉) WG の参加については、ここにいるメンバー候補はすでに了解を得ているのか。

(民事部長) とれていると思う。

(稲葉) 午前中にバヤンズルフ区裁判所を訪問し、いろいろな話を聞いてイメージもてた。ダルハンも訪問する予定。今後は、各パイロットコートの実態に即して、無理なく進められるやり方を考えていかなければならない。WG だけでなく、パイロットコートの現場の裁判官の意見を受け入れて制度作りをしてもらえるよう要望する。プロジェクトが始まった段階で、ある程度密に研修会を開き、WG メンバーだけでなく、他の裁判官に調停制度について理解してもらう必要がある。

(鳥居) 今後のステップについては昨日の議論の結果を受け、次のように考える。専門家が着任前の準備として、裁判所評議会が WG メンバーを任命する。専門家が着任してから、プロジェクト活動の STEP 1 として、PC の活動内容や業務フローを WG で検討する。この STEP 1 以降では、日本の調停制度・仕組み等について研修会などを通じて WG メンバーへのインプットを行いつつ、(調停制度導入にあたりとりうるオプション

案（附属資料 1－8）を検討しつつ）パイロットコートで、どのような調停の業務フローをどのような機関が行うのかについて検討を行う。その結果を踏まえ、調停の試験的導入を行うパイロットコートと、その活動内容について裁判所評議会に決定を出してもらう。STEP 2 では、パイロットコートにおいて STEP 1 で検討した業務フローを実際に運用する。STEP 3 でパイロットコートでの試行を踏まえて業務フローを見直し、STEP 4 は、パイロットコートでの活動を踏まえて、最終的に全国で調停制度を導入するための規則の改正など必要な措置の洗い出しと、全国での導入の際に必要な業務フローの検討を行うプロセスとなる。

（磯井）STEP 1 の前「WG メンバーの任命箇所」で補足がある。弁護士会は弁護士会長令で WG に参加する弁護士を任命するが、弁護士と裁判官と一緒に制度の内容を検討してほしいという趣旨なので、WG はひとつである。この場合にどのような形で任命する方法がよいのか。

（弁護士会長）以前、裁判官や検察官と同じ WG で活動をしたことがある。弁護士会と評議会が一つの文書を作成し、両方で署名する形でもできるかもしれない。

（稲葉）弁護士会の WG のメンバーについて会長はすでに心つもりがあるのか。

（会長）考えている。

（磯井）どういう形で調停と裁判手続きを連動させるかについては、まだ決まっているわけではない。プロジェクトが開始してからいろいろな手続きがあることを、日本の事例などを基に WG メンバーに紹介し、検討してもらいたい。

（鳥居）昨日の協議によると、オプション案 1－1－1 で、裁判所の情報部を通じ調停センターを紹介すること、4－2 の離婚事件の際に裁判官自身が調停を行うことが、現行法でできるという理解でよいか。

（Tungalag 最高裁判所判事）1－1－1 は、今の調停センターを想定しているのか。

（稲葉）そのとおり。

（民事部長）今のところ絶対にできないのは、1－2（裁判所で事件を受理した後に裁判官の判断で調停センターにまわす）、2－2（裁判所調停部に調停人を登録し、訴訟事件の審理途中で調停を試みる）。1－2 は、プロジェクトを開始してから規則改定などで対応できる可能性はある。2－3（事件を担当している裁判官が調停（和解勧誘）する）は、裁判官が調停を行うことと、調停について説明することのどちらを指しているのか。

（磯井）裁判官が調停することを指す。

（民事部長）調停がどういうものか具体的にわからないため、現時点でどのオプションができる、できないといった点を断言することはできない。

（Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長）2－3 は、裁判官が調停をすることと言うが、具体的にはどういったことか。

（磯井）2－3 は、4－2（家事（離婚）事件において事件を担当している裁判官が自ら調停（和解勧誘）をする）にイメージが近い。裁判官が当事者から意向を聞き、和解を取り持つということ。当事者に和解できるか質問をし、そこで和解を進めていくイメージ。オプション案には書いていないが、裁判官が最初から調停を担当することも手続

きとしてはありうる。

（稲葉）調停や和解という用語にあまりこだわる必要はない。それよりも、裁判官がどういう活動をするのかを考えてほしい。それを集約すると調停になる。2-3の「調停」の意味は、裁判所に来た両当事者の間をとりもち、話し合いを促すことを指している。バヤンズルフ区裁判所を訪問して、4-2は家事事件について裁判官の意欲が高いと見受けられたが、2-3については厳しいという印象。4-2で、調停の良さをみんなが理解して、その上で2-3など民事の分野に広がることはありうるのではないか。これは、個人的な意見であり、最終的にこの点を決めるのはWGの役割である。その業務が、STEP1である。STEP1にあたっては、日本から相当の支援をしたい。日本では、2-3、4-2は裁判官が自ら行っている。WGメンバーには、日本の調停手続きや裁判官の役割について正確に理解してもらう必要がある。そのときには、磯井専門員なり私がWGメンバーに直接インプットを行うつもりである。

私自身は、2-3をずっと裁判官として行ってきたので、なぜモンゴルで行わないのか不思議だったが、最高裁判所、パイロットコート候補、弁護士会などを訪問し、モンゴルの背景が理解できるようになった。オプション案はあくまで整理のためで、まったく強制の意図はない。1のパターンは、調停センターでもっと事件を引き受けてもらうという案だが、弁護士会側で体制や設備が強化されないと難しい。1のオプションの場合を考えたいのであれば、民間調停センターの拡充も両輪として検討していく必要がある。STEP1のWGでこの点ぜひ協議してほしい。

今回決められないことは、将来WGでしっかりと検討してほしい。STEP1をできるかぎり充実させることが当面の大きな目標。調停センターの活動を裁判官にも理解してもらう、弁護士会も調停センターの体制、設備について十分にWGを通じ情報共有してほしい。

（鳥居）例えば、2のオプションの中では、裁判所内に調停部のような組織を作り、そこで外部の調停人を登録することも考えられるが、そういった場合には、弁護士会調停センターの調停人が、調停部の調停人として登録することが考えられる。裁判所内の調停部で登録される調停人ということになると、調停人の資格や身分なども検討が必要であり、現在の弁護士会調停センターの調停人の資格要件との整理も必要になる。弁護士会からのWGメンバー選出に際しては、こうした点も検討できる立場の人を推薦してほしい。

（Altan-Ulzii 調停センター長）モンゴル語の「調停」という用語について、調停センターとしてはこのモンゴル語訳でよいが、裁判官が調停といったときには、この訳語ではよく伝わらないと思う。何か別の名称を考えたほうがよいのではないか。用語を選ぶ際によく考えて的確な用語を考えるべき。

（Tungalag 最高裁判所判事）東京地方裁判所には調停室が3部屋あった。それが調停センターと理解しているが、それで合っているか。

（稲葉）東京地方裁判所の部屋はモンゴルの調停センターとは違い、公的な裁判所内で構成される調停室である（オプション案2-1、2-2）。概念の定義や分類をあらかじめ整理しておいたほうがよい。調停は、①裁判所の外で弁護士などが行うもの。②裁

判所の中で判決とは異なり、裁判官が話し合いを促進する手続き。③裁判所の中で裁判所外の人が話し合いを促進する手続き。日本には以上の3種類がある。他にもいろいろなオプションがあるが、できればWGで現場に即したオプションを考えてほしい。このプロジェクトは期間が限定されているため、優先順位を考える必要がある。裁判所の中で弁護士が調停する、といったオプションは難しいのではないか。長期的に考えるものと、この2年半でできることを考えた方がいい。どのオプションが最初に手をつけられそうか、ざっくりばらんな意見を聞きたい。

(Baatar バヤズルフ区裁判所長) 1-1 (裁判所で事件を受理する前に調停センターにまわす) が可能。4-2も可能。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) 当事者が紛争解決手段を選ぶ権利がある。モンゴルではすぐに裁判所に来る傾向があるため、調停制度を説明するような評議会令を出すことは可能。現状では、区によって事件を受付ける人が裁判官、秘書、情報部の人とばらばらであるが、彼らが当事者に対して調停制度について説明することが可能と考える。

(稲葉) 1-1の場面で、受理に関わる情報部の人や裁判官が説明を充実させることが可能ということか。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) そのとおり。調停制度の必要性が高く、利用者も多く裁判所の負担が減るようであれば、評議会の中で検討して、裁判所の中に調停部を作ることができるかもしれない。今すぐには予算の都合もありできないが、将来的に検討できる。

(稲葉) バヤズルフ区では、事件のうち80%は弁護士がついていると聞いているので、弁護士の調停制度に対する理解が低いのもかもしれない。弁護士に対するトレーニングも必要だろう。

(Purevnyam 弁護士会長) 弁護士を育成する必要がある。調停ハンドブックを読んで勉強する人もいるが、弁護士にもっと調停制度について教える必要はある。弁護士も自分の顧客のために自己流で調停をやって、結果的に損を与えている場合もあるかもしれないので、調停人の資格や育成について考えていく必要がある。日本では、調停人は必ずしも法律家ではないようだが、モンゴルの場合は現状では法律家だけなので、法曹以外を調停人に含むかどうかについては協議が必要。法律家だけでなく、他の人も訓練して調停人の幅を広げると、誰でも調停ができるようになり、悪用する人も出てくるかもしれない。法律家ではない人に共有するのか、といった点は要検討だと思う。別の観点から、裁判官が賄賂をもらったため判決が不当だという報道などがあるが、調停がメジャーになると同じような批判が出てくることもあるだろうから、よく考える必要がある。

ところで、日本では弁護士会の中の調停センター、つまり裁判所の調停部があると理解しているが、調停センターで調停が成立した場合の執行力はどうなっているのか。

(稲葉) 裁判所の外で話し合いが成立した場合には、それだけでは執行力はない。しかし、簡易判決のように合意内容を裁判所で認めてもらえば執行力は付与される。裁判所で行う調停は、弁護士と当事者だけであるものではなく、建前ではその上に裁判官がいることになっているので、結果については無条件で執行力が付与される。この点は非常

に重要な問題で、モンゴルにおける調停制度の制度設計をするときに必要となる情報を、WGの皆さんに十分に情報提供したい。オプション案について他の意見を聞きたい。

(Tungalag 最高裁判所判事) 1-1-1、1-1-2は可能かと思うが、1-1-2は、最高裁判所から規則を出す必要があると思う。

(稲葉) 2、3、4のオプションはどうか。

(Tungalag 最高裁判所判事) 4-2もできる。1-1ができれば、3-1もできるようになるのではないかと。調停部を作るとなると経費がかかるから難しいのではないかと。バヤンズルフ区裁判所は、他の裁判所より大きく部屋数も多いから可能かもしれない。現状、裁判官に調停技術がないため、離婚事件の際の3ヶ月の再考期間では経験に基づいて処理しているだけである。プロジェクトに期待しているのはこの点である。

(Garimaa 首都裁判所判事) 1-1が可能。モンゴル語の表現を「提案する」に変更したほうがいい。2-3「調停する」と書いてあるが、事件の種類によっては簡易判決でできると思っている。3-1は難しい。4-2は現行法で行っていることであるし、問題なくできる。4-2ができれば4-1は必要ないと思う。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 家族法の根拠があるため、4-2はできる。現状では、調停の手法や仕組みが規定されていないので実行できていないが、ここをプロジェクトで取り組めればよいと思う。

(稲葉) 2-3はかなり難しいか。

(民事部長) 少し難しいが、やり方はあると思う。2-2はかなり大きな話で難しい。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 1-1はできる。モンゴル語の表現は、「調停センターにまわす」ではなく、「提案する」という表現がよいのではないかと。2-1について、「裁判所の中に調停部を作る」ではなく「調停センターを作る」とし、組織としては別だが、同じ裁判所の建物の中に弁護士会の調停センターを作れば、裁判官が事件を受理した後に、調停を紹介することが可能だと思う。

(鳥居) 裁判所としてそれは可能か。

(所長) 部屋を用意することについては可能。

(稲葉) バヤンズルフ区のような大きな裁判所では可能かもしれないが、小さな裁判所では可能か。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長) 裁判官が同じ部屋にいる場合もあるし、秘書が全員一つの部屋にいる場合もある。ダルハンでも1部屋用意することは可能。

(稲葉) パイロットコートでいろいろなことができるように、評議会で柔軟に対応してもらいたい。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈法務内務省表敬訪問〉

- 1 日時 2009年6月23日(火) 17時30分～18時00分
- 2 訪問先 法務内務省
- 3 面談者
 - (1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)
 - (2) 相手側：Bayasgalan 法務内務省事務次官、Narantuya 法務内務省国際関係・協力課長、Uuganbat 法務内務省国際関係・協力課職員
- 4 協議内容

(鳥居) (日程やプロジェクト概要を説明) 本プロジェクトによる調停制度の試験的導入の後、制度の本格的な導入に向けて法改正の必要も出てくるかと思われるため、プロジェクトに対する法務内務省の協力をお願いしたい。

(Bayasgalan 事務次官) モンゴルにも調停制度が必要だと考えている。裁判所の負担を軽減することが求められており、本プロジェクトはその目的に合致している。調停制度を導入するにあたり、法改正は必ずしも必要でないかもしれない。当事者間の合意でもできる。最高裁判所と弁護士会と一緒に実施するようだが、モンゴルの現状を考えると2つの組織と一緒に実施するのは難しい。

(稲葉) 日本では、調停について裁判所の内と外、両方の手続きがある。

(Bayasgalan 事務次官) そのやり方をとるのか。

(鳥居) WGにおいて、モンゴルに制度が根付くようにどういう形で調停を取り入れていくことが望ましいのかを考えていく。プロジェクトの成果によっては、法改正が必要となることもあるため、WGには法務内務省からも参加してほしい。

(Bayasgalan 事務次官) 了解した。

(鳥居) プロジェクトの進捗や情報共有のために、合同調整委員会(JCC)にも参加してほしい。

(Bayasgalan 事務次官) 了解した。

(鳥居) WGとJCCの法務内務省メンバーについて、どういう人がいいか相談させてほしい。

(Bayasgalan 事務次官) Narantuya 国際関係・協力課長がコンタクトパーソンとなる。本プロジェクトが政府の政策に合致している限り、全力で支援する。協議議事録(M/M)については、法務内務省の署名は不要であるが、署名後のコピーを送ってほしい。

(鳥居) 了解した。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈PDM 案協議〉

1 日時 2009年6月24日(水) 9時30分～12時00分

2 訪問先 モンゴル首都裁判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、稲葉、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側 Amarsaikhan 民事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Urnundelger 首都裁判所判事、(Gariimaa Tumees 首都裁判所判事)、Rentsen Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長、Baatar Bavaliin バヤンズルフ区裁判所長、Purevnyam 弁護士会長、Altan-Ulzii 調停センター長

4 協議内容

・ PDM 案協議

(民事部長) 協議議事録(M/M)をモンゴル語で作成してほしい。

(磯井) 正文書は英語で作成する。PDM、POについてはそれに基づきモンゴル語版を作成する。

(鳥居) (PDM の概念及び共通の土台としての重要性を説明)

(磯井) (PDM 案(付属資料1-4)のナラティブサマリーを説明) 活動1-1 検討事項のうち、「手続き的効力」については、時効の中断や審理が始まってから裁判手続きと調停手続きが同時進行した場合に、裁判手続きを中断するのかといった点について、WGでの検討が必要である。

(民事部長) それは法律で決定していることである。裁判所について調停にまわされていない場合、それが裁判所で受理されていれば裁判手続きが開始しているので、法律上は裁判手続きによる時効中断の事由となる。受理されずに調停にまわされた場合には、この効果は発生しない。

(磯井) まさにその点である。受理されない場合について、裁判手続きにより時効が中断しないと当事者が困る場合があるので、WGで検討を進めてほしい。

(民事部長) 今の状態で時効の中断がありうるのは、「相手側が自分の否を認めた場合」だけである。調停センターに行くよりも、裁判所に行った方が良かったと思う人がいるかもしれない。

(磯井) そういうケースには裁判所で対応していくべきだと考える。

(民事部長) もう一つの救済方法は、調停が上手くいかず裁判の手続き効力が切れた場合に、効力を再び発生させるということで対応できるのではないかと思う。

(磯井) このような点を含め調停の手続き効力をWGで検討してほしい。

(磯井) 成果3「弁護士会調停センターの機能が強化される」という成果及び活動は、昨日(2009年6月23日)までの協議で、裁判所に来る人に対して調停センターを紹介して、調停を利用してもらうということが有力な最初の活動として意見が集約されたため、それをPDM上で規定したものである。

(稲葉) 上位目標「モンゴルにおける一般民事事件及び家事事件において、調停制度が活用される」については、プロジェクト期間中に達成しなければならないわけではない。しかし、プロジェクト目標「パイロットコートでの経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグランドデザインが提示される」は、この2.5年間で達成しなければならない目標である。調停利用件数よりも、調停を試験的に導入した結果、どういうメリットがあったかを実感できなければ、次のフェーズに進めないという点を留意してほしい。

また、用語の定義は重要である。「調停」という単語は、日本語でも多義的である。最初に用語の定義をWGで検討する必要がある。WGの活動は、日本側からしっかりと支援していくことを確認している。現行のシステムを工夫することによってできることが多くあるが、家事調停の裁判官の調停の方法など、既存の発想を超えて取り組まなければならないことも多々ある。一方、裁判官が調停を積極的にしていくこと、弁護士が裁判所で調停を行うことなどについては、立法面での手当が必要かもしれない。立法面での手当ができない場合は、どれだけWGで工夫していけるかが、WGの重要な役割になるかと思う。民事部長が法律に非常に明るいため、一緒に議論をしていければと思う。立法ではなく、裁判所評議会の決定によって可能になるオプションもあると思う。PDMのすべての項目について、コメントあればぜひほしい。

(Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判行政部長)モンゴル語の訳語で気になる点がある。「調停制度」、「調停手続き」など統一していない。また、責任者の所在や財政負担についてはPDM上に書かれていない。

(鳥居) 責任者については、PDMの右下の「投入」の欄に明記している。プロジェクトディレクターは最高裁判所長官、プロジェクトマネージャーは最高裁判所民事部長としている。WGメンバーも同様に明記。日本側投入としては、長期専門家、短期専門家、本邦研修を明記している。大きな機材は必要ないと考え、長期専門家オフィスの設備と研修機材を必要に応じて購入としたい。日本側が本邦からプロジェクトを支援する体制として、アドバイザーグループを明記。PDMに記載はないが、JICA-NET(TV会議システム)を用いたセミナーも考えている。モンゴル側負担事項として、長期専門家のオフィス、セミナー開催場所などを用意してほしい。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 弁護士が調停に参加する可能性があるが、こういった業務を担うのかを明らかにしてほしい。弁護士がプロジェクトに参加する際に必要となる経費を、弁護士会が支払うことは無理なのだが、その場合の財政支援はどうなるのか。

(鳥居) 前者についてはまさにWGで協議して決めていくことである。現時点では、プロジェクトの中で弁護士にはWGのメンバーとして調停センターの調停人に入ってもらうことをお願いしたい。UNDPのLegal Aid Centerプロジェクトとは異なり、WG会合に参加するというのが主な活動で、常駐するわけではないので、それと同様の経費は発生しないと考えている。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 了解した。

(鳥居) (PDMの前提条件について説明) ①最高裁判所評議会がWGメンバーを任命する。②弁護士については弁護士会令でWGメンバーを任命する。③弁護士会の中での

調停センターの位置づけについては、2009年9月か10月の弁護士会総会の場で明確化することを明記している。前提条件については、これが整わないとプロジェクトが開始できないということである。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈ダルハン市裁判所視察・協議〉

1 日時 2009年6月23日(火) 9時30分～12時00分

2 訪問先 ダルハン市裁判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Luvdsndash Amarsanaa 高等裁判所長官、Tsog Och 一審裁判所長官、

P.Enkhbayar、裁判所事務局長、Nurzudmaa 高等裁判所判事、Terbish 弁護士会ダルハン支部弁護士、Mendsaikhan 裁判所評議会裁判管理・組織部長

4 協議内容

・ ダルハン市裁判所(控訴審、一審、行政裁判所)の概要

(高等裁判所長官)裁判所の職員は全部で40名、そのうち裁判官は16名(高裁に4名、一審に9名、行政裁判所に3名の内訳)。16名のうち男性が5名で、女性が11名であるが、この男女比は全国平均で裁判官の6割から7割は女性であるため、一般的な比率と合致している。一方で、秘書は12名で、男性が7名、女性が5名である。年齢別では、30歳未満が3名で、30～40歳までが6名、40歳以上が7名と全体的に若い裁判官の構成となっている。裁判官はもちろんのことだが、秘書他職員はみな大学教育を受け、法律教育も受けている。

裁判所は1962年に設立され、それ以降47年間活動している。最初は3名の裁判官だったが、1993年までには現在の体制になった。一審裁判所については、年間1,200～1,300件の民事事件を5名の民事判事が解決している。刑事は年間平均300件を解決し、4名の裁判官が対応している。刑事裁判については、初審の3分の1は控訴審に持ち込まれる。民事事件は、一審の10%が控訴審に持ち込まれる。それぞれの事件は、民事の30%は簡易判決手続きで解決。控訴審判事は年間200件のうち100件が刑事、100件が民事の割合で事件を解決している。行政裁判所は設立5年目で他の県同様に事件数は比較的少ないが、これまで5年間で60件を扱った。これから増える予想である。

他の21県と比べ、1人あたり裁判官の負担がもっとも多い。ウランバートルとの比較では、1つの区と同じくらいの負担を1人の裁判官が負っている。1人あたり裁判官負担は、2008年は民事と行政違反全て含めて376件である(発言のまま)。

ダルハンの民事事件のうち20%は家事事件である。この割合の高さは何に起因するか不明だが、ダルハン新しい人々の都市なので、それも関係しているのかもしれない。離婚については、社会的に重要性のあることだから、なるべく和解を促すことを優先している。

(一審裁判所長官)2007年と2008年の民事の申立て件数は、それぞれ1611件と1643件。解決件数は、それぞれ80.5%、81.6%。簡易判決は、471件(29.2%)、503件(30.6%)、裁判の判決は、826件(51.2%)、838件(51%)で、毎年大体50%前後である。全体的な割合は年ごとに変動なく、30%は簡易判決、50%は裁判による判決となっている。

民事事件の種類は、27.6%が契約関係。家事事件は民事全体の16.8%（2007年）、19.1%（2008年）、15.1%（2009年上期）となっている。2009年は、金融危機の影響が契約に派生する訴訟事件数の割合が47.9%と急激に増加している。簡易判決については、申立て取り下げの割合が19.5%（2007年）、24.2%（2008年）。被告が原告の要求を受諾したのが53.4%（2007年）、40.5%（2008年）。当事者同士が話し合いによって和解した件数は、20.4%（2007年）、27%（2008年）、40.1%（2009年上期）となっている。裁判の途中で被告側が債務を履行した割合は、6.5%（2007年）、8.1%（2008年）、4.9%（2009年上期）となっている。

家事事件については、2007年は224件、2008年は251件、2009年上期は135件の申立てを受理。離婚審理を一時停止し、3ヶ月の再考期間を設けた件数は、2007年2件、2008年2件、2009年上期は3件となっている。申立てに対して処理した件数は、それぞれ182件、210件、100件となっている。和解によって離婚が不要になった件数は、それぞれ41件、81件、36件。離婚判決が出たのは、それぞれ136、115、58件（離婚した件数）。一定の和解の期間を与えて、その後離婚という形になった件数は、それぞれ5件、14件、6件である。

（西畑）民事、刑事及び行政含めて、1人あたりの裁判官が年間376件扱っているとのことだが、民事だけの割合はどれくらいか。

（高等裁判所長官）376件のうち刑事は100件、民事は260件、行政は16件。単純計算で算出できない一審裁判所と高等裁判所もある。

（西畑）1,200～1,300件が民事事件数で、5名の民事裁判官だから単純計算できるのではないか。

（磯井）計算の仕方が正確ではないので、最初の376件という数をあてにしないほうがいい。

（高等裁判所長官）ダルハンには刑務所は2箇所ある。刑務所に関連する令状関係手続きは、2008年には700件あった。

（磯井）数字としては多いようだ。

（一審裁判所長官）2008年は刑事法が改正されたこと、また、大統領による恩赦がモンゴルでは頻繁にあるので、そういった件数もある。

（鳥居）本プロジェクトは、調停制度の導入をモンゴルの皆さんと考えるプロジェクトであるが、調停制度の導入について特に一審では何を期待しているか。

（高等裁判所長官）調停制度は、家事事件に限定されるものではないと考えている。全体として有意義な制度になると期待している。ダルハン市裁判所では、事件数の40%をなるべく簡易判決によって解決しているが、モンゴルに調停制度が導入されれば、将来的には、ほとんどのケースが調停で解決されるような、モデル裁判所になることを期待している。この制度が導入されることで、本裁判所の裁判官の知識や技能が増えることを期待している。

（一審裁判所長官）調停制度の導入は、一義的には裁判官そのものの仕事量が軽減されるものであるし、広義には社会全体の法律に関する知識の向上などに貢献する。現実的には市民は裁判を恐れるが、裁判前で調停ができるのなら、アクセスしやすくなるので

はないか。

(Terbish 弁護士) ダルハンには 17 名の弁護士がいる。当事者が自由に使える調停センターがあるとよい。

(磯井) (調停制度導入のオプション案 (附属資料 1-8) を説明) どの方法がモンゴルの現状に適しているのかを、プロジェクト期間に WG で検討してほしい。この資料はあくまで参考であるが、ダルハン市で調停制度を導入するとしたらどのパターンが合っているか。

(高等裁判所長官) 現行法では、弁護士会傘下の調停センターを利用するやり方ができる。2-2 や 4-1 のやり方も考えられるが、法律の改正が必要だと思う。

(一審裁判所長官) 裁判官自身が調停の能力を養成されないと現行では難しい。当事者から見て、裁判官が判決を頭の中ですでに決めたいうで、調停をしている=和解させようとしているという印象を与えてしまうのではないか。当事者どうしに誤解を与える可能性があるため、裁判官の倫理として、今の状況では裁判官自身が調停を行うのは難しいと考える。

(磯井) 誤解とはどういうことか。

(一審裁判所長官) 一方の当事者にとってこれがよいと進めても、市民は法律知識が少ないため、相手方に有利なように進めようとしていると誤解を与えてしまうという意味。

(Terbish 弁護士) 裁判所のそばに調停があることが望ましい。被告側も裁判という強い拘束力がないと、ストレートに調停センターには来てくれないのではないか。当事者どうしは、和解をしてもなぜか判決を出してほしいという気持ちがある。

(鳥居) ウランバートルでもこの話題が出たが、調停と簡易判決という手続きを連動させれば、調停をした後、それを判決としてもらうという制度が考えられる。ただし、これには現行法の改正が必要。

(Terbish 弁護士) 一番現実的に実施可能なのが、今のアイデアである。

(鳥居) 2-3 はどうか。

(高等裁判所長官) 2-3 のように現在進めている。裁判前に簡易判決で和解させたり、判決中に当事者どうしが和解するパターン。

(磯井) 後者のパターンの場合、裁判官が当事者から不満などを聞き取ったりするプロセスはあるか。

(高等裁判所長官) 裁判官自身が助言を与えると、弁護士の役目をしてしまうことになるので、それはできない。自然に当事者どうしが和解する。望ましいのは、弁護士から調停を勧めることである。しかし、地域によっては裁判官が当事者を叱りつけ、和解させるようなこともやっていると聞いている。

(鳥居) 法律上、2-3 はできるのか。

(高裁所長) 法律的には問題ない。ただ、裁判官自身にこの事件を和解させたいという意図があっても、裁判官の中立からできない。

(鳥居) 再度確認だが、裁判官が当事者を和解させることは法律的には問題ないということか。

(高等裁判所長官) 法律的には問題ない。一方、当事者ではなく両当事者がいる場では、

調停案を出すことは問題ない。

(鳥居) 調停の技術に関し、国立法律センターで本邦研修参加者などが調停の研修をしていることはご存知か。

(高等裁判所長官) 認知している。参加しようと思えば、評議会に申請して参加できるが、遠距離の判事には少し行きにくい。今回のプロジェクトはすばらしい。裁判官は十分に調停を理解していないまま行なっているので、きちんと研究して、裁判官から意見を集約してコメントなどをできればと思う。私が最もうれしく思っていることは、調停がモンゴルで全国的に導入されるようになるということである。

(鳥居) 家事離婚において、和解で離婚をとりやめるのが3分の1とのことだが、裁判官は具体的にはどんなことをしているか。

(一審裁判所長官) 現実的には、裁判官から積極的に和解促進をしているわけではなく、期限を与えるのみだ。

(鳥居) 積極的にやらない理由は。

(一審裁判所長官) 理由はほとんどないが、根本的には裁判官1人あたりの仕事が多いということがある。

(高等裁判所長官) 年配の女性判事が70年代に本を出版して、家事事件で和解を促進する方法を経験に基づき紹介した。その内容を見ると、ただ期間を与えるだけでなく和解促進のために地道な努力をしている。

(磯井) モンゴル人がどういうポイントで和解するのかわかると思うので、その本には非常に興味がある。

(事務局) 今、本人を呼んでくる。

(Nurzudmaa 判事) 私にとって今日は60歳の誕生日である。1973年にこの裁判所で働き始めたときには、ここは新しい都市で若者が多い街だった。自分のポリシーは、できる限り和解を勧めることで、私が担当した家事事件ではほとんどが和解している。基本的に、裁判官が清潔な身なりをしていて、部屋がきれいで、コミュニケーションも良い雰囲気と接すると、国を代表する人が自分に対応してくれていると思いき、怒っていた当事者も落ち着いてくる。裁判官自らが、国民に対して人気が高く、日頃から住民の信頼を寄せてもらえるようにしなければならない。和解の方法としては、子供が通っている幼稚園教諭や当事者どうしの職場などから調査して、離婚の原因を探ったりする。自分が和解させた夫婦が街中を歩いているのを見かけるとすごく嬉しい。

(磯井) 最高裁判所のモデルコートとなり、和解技術について冊子にして配ったのはいつ頃か。

(Nurzudmaa 判事) 1984年くらい。その冊子を読んで裁判官としての第一歩を歩み始めた裁判官も多い。それまでもこのやり方は効果的だったし、他の裁判官も効果的に続けている。法律ではなるべく和解を勧めるようにとの条項がしっかりと導入されており、自分の経験が高く買われていることを誇りに思う。

(磯井) モンゴル人が離婚を考える理由は。

(Nurzudmaa 判事) 性格や考え方の不一致、短気で怒った勢いで裁判所に来る場合もある。どちらも意見を同等に言えるようにすると理解しあえる。一方だけの意見を聞くと

よくない。男性はすぐに離婚とは考えず深く考えるが、女性の方が短気なところがあり、夫に理解してもらえないなどの理由で離婚を申請する。

（一審裁判所長官）このようなケースもある。妻が離婚を申立てたが、本心は離婚したくないが、夫が酒飲みのため、相手を驚かせて改心させようという意図で申請した。ところが、裁判官が夫に意見を聞いたら、「妻がそういうなら仕方がない」と承諾してしまった。すると妻が怒り出して「どうでもいいなら離婚しましょう」と怒って本当に離婚してしまった。本心では離婚したくなかったが、夫の言葉に感情的になり離婚した。そういうケースは多い。

（磯井）一度別れた夫婦が再婚することは多いか。

（Nurzudmaa 判事）当事者に話をさせていると、何が原因か裁判官がわかってくるので、和解を勧める。感情的になっている場合には、とりあえず離婚させ、次に離婚を取り消し、結婚を回復するという法律もあるので、そういうやり方もしている。

（磯井）学校の先生や職場同僚に調査をするというと、具体的にはどのようにするのか。

（Nurzudmaa 判事）ダルハン全体では離婚率が高い。どうしても離婚しなければならないケースについて（他に家族ができてしまったなど）、子どもの養育権を誰に与えるかを調査する。

（磯井）調査主体は誰か。

（Nurzudmaa 判事）その時代（本出版当時の）は、裁判官自身がしていた。今は裁判官が調査を行うことは全くなく、当事者が証拠を持ってきてそれを基に調査する。

（磯井）当事者が証拠を出すという原則は、欧米式（日本含む）なので、司法制度改革の結果かと思う。他方、日本の家庭裁判所には調査官という専門の職員がおり、親権などの調査をしている。プロジェクトで日本の制度を紹介するときには、この話も出ると思う。

（Nurzudmaa 判事）読み書きのできる子どもについては、法廷ではなく特別の部屋でこちらの親元に行きたいかを書いてもらうなどのこともしている。

（磯井）日本でも近いことをやっているが、モンゴルでは今でもそのようなやり方をやっているのか。

（Nurzudmaa 判事）裁判官による。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈M/M 協議〉

1 日時 2009年6月26日(金) 9時30分～12時00分

2 訪問先 首都裁判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側： Amarsaikhan 民事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Dolgorsuren 最高裁判所事務局職員、Urnundelger 首都裁判所判事、Rentsen Mendsaikhan 裁判所評議会裁判管理・組織部長、Myangaa Bayasgalan 裁判所評議会書記官、Baatar Bavaliin バヤンズルフ区裁判所長、Purevnyam 弁護士会長、Altan-Ulzii 調停センター長、Tugurdur 財務省職員

4 協議内容

・ PDM 案協議

(Tungalag 最高裁判所判事) PDM 案(附属資料1-4)の「調停人の位置づけ」とは、法律的な権限に限らず広範囲な話ではないか。モンゴル語の「位置づけ」という用語は、法律的な感じがあるので、より広義の用語にした方がよいのではないか。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 調停人の位置づけとは、調停人は日本では5年間弁護士をしていなければならない、特定の技能を備えていなければならないなどの要件があるようだが、そういう意味での位置づけという意味か。

(磯井) 位置づけと要件のどちらが先かという順序の問題でない。調停人がどういう人かを、ここに書いてあることだけに限らず、何年以上の研修が必要かといった資格の問題、あるいは裁判所内の人か、外部(調停センター)の人かといった位置づけをWG全体で検討してもらいたいという意味で活動に入れている。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 活動1-1「業務フロー」の検討事項で、申立て料金、報酬と書いてあるが、徴収方法はどういう意味か。

(磯井) 徴収方法というと大げさだが、申立人が払うのかという点である。裁判官の場合ならば報酬は必要ないし、日本では裁判所に登録した調停人の報酬についても国からいくらか日当が出る。誰が報酬を払うのかといった点を含めて検討が必要ということ。

(Mendsaikhan 裁判所評議会裁判管理・組織部長) WGを構成する評議会メンバーとして、評議会の事務局長(Head of Administration Division)という標記にしてほしい。

(鳥居) 了解した。

(磯井)(PO案について説明)活動3-3は、弁護士会内で調停人の資格要件について、検討及び定義をすることをこの期間で考えている。2009年9月から10月頃に弁護士会の総会があるようなので、プロジェクト開始前にも取り組めるかと思うが、後でこの点について議論したい。活動4-1については、パイロットコート地区での調停制度の試験的運用について、WGが定期的にモニタリングをしてほしいという趣旨である。例えば、調停利用者のアンケートなどで満足度を計ることなどがあると思うが、いろいろな

観点を WG で検討してもらいたい。

(Altan-Ulzii 調停センター長) プロジェクト期間中の本邦研修 2 回において調停人研修を予定しているが、1 回あたりの研修対象者は何人かを考えているか。

(鳥居) 1 回何人になるかは、パイロットコートで試行してみて、どれくらい調停人が必要といった点に関係するので、今の段階でははっきりと決められない。おそらく、プロジェクト開始から半年経った頃には、パイロットコートで調停をする人たちに研修を行う必要があると考える。

(Urnundelger 首都裁判所判事) 成果 3-1・活動 2-5 に記載のある「調停人候補者」とはどういう人か。

(磯井) 現在、調停センターには 10 名ほどの調停人がいるが、それだけでは足りないだろうし、ダルハンで調停をする人たちもいるので、そういう新しい調停人を指す。この場では調停人候補がどういう資格の人たちかという点は決められない。WG で最初に検討してもらおう事項である。

(Tungalag 最高裁判所判事) 活動 4-5 は、全国的な普及に向けて調停制度の広報用パンフレットなどを作成する活動で、プロジェクト後半に想定されているが、プロジェクト期間中を通してやっていなければならない。活動 3-2 にあるが、それは調停センターの広報に限られるものであり、全体でもっと広報を実施する必要がある。

(磯井) 活動 4-5 で考えているのは、最終的に全国で調停制度を展開していくとなったときのこと。パイロットコートでの試行の際にも、もちろん広報は必要である。活動 3-2 に広報活動はあるが、これは調停センターについての広報なので、別にどこかに入れたほうがいいかもしれない。

(Tungalag 最高裁判所判事) パイロットコートで調停制度を試験的に導入する際にも、市民に広く広報しなければならないので、活動に入れるべきである。

(磯井) 1-2 と 1-3 の間に、「パイロットコート活動の広報用のマテリアルを作る」を項目として追加する。4-5 は、プロジェクトで必要な法改正などが明らかになってから次のフェーズで作るものなので、削除してもよいかもしれない。

(Altan-Ulzii 調停センター長) 全国的な導入に向けての広報は必要なもので、4-5 を削除する必要はない。

(民事部長) 2 つの宣伝・広告は性質が違うものなので、両方入れておいたほうがいい。

(Purevnyam 弁護士会長) 計画段階なので、WG で必要な項目ができれば追加してもいいのか。

(鳥居) ぜひ追加してほしい。

(Purevnyam 弁護士会長) プロジェクトにおいて、重要事項を検討するのは WG であるということか。

(宮崎) PDM と PO の改訂は活動の進捗に応じてありうるが、WG だけで決定はできず、最高裁判所と JICA を含め、同意を形成して改定する必要がある。

(磯井) 活動 3-3 について、2009 年 9 月か 10 月の弁護士会総会で「調停センターを弁護士会のもとに正式に位置づける」という話があったと思うが、ぜひそうしてほしい。また相談であるが、調停人の資格について WG が検討するが、その前に総会において

「今後、調停人の資格制度を導入すること、センター以外の弁護士は個人的に調停をしないように弁護士に知らせてもらう決議」のようなものを出してほしいのだが、可能か。

(Purevnyam 弁護士会長) 決議は、反対の人を含め拘束するものか。

(磯井) センター外の弁護士が勝手に調停をすることで、結果的に調停に対する信頼が低下すると困る。センターの調停人や資格のある弁護士に限るようにすることについて、決議以外で何か方法があるか。

(Purevnyam 弁護士会長) 法律で定められていないところは、弁護士会の規則で定めている。規則については、総意で決めるので、他の弁護士から反対する人はいないと思う。

(鳥居) 弁護士会規則は、総会でしか決められないのか。規則で決めれば総会で承認しなくとも拘束力があるのか。

(Purevnyam 弁護士会長) 総会とは別に、理事会(管理委員会)という広大な権限をもつ会がある。総会で事前に情報として報告し、詳細は理事会で決め、規則を制定することができる。

(磯井) しっかりと資格を持った人しか、調停を行ってはいけないということ、明確にしてほしいという趣旨である。弁護士の誰もが行なっているわけではないことを明確にしたい。理事会について、PDM の前提条件の表現ぶりを確認したい。「調停人の資格制度の導入」について、決議を行う主体は総会と限定する必要はなくなった。

(磯井) PDM 案にある WG のメンバーについて事務局を確認したい。

(民事部長) 事務局については、研究・統計データの整理、アンケートなどを行うと考えられるので、専門の職員を入れた方がいい。裁判所研究センターがあるので、その長、または研究員主任、民事部研究員、調査部、情報センターの職員などが考えられる。

(Dolgorsuren 最高裁判所事務局職員) プロジェクトディレクターである最高裁判所長官のタイトルについて、最高裁判所長官は裁判所評議会の長官でもあるため、記載について裁判所評議会長官についても併記すべきと考える。

(民事部長) 署名欄には氏名と両方の肩書を併記する。プロジェクトディレクターの記載については、プロジェクトの途中で、この両方の職責の兼務という項目について、法律改正された場合に、複雑になることが予想される。プロジェクトは最高裁判所が主体となるので、プロジェクトディレクターは最高裁判所長官のみ記載することとしたい。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈M/M 案最終協議〉

1 日時 2009年6月29日(月) 9時30分～11時00分

2 訪問先 モンゴル最高裁判所

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑 JICA モンゴル事務所 宮崎所員
(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側： Amarsaikhan 民事部長、Tungalag 最高裁判所判事、Dolgorsuren 最高裁判所事務局職員、Rentsen Mendsaikhan 最高裁判所評議会裁判管理・組織部長、Purevnyam 弁護士会長、Altan-Ulzii 調停センター長

4 協議内容

(民事部長) M/M 案の内容について裁判官の間で協議した。文中には家事と民事が別々に書いてあるが、本来家事は民事に含まれる。しかし、家事事件を特に問題意識をもって取り上げているので、この書き方でよいという結論に至った。PO 案について聞きたいのだが、小さい変更はできるのか。

(鳥居) PO はプロジェクトを進めながらでないといけない部分もあるので、あくまで暫定版ということである。

(民事部長) 2009 年秋の国会で、裁判所の法律を改正してもらうかもしれない。そのときに、裁判所に調停課を作るということを内容に入れられるように検討している。もしそれが承認されれば、プロジェクトもスムーズに進むのでこの方向で努力したい。法律にこれを含めることができたら、PO にある想定期間よりも早く検討が進むかもしれない。我々が法律改正のために努力していることを理解してほしい。もし 2009 年秋の国会が無理でも、今後 1～2 年の間には法律改正できるように努めたい。JICA とプロジェクトを実施することが初めてのため、M/M の署名者を最高裁判所長官と事前に連絡していたが、民事部長でお願いしたい。R/D の際には長官が署名することになる。

(鳥居) 調停課の設立や法律改正など、深いコミットメントに感謝したい。2009 年秋の国会はいつか。法律改正は裁判所法か。R/D 署名時は日本から調査団は訪問しないため、JICA モンゴル事務所長が署名することになる。

(民事部長) 国会は春と秋の年 2 回行う。法律は裁判所法の改正である。

(磯井) 最高裁判所内に調停課を作るという構想か。

(民事部長) 一審裁判所内を想定している。

(磯井) 全国すべての一審裁判所は無理だと思うが、どこの裁判所を考えているのか。

(民事部長) ドイツ、韓国、シンガポールなどに調停制度が導入されていると聞いている。シンガポールは実際に視察したことがある。調停制度を広く導入するためには、10 年は最低かかるようなので、まずは一審裁判所に調停部を作れるよう努めたい。他国にもいろいろな例があるが、前のプロジェクトで調停センターが設立され、本邦研修に参加した裁判官や弁護士がいる。この協力によりモンゴル国内で調停制度を導入するための基礎ができたと考え、JICA に要請書を出した。弁護士会の調停センターの機能も強

化していく。プロジェクトでは裁判官が調停技術を身につけることになり、裁判所の中に調停課ができることになると思う。

(磯井) 2009 年秋の国会で、全一審裁判所に調停課を設置するという法律を作るのか。日本では、調停を行うのに必要な準備を全てしてから法律を作るが、モンゴルでは法律を作ってから準備を始めるので、日本人としてはいきなり全国に設置と聞くと驚いてしまう。

(民事部長) 法律改正は最高裁判所ではできない。法律改正案を作るのは法務内務省などになる。2009 年秋に法務内務省から他の法律改正案が出るので、その中の一つとして調停課の設置についても入れたいと考えている。法律に調停について規程を入れてもらうことが重要だ。入れればすぐに全国の一審裁判所に調停課ができるというわけではないが、入れておけばモンゴルに調停課を作るための法的な根拠となるし、予算確保のための重要なポイントになる。将来の目標としては、一審裁判所全てに調停課を作っていきたい。

(磯井) 日本側も調停制度導入に当たっては法律化を気にしていたので、もし法律ができれば日本からもより協力が得られやすいと思うのでありがたい。

(民事部長) 調査初日にその質問があったので、できれば法律に一文でも入れたいと思っているところだ。

(鳥居) そういう方向性で進んでいくことは望ましい。2009 年秋の国会で進まなくても、長期専門家が着任し、プロジェクトの中で具体的にその方法について議論していければと思う。最高裁判所が必要な措置を迅速にとるように考えていることに敬意を示したい。

(民事部長) 調査団の皆さんの方が、たくさんコミットメントをしてくれたので有難い。

(鳥居) PDM 案と PO 案は、プロジェクトの進捗に応じ、変更していくことがありうる。今回これを作成したことで、共通の目的や枠組みの認識を一致させることができたと思う。日本側ではプロジェクトの成果を厳しく評価される。判断の基準は PDM の指標であるため、プロジェクトが進捗していく段階で、この指標が妥当かどうかについてはさらに協議してほしい。

(磯井) 弁護士会長に質問だが、総会で調停センターの位置づけを明確にするということは、具体的にはどういうことになるのか。

(Purevnyam 弁護士会長) 調停センターに内部規則があるが、総会の場で「弁護士会の下に調停センターが位置づけられる」という文章を入れる。

(磯井) その文章はどこに入るのか。

(Purevnyam 弁護士会長) 弁護士会規則の中に書く。

(民事部長) Tungalag 最高裁判所判事を WG メンバーに入れたのは、前のプロジェクトでの本邦研修参加者で調停制度についてよく知っているし、家族法について解釈を出したり、裁判官向けの民事訴訟法のマニュアル作成などを行っていたからである。ダルハンを選んだ理由は、家事事件が 30% を占めており、若い町なのでできるだけ離婚ではなく話し合いで解決させたいという意図があったからだ。その他にも、ダルハン市裁判所の Nurzudmaa 判事は今年 2009 年で定年だが、1980 年代初頭に自分が裁判官にな

ろうとしたときには、離婚事件に関する和解の技術についての冊子が広くモンゴル全土に広まっていた。この冊子は、調停の理解・勉強のために裁判官がよく使っていた。

（磯井）その冊子は今も残っているか。

（民事部長）探してみる。首都裁判所の書庫にはあると思う。

（鳥居）モンゴルでどういう離婚が多いのか、どういう調停の仕方が多いのか参考になるかと思う。同判事は2009年で定年だそうだが、パイロットコートでの活動についても手伝ってもらえればと思う。

（民事部長）ダルハンには和解による解決が多い。ダルハンの一審裁判所長官は、全長官の中で最も若い。今後もこの和解のシステムを継続していくと思う。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈国立法律研究所訪問〉

1 日時 2009年6月29日(月) 14時00分～15時00分

2 訪問先 国立法律研究所(国立法律研究所から名称変更)

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(通訳：JICA モンゴル事務所ザヤ所員)

(2) 相手側：Nergui MYAGMAR 所長

4 協議内容

(鳥居) (日程とプロジェクト概要の説明) 前のプロジェクトでも研修開催などで協力してもらったが、裁判官に対する研修を行っていると聞いているので、その点で今回も協力をお願いしたい。WGへの参加など、最高裁判所他からは賛同を得ているので、所長のご意見を伺いたい。

(Myagmar 所長) 法律研究所がWGにメンバーとして案にあることに賛成する。プロジェクト関連資料を事前にもらっていなかったため、実際のイメージがわからなかったが、今回の説明を受けて内容を理解した。裁判官、公証人、検察官、弁護士は、3年間に30時間の単位を取得すべきと法律に規定されている。研修の単位取得が規定されているので、自分も法律研究所からWGに参加した方がよいと考えている。調停制度はモンゴルにとって新しい制度なので、法律研究所の研修の中でも扱いたい。

(鳥居) 大変心強い。WGでは、最高裁判所、弁護士会、法律研究所、法務省などが調停制度をどのようにモンゴルに取り入れていくのかを検討し、裁判所内外での手続きや簡易判決との連動、加えて、調停人をどのように養成するのかという点は、その中でも重要な検討事項である。法律研究所にはこの養成の部分で協力をお願いしたい。人材養成の方針から検討開始し、カリキュラムなどを検討していくので、ぜひWGでの貢献をお願いしたい。ところで研修の講師は何人いるのか。

(Myagmar 所長) 法律研究所には、4名の研修担当がいる。講師はいない。テーマによって必要とされる講師の質が異なるため、裁判官、弁護士、大学教授などを呼び、研修を実施している。彼らは講師の資格を有している。

(鳥居) カリキュラムは誰が作るのか。

(Myagmar 所長) 研修を提案する機関(研究所外)がカリキュラムを作成する。それを研究所の担当が見て承認を出す。

(磯井) 講師の資格は、誰がどういう形で与えているのか。

(Myagmar 所長) 今のところ規則などはないが、それは必要なため講師の資格について研究所で検討中である。研修を行う許可を与えるための研修を実施しており、その修了証書が講師資格になる。

(鳥居) ロスター制度のようなものか。

(Myagmar 所長) 登録している講師が、テーマに合った人に声をかける。

(鳥居) 講師資格研修については、科目ではなく教授法という部分か。

(Myagmar 所長) 時間内にこの内容を教えるべき、教材はこういうものを使うなどといった点について研修する。

(鳥居) 新任裁判官研修についても、裁判所からの提案により実施しているのか。

(Myagmar 所長) 一応、法律研究所の中に基本研修(法律家対象)があり、科目は法曹倫理などである。最高裁判所から新任研修を行いたいと要望があれば、資格をもつ裁判官講師に声をかける。調停人養成プログラムでは、現職の裁判官は調停に対する知識はあまり有していないので、裁判官ではなく登録している大学教授などに詳しく養成研修を行ってほしい。

(西畑) テーマごとに研修を行うとき、その費用は提案をした機関が負担するのか、受講者が負担するのか、法律研究所が負担するのか。

(Myagmar 所長) 研修費用については2通りがある。裁判官と検察官にかかる経費は国が負担する。その他(裁判官秘書、公証人、弁護士)については、受講者の自己負担になる。

(西畑) 金額はどのくらいか。

(Myagmar 所長) 研修によって違う。1単位とるには8時間が必要。1単位は10,000~15,000TG(650~970円)/人くらい。経費についてはいろいろなケースがあるので確認した方がよい。1単位が4時間の場合もある。

(鳥居) 研修部と調査部があると聞いているが、研究所の体制はどういうものか。

(Myagmar 所長) 清掃人まで含め、全部で62人いる。法律研究所には、調査部(職員数20人:4つの課がある)、研修部(職員数4人:研修の時間割、講師との連絡調整、報告書管理、マネジメント業務を担う)、情報部(職員数17人:ウェブサイト作成・管理、新聞・雑誌作成などを担う)の3つの部署がある。

(磯井) 前のプロジェクトで関係があった、弁護士の研修を担当しているガンチメグさんは研修部か。商工会議所の仲裁人も兼務しているツオルモンさんは何部か。

(Myagmar 所長) 調査部に所属している。

(鳥居) 調査部では調停について調査をしたことはあるか。

(Myagmar 所長) 所長に着任したのが2009年3月のため、詳しいことはわからない。自分が知る限りでは行っていないと思う。

(磯井) 印刷所が研究所内にできると聞いていたが稼動中か。

(Myagmar 所長) 2008年11月から稼動している。

(鳥居) WG参加者については、他の機関からは推薦を受け、正式には裁判所評議会令で任命をする予定である。法律研究所の場合は、どのような方法になるか。

(Myagmar 所長) 最高裁判所から公式のレターが出ると思う。それにより、研修部から人を出すように考えている。

(鳥居) マネジメントの観点からプロジェクトの進捗を管理するための合同調整委員会(JCC)を、半年もしくは年に1度くらいの頻度で開催予定としているが、研究所からも参加をお願いしたい。

(Myagmar 所長) もちろん参加することは可能。JCCについてメンバー構成や、開催時期が決定したら知らせてほしい。参加することについては了解した。

(西畑) パンフレット、リーフレット、統計資料、組織図などがあればもらいたい。

(Myagmar 所長) この組織は、国立法律センターから「法律研究所(Institute)」に名称を最近変更した。旧名のパンフレットならあるので聞いてみる。

(鳥居) 研究所になったということは、研究部門を強化するということか。

(Myagmar 所長) そのとおり。研究所になって人員を増加したかったが、金融危機の影響で、残念ながらそのための予算増ができなかった。

(鳥居) 研究所で取り組んでいるテーマはどんなものか。

(Myagmar 所長) 現在は外国からの投資について調査しており、2009 年末に法務内務省に報告予定。国際契約についても調査中である。

(鳥居) 経済関係の法律に関する関心が高いということか。

(Myagmar 所長) モンゴル政府には、鉱山資源を基に発展しようという政策があり、外国の鉱山会社と契約を結び、失敗・成功した事例がある。失敗の原因がモンゴルの会社にあるのか法律にあるのかなどを調査している。プロジェクトについては協力していきたい。また、自分の考えでは、他にもドナー機関から支援を受けながらプロジェクトを開始しようと考えている。要請にはどのような手続きが必要か。

(鳥居) JICA モンゴル事務所とまず話をしてもらいたい。

(Myagmar 所長) モンゴルの他の法整備分野でも日本の技術を伝えてほしい。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈商工会仲裁裁判所訪問〉

1 日時 2009年6月29日(月) 16時30分～17時30分

2 訪問先 モンゴル仲裁協会(商工会内)

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(2) 相手側：Tsogtjargal KHALIUNAA 仲裁センター事務局長

4 協議内容

(鳥居) (日程やプロジェクト概要を説明) 直接的にプロジェクトに関係するわけではないが、商工会議所が行なっているのはどういう仲裁制度なのか。

(事務局長) 仲裁法、規則、調停ルールを有している。ただ、調停についてはケースがない。仲裁人は、モンゴル人34人、外国人4人(ロシア人2人、中国人1人、香港人1名)で、それぞれ母国の仲裁センターで仲裁人や事務局長などであった人である。必ずしも法律的なバックグラウンドの人ばかりではなく、多様な専門職員がいる。経済法、民事訴訟法、契約法などの専門家もいる。

(鳥居) 事件は、基本的には商工会メンバーから提起されるのか。

(事務局長) そうではない。市民や誰でもが利用できるし、国内外どの事件でも可能である。

(鳥居) 仲裁のメリットはどのような点か。

(事務局長) 主要なものは、センターや仲裁人の独立性だろう。全ての県(21県)に支部をもっている。地方で起こる問題は、法律知識がないことに起因するものである。中央では、国際ビジネス、外国投資、鉱山などのビジネス関係の訴訟が多い。傾向は年ごとに違う。2008年は、60～65事案が解決されたと思う。申立て件数は100件以上ある。最近は、外国契約や鉱山などの申立てが経済危機に絡んで増えている。外国投資家が申立てをする事案が多い。

(磯井) 解決まで期間は大体どれくらいか。

(事務局長) 60日間で解決することとされている。ただし、両当事者が期間延長を望めば、その限りではない。実際には60日より長くなることが多い。

(磯井) 民事訴訟法では、裁判は60日間で審理を終了し判決しなければならないが、その前の準備手続きがある。仲裁手続は全体として裁判より長いのか。

(事務局長) 概ね裁判より短い。当事者は仲裁人を選ぶ。時間がかかった場合は公聴会を延期すればいい。まず準備公聴会を開き、手続き(言語、場所など)を検討する。仲裁公聴会は、準備公聴会の21日後に開くことがほとんど。ただし、当事者が合意すればそれより前でもよい。仲裁公聴会の後、7日間のうちに仲裁決定を文書で出す。この期間そのものは短い期間であるが、仲裁公聴会自体は長くなる傾向があり、仲裁は裁判セッションとは異なるため、当事者が希望すれば長くもできる。厳格な手続きではない。

(鳥居) 仲裁が選ばれる理由は何か。独立性というが、どういう意味か。裁判や調停と違ってどのような点で、独立と言えるか。

(事務局長) 裁判システムでは、裁判官は決まっておき当事者は選べない。当事者は仲裁人を裁判官のように選ぶことができる。どの当事者からも独立して審理ができる。仲裁人は3名(1名ずつを当事者が選び、その2名の仲裁人が主となる仲裁人を1名選ぶ)いるので、1名だけの意見で決まることがない。ほとんどのケースで仲裁人は3名いる。

(鳥居) 当事者は仲裁人に関して十分な情報をもっているのか。

(事務局長) もっていると思う。もし中立でないと思う場合には、仲裁人を変える要望もできる。

(磯井) 選ぶ際に問題は起こるか。

(事務局長) 私が知る2003年以降はないと思う。(注: 仲裁センターは、1960年設立)

(鳥居) 仲裁人の報酬は。

(事務局長) 報酬は請求金額による。ルールとして国際紛争はUSD建て、国内紛争はTg建てが基本である。例えば請求金額が10,001~500,00USDの場合、仲裁手数料は500USD+100,00USDを超える分の3.0%になる。仲裁人の成功報酬はなく、大きさによって額が決まり1度きりの支払いである。その額に応じて(何割という形で)、仲裁人は報酬を得る。

(磯井) 事件の金額が小さい場合など、報酬について文句は出ないのか。

(事務局長) 仲裁人はこのルールを熟知しているので、文句は出ない。知的財産などのケースでは無報酬の場合もあるが、ほとんどのケースではそれなりに高い報酬を得る。仲裁センターの他の役割は調停である。ただし、市民や会社に調停制度について周知しなければならぬので、実際には難しい。

仲裁は、2003年の民事訴訟法の改正によって認知度があがった。ビジネス界では良く知られているが、もっと広いフィールドでやりたい。市民からの申立でもある。昨年2008年は、2件の事案(売買契約、企業契約)について市民だけが関与しているものがある。このような事案は、仲裁センターにとって嬉しいものである。額は大きくはないが、市民が仲裁センターを知っていて実際に利用しているということが重要。

(鳥居) ビジネス界の人は、どうして仲裁を法的手段として認知しているのか。

(事務局長) 法律顧問がいるので仲裁を信頼している。理由は、仲裁制度の長い伝統と法的根拠(2003年に法改正があった)にあると考える。

(磯井) 当事者間の自発的な和解はケースがあるか。

(事務局長) 数多くある。仲裁人は和解で解決することを望む。仲裁人が促進することもあるし、当事者同士のみでの和解もある。

(磯井) 和解は、全てのケースのうちどれくらいの割合を占めるか。

(事務局長) 20%程度。仲裁を発展させるための、カナダ国際開発庁(CIDA)のプロジェクトもある。別途開始したいと思っているプロジェクトは、仲裁人の調停技術を向上させるためのもの。仲裁人はすでに高度な技術を有しているが、更なる研修が必要と考えている。

(鳥居) 仲裁人は一度任命されると長くとどまるのか。

(事務局長) 長くいる。毎年、任命のための会議を行っている。仲裁人の追加任命や他のことを決める。

(磯井) 誰が任命するのか。

(事務局長) 仲裁センターの長は商工会長である。仲裁人の任命については、総会で決める。総会では仲裁ルールなどの改定も行われる。

(磯井) 仲裁人を仲裁センター以外から任命できるか。

(事務局長) できない。

(磯井) 仲裁人に対する研修はどのようなものか。

(事務局長) 毎年いくつか研修プログラムがある。大学講師による研修など外部での研修を行うことはあるが、まだまだ他の多くの研修が必要と考えている。

(鳥居) 外国契約については、特にどんなものか。

(事務局長) 国際法の適用、鉱山関係、契約訴訟など。

(鳥居) 2008年に60~65件のケースを解決したと言うが、外国と国内ケースの割合は。

(事務局長) 半々である。

(鳥居) 外国ケースとは、中国、ロシアか。

(事務局長) それだけではなく、カナダ、ドイツ、日本、韓国などさまざま。

(磯井) 仲裁人のリクルートはどうしているのか。

(事務局長) 仲裁人自身が履歴書をセンターに送ってくる。あるいはこちらから有名な仲裁人に声をかけるなど。特に広報をしているわけではない。

(西畑) 他の機関、通産省や法務内務省などとの関係は。

(事務局長) 近いところで活動しているが、完全に独立している。法務内務省の事務次官 Mr Bayasgalan は、かつては仲裁人だった。

(西畑) 仲裁センターの運営は、全て商工会員からの会費でまかなっているのか。会員数と会費は。

(事務局長) 商工会メンバーの会員数は、約2500人。会費には2種類あり、小規模企業と大規模企業で差があるが、平均では300USD/年くらいだ。

(鳥居) 事務局長自身は、何年ぐらいここで仕事されているのか。

(事務局長) 3年間働いている。

(西畑) 自身の法的背景は。

(事務局長) 国際法。

(磯井) 仲裁人の任期はあるか。

(事務局) 仲裁人が自分で健康上の問題などで辞意を表明しない限り、期間制ではない。

(磯井) 大体どれくらい勤続しているのか。

(事務局長) 10年以上。ほとんどのケースは時間がかかるので。仲裁人は、フルタイムというわけではないがそれくらい働いている。商工会員に法律アドバイスもしている。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈世界銀行訪問〉

1 日時 2009年6月29日(月) 10時00分～10時30分

2 訪問先 法務内務省内世界銀行オフィス

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(通訳：アルタンゲレル氏)

(2) 相手側：Saraa(Sarantuya)調達オフィサー

4 協議内容

(鳥居)世界銀行が、執行についてプロジェクトを実施していると最高裁判所から聞いたので情報収集に訪問した。

(Saraa 職員) プロジェクトコーディネーターを現在リクルート中で、まだプロジェクトは開始していない。世界銀行は、建物や機材(椅子、PC、テーブル)などを供与したり、登録システム導入などを中心に支援している。世界銀行以外のドナーは、技術協力や研修など形の残らないものに支援を行っており、他のプロジェクトとの話し合いの結果、世界銀行は形の残るものへの支援を行うことにしている。

(鳥居)執行官の事務所は全国にあるのか。建物などへの支援は全ての事務所に行っているのか。

(Saraa 職員)各県、ソムに執行官事務所がある。県の執行官事務所には光ファイバーをつけ、最高裁判所や首都の裁判所で使用しているものと同じプログラムを導入し、つなぐことを考えている。そのシステムを導入する際、システムの活用方法について研修が必要なので、併せて行う予定。

(鳥居)技術研修はどのようなものを想定しているか。

(Saraa 職員)世界銀行の外国人専門家が事前調査を行った。既存のソフトウェアがあるが、それをアップデートするか新しいものを入れるかを、これからまた調査する予定。現状は紙で報告書を送っているが、電子情報で各県の状況を調べることができるようになるシステムを考えている。

(鳥居)執行官への支援を他ドナーは行っているか。

(Saraa 職員)今のところは世界銀行のみ。以前は、GTZが講師の育成やプログラム作成・提供などを支援していたが、プロジェクトが終わってから継続性がなく、そのまま途切れてしまった。各プロジェクトにはプロジェクト調整委員会があり、対象機関の代表が集まり、現在の課題や解決方法について話し合いをする。プロジェクト終了後の持続性を考え、終了後の予算には、維持費や管理費を含むようにその段階で話し合いをしていく予定。実際に、USAIDが最高裁判所にビデオ会議室を設置したが、維持費やネット料金が予算に入っておらず、毎月の維持費が膨大で困っている状態。そうならないように、今から話し合っていきたい。

(鳥居)世界銀行としては執行庁の何が問題と考えているか。

(Saraa 職員)法務内務省と協議をしたところ、執行機関への支援を要請してきた。こ

こを支援することで、未解決事件が解決されることを期待している。例えば、ソフトウェアをオンラインでつなぐことで、放置していた事件も明らかになるので、責任感も強くなり処理速度にも貢献するだろう。ただし、プロジェクトが実施されても解決されない問題もある。たとえば未解決のものでは、離婚して養育費が払えないという問題が多いが、経済的な要因があるので、これは建物や光ファイバーでは解決できない。

（鳥居）2010年、日本人の長期専門家が着任したら、引き続き情報共有をさせてほしい。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈GTZ 訪問〉

1 日時 2009年6月29日(月) 10時30分～12時00分

2 訪問先 法務内務省内 GTZ オフィス

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(通訳：アルタンゲレル氏)

(2) 相手側：Zaya プロジェクトディレクター、Javkhlan プロジェクトマネジャー

4 協議内容

(鳥居) (プロジェクト概要説明) 最高裁判所から GTZ とのプロジェクトについて聞いたので、情報交換ができればと思い訪問した。

(Zaya プロジェクトディレクター) GTZ は裁判所のモニタリングに支援を行っているので、今後も情報交換できればよい。プロジェクトは 2008 年 7 月 18 日開始で、4 つの大きな柱がある。①法案作成段階や国会で検討してもらうための新しい技術を導入すること。民事とビジネス法の関係がメインで、法案を作って終わりではなく、作った結果どういう成果があるか、どういう実施状況かをモニタリングすることを目的としている。②法務内務省の付属機関の日常的な業務をモニタリングすること。③④はまとめて言うと、民事裁判所の活動についてマネジメントモニタリングを行うこと。内容に深く入ると裁判所の独立との関係で問題となるので、プロセスのモニタリングをしている。ケースモニタリングは、これとは少し違う体制で行っている。ケースマネジメントについては、USAID がこれまで支援を行っているが、USAID の支援は英米法を参考としているため、GTZ では参考にできるものは参考にし、変えるところは変えていくつもり。裁判所のモニタリングプロジェクトマネジャー Javkhlan 氏に詳細を説明してもらう。

(Javkhlan プロジェクトマネジャー) 裁判所のモニタリングに支援する経緯は、モンゴルはここ 10 年くらいの間に市場経済化・民主化し、短期間で多くの法律を制定した。もちろん法律が成立したら終わりではなく、それが実際になじんでいるか、どういう結果が出ているかを調べる必要がある。GTZ は、この観点で長年支援してきているが、最初は経済関係、ビジネス関係、民事関係について実際の運用についてアドバイスを行っている。また、法律家への研修も行っている。研修については、法律家を対象としているが裁判所と執行機関、検察機関を対象としている。最も成果があがったのは、裁判所に対する研修で、制度、技術、マニュアルなどの点で完全な形になったものを最高裁判所に昨年(2008年)引き渡した。研修について、最高裁判所に引き継いだので最高裁判所が今後引き継いでいく可能性は高い。

裁判所や裁判所の付属機関の日常業務の役割分担などについては、調べる必要がある。モンゴルでは、法律の執行に問題があるということがよく言われる。短期間で法律を多く作成したのでミスや現状に合わない部分もあるので、現状に合わせ改善していけばよい。研修については、これからモンゴル側でやっていけるようになっている。次のステップは組織や体制のところであり、組織内の体制改善が必要となる。最近マスコミから

法律の執行がうまくいっていないという批判があり、NGO、裁判所、裁判所附属機関などが情報収集に取り組んでいるところだ。最高裁判所はこの批判を受けて調査をしたが、民事訴訟法について、プロセスの問題が多く起きていると報告書にある。プロセスの問題の発生要因は、法律に関する知識不足と組織や体制の問題との2点である。このことから、GTZのプロジェクトでは、モニタリング制度の導入を目指すことを決定した。モニタリング制度については、終わった後に評価するとか、実施中に観察するとか、いろいろな考え方がある。モンゴルでは、モニタリングは終わった仕事に対する評価をつけることと考えられていることが多い。GTZでは、マネジメントを改善するためにモニタリング制度の導入を考えている。裁判官のもとに行政の職員が2～3名いるが、その行政職員の仕事のやり方がうまくいっていない。行政職員がどういう役割をもち、どういう仕事の仕方をしていくべきか明らかにすることによって、彼らの活動を機能的にしていくことを目指している。「監査」とは、裁判所が下部機関を監査するというイメージではなく、職員自身が自分の業務や成果を評価することを意図している。裁判官の独立性という観点からも適切だと考える。この制度を導入するために、PCやソフトウェアなど最新の技術を導入したい。

(Zaya プロジェクトディレクター) プロジェクトの全体計画については、全期間で6年間を想定しており、2008年7月から2011年10月までが第一段階であり、総予算は6年間で2.5百万ユーロである。第一段階の成果を評価し、第二段階へ進むかを決定する。第一段階では、ソフトウェアを作ることをWGで行っている。調査、企画、作業とすすめ、4つのモデルコート(全て一審裁判所)で試験的に実施している。

昨年(2008年)プロジェクトが開始してから1年間の活動を説明した。組織を変えていくことは難しいが、裁判所評議会のコミットメントがあるため心配はしていない。行政職員の職務内容や職務分掌についてももう少し考えていかなければならない。かつては、法律短期大学があり行政職員の育成を行っていたが、今ではない。現在いる裁判官の秘書は、裁判官を目指している人たちであり行政職員ではない。行政職員をきちんと養成しなければならない。最高裁判所と裁判所評議会ともそういう協議をしている。2009年3月に国家フォーラムが法律機関によって行われたが、今後3～5年間の課題として、行政職員の専門技能を育成する体制・制度を直ちに整備する必要があるということで合意した。養成機関を国立法律研究所にするか、どこかの大学にするかといった点についてはまだ決まっていないが、早急に取り組む必要があるという点では一致している。

GTZとJICAの今後の連携については、現在GTZでは、裁判官に対するソフトウェア(例えば売買に関するトラブルが起きた場合、ソフトウェアを使用し項目から対応法を確認できるようなイメージ)を開発しようとしているが、裁判官が判断し、行政職員に指示をできるように考えている。JICAが調停制度導入を支援する際に、裁判官の業務として調停という業務が1つ増えることになる。この場合に、ソフトウェアにも「調停」という項目を追加してほしいということか。調停制度を導入することは法律の一部改正などが必要となると思うがこの点どう考えているのか。

(鳥居)ソフトウェアに調停制度について追加する際には、ぜひこちらからも協力した

い。組織内の体制検討について、最高裁判所と WG で調停制度導入について検討する際に、裁判所の中に調停部を作るといったオプションも考えられるため、そういった点についても情報共有していきたい。

GTZ の行政職員の業務内容見直し、養成といった点については、今後も継続的に意見交換できればと思う。いろいろなドナーがそれぞれに行っている支援を最高裁判所がどのように調整・整理するかが重要である。ところで、GTZ のプロジェクトでの最高裁判所側の WG はどのようなメンバーか。

(Javkhlan プロジェクトマネジャー) プロジェクト調整委員会 (9名の委員で構成) の下に WG が 4 つある。委員会は、総合的なプロジェクトフレームワークの検討・承認などを行うが、これについてはほぼ終了している。委員会が WG の活動の指示・監督をしている。4 つの WG は、民事訴訟プロセス、刑事訴訟プロセス、行政訴訟プロセス、裁判所の司法行政・管理に分かれている。それぞれ 4 つのモデルコートからメンバーが参加している。委員会と WG 全部合わせて 40 名近くメンバーがいる。現段階でプロジェクトが主要に進めているのは民事訴訟の WG であり、刑事、行政は民事の WG での結果を受けて進めていく予定である。

(鳥居) Amarsaikhan 民事部長と Mendsaikhan 裁判所評議会裁判管理部長は、どこのメンバーか。

(Zaya プロジェクトディレクター) 調整委員会のメンバーである。

(Javkhlan プロジェクトマネジャー) 調停について、申立てが来てからの調停か、あるいはそれより以前の調停になるのか。申立ての後に調停に回付するのは、モンゴルの現行法上できない仕組みとなっているが、どういうやり方を考えているのか。

(磯井) 最初は今の法律の枠組みでできることを考えている。事前に調停センターを紹介するといったやり方から始めて、WG での調停制度導入にかかる検討を経て、受理後の調停についてもメリットがあってやってみたいということになれば、法律改正も含め、検討していくという想定である。

(Javkhlan プロジェクトマネジャー) 個人的意見だが、モンゴルの民事訴訟法には和解の規定が 1 項目だけあるので、裁判官が受理して事件を解決していくうえで和解をするのは法律上問題ないと思う。ただ、実際には裁判官に和解に関する技術がないため、現状では実施できていない。裁判官の技術育成をしていけば法律改正は必要ない。受理の前に調停を指示するのは、一般市民の権利を侵害するため、その場合には法律の改正が必要となる。

(鳥居) ご指摘の点は最高裁判所とも議論してきたところだ。その点を含め、今後プロジェクト活動で検討していきたい。

(Javkhlan プロジェクトマネジャー) 裁判の前に和解が行われた場合に、それに不服の人が次の訴訟を起こせるような制度も必要だと思う。

(Zaya プロジェクトディレクター) 調停制度はモンゴルにとって新しいものなので、モンゴルの伝統や文化との調和、市民の信頼が重要である。調停は信頼に基づくものである。モンゴル人の性格として、裁判官でない秘書などに調停をされても信頼性がないと考える人が多い。裁判官などの、ある程度権力のある人が望ましい。弁護士会の調停セ

ンターでの調停については、当事者の選択という位置づけなので、GTZ は認めている。

（鳥居）基本的には、モンゴルにどういう制度が適しているかを検討していくプロジェクトであり、指摘の点は十分に WG で検討する予定。

（磯井）事件を調停に回付する際には、強制的にまわすということは考えていない。また、受理後の和解については、法律に規定があり、日本人の感覚では裁判官ができると思うが、現場の裁判官に中立性の観点で抵抗感があるようなので、その点は検討したいと考えている。

（Javkhlan プロジェクトマネジャー）裁判所のモニタリングの中にも、調停制度を内容として入れているため、この観点でいろいろと聞きたいことがあったので質問した。

（西畑）モデルコートの4つは、どのタイミングでどういう基準で選択されたのか。裁判官や検察官への研修について、カリキュラム、教材は誰が作成したのか。

（Javkhlan プロジェクトマネジャー）モデルコートは地方が2箇所とウランバートルが2箇所。地方の1箇所は完全な田舎で、別の1箇所はエルデネット（モンゴル第三の都市）である。ウランバートルはバヤンゴル区、チンギルテイ区の2箇所。教材については、初期はドイツの裁判官や検察官が策定したが、現在はモンゴルの裁判官（12名の講師）が策定している。

（鳥居）常駐の専門家はいるのか。

（Zaya プロジェクトディレクター）1995年から2000年までは長期の専門家がプロジェクトリーダーをしていたが、2001年以降は自分が後任となっている。これまでの14年間の活動は、最初はドイツ人の専門家、次がドイツ人の専門家がモンゴル人の講師へ教えて、最後の段階としてモンゴル人の講師がモンゴル人へ教えるという流れになっている。

（鳥居）長期専門家が着任した際には、十分に意見交換をしながら考えていきたい。今回の訪問は有益であった。

以上

モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査
議事録〈UNDP 訪問〉

1 日時 2009年6月30日(火) 12時00分～13時00分

2 訪問先 法務内務省内 UNDP オフィス

3 面談者

(1) 調査団側：鳥居、磯井、西畑

(2) 相手側：Khunan プロジェクトマネジャー

4 協議内容

(鳥居) (日程、プロジェクト概要説明) 本プロジェクトによる、調停制度の試験的導入がうまくいった際には、全国への展開が考えられる。その際に、UNDP の Legal Aid Center (以下「LAC」) に常勤している職員との協力も可能性があると思うので、LAC について伺いたい。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 調停は法的サービスの一部であり、正義へのアクセス向上という我々のプロジェクト目標にも合致する。LAC は、1名の弁護士と1名の地方法律職員から構成される。モンゴルの問題は、地方にほとんど弁護士がいないことで、1人もいないところもある。ソム(町)にいない場合には近隣の地方都市から派遣している。LAC スタッフにとって、設備やアクセスの悪さはサービス提供の障害になっている。LAC は全国で30箇所(全てのアイマグ(県)、いくつかのソム(県の下の行政単位)、首都の各区)にある。調停は非常に良いと思う。LAC の活動の一つと考えている。

(磯井) 現在、LAC で調停を実施しているか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) マイナーケースで活用しているが、本来の刑事弁護などの業務が忙しく十分ではない。

(鳥居) 弁護士は弁護会のメンバーか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) そのとおり。国家アクションプランによれば、LAC は全てのアイマグ(県)、首都の各区に設置すべきとされている。今年(2009年)は UNDP の設立60周年であり、もっと活動を拡大したい。

(磯井) 30あるLACはすべて活動しているのか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 活動している。弁護士はすべて弁護士会のメンバーである。Public defender は、通常の弁護士とは若干立場が異なる。モンゴルの場合、国から決まった給料を支払われている。2009年からは、モンゴル政府(法務内務省)が給料を支払っている。

(磯井) それはとても良いことだ。非常に驚いた。なお、日本の場合は国選弁護人はケースごとに雇われて報酬を得ていたが、今は制度が変わりつつある。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 南アフリカでは、給与制の Public defender の制度を1969年に設立した。非常にいいシステムで、参考になる。

(磯井) 今の活動は主にどの国を参考にしているのか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) Public defender のシステムは、インドや南アフリカ

から学んでいる。LAC の弁護士は、クライアントに対しては無料でサービスを提供している。個人で事件を受けることも禁止はしていないが、地方では民事事件はほとんどなく、結果的に Public Defender の仕事がほとんどになっている。

(鳥居) これらの弁護士のインセンティブは。

(Khunan プロジェクトマネジャー) プロジェクトでは当初、仕事場やコンピューターなどの設備・資器材を提供した。給与は低く、月額 200USD 程度である。

(鳥居) ウランバートルの弁護士で地方に行っている人もいるか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) ウランバートルの弁護士は、ほとんど地方に行きたがらない。

(鳥居) その地方の出身者を活用しているのか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) そのとおり。ほとんど地元の弁護士を雇っている。しかし、そもそも職員が 2 名しかおらず、弁護士の少ないところでは、利益相反が問題になり、それは新たな人権侵害を引き起こす。

(Khunan プロジェクトマネジャー) パラリーガルの活用促進も目指している。第一歩として、法務省から法学部生に働きかけて LAC で働かせることを試みている。地方法律職員は、検察庁の職員や人権コミッティ地方支部のリーダーも兼任していて非常に忙しい。パラリーガルの活用によって、もっと業務が円滑に進むようにできるかもしれない。Legal Officer は、LAC の活動の責任者であり、LAC の法律担当の業務、コミュニケーションオフィサーとしての業務など、様々な役割を負わされており大変忙しい。

(鳥居) LAC で取り扱いの多い事件は。

(Khunan プロジェクトマネジャー) LAC では貧困扶助は刑事事件に限っているが、法律相談は、特に収入に関わらず無料で、民事、刑事、行政手続きについて利用できる。また、新しく制定された法律の広報活動も行っている。法律や権利に関する知識を市民に広めることも重要な活動である。

(磯井) そんなに忙しいのならば、将来、追加的に調停人というタイトルを与えるのは難しいかもしれないが。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 調停を追加するのは確かに難しいが、重要なことである。多くの人が裁判所に行くが手続には時間がかかる。特に地方では遠くにあってアクセスも悪い。そのような場合、調停は有効な方法である。モンゴル人の精神性として、地方の人は首都に比べおおらかであり、羊を盗られてもあきらめてしまうこともあるが、調停があればよりよい解決ができるかもしれない。調停を導入することにより、市民の法律教育を促進し、相互に尊重しあう文化を保存したまま、紛争を解決することができる。LAC から、市民、特に弱者と貧困者に対する研修を行うことができる。

(鳥居) 我々の支援するプロジェクトでは、調停人養成システムや、資格制度の整備を検討している。将来的な全国展開の際、またはパイロットコートがある都市の LAC の弁護士が調停技術を学ぶ研修を受けることも考えられる。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 司法アクセスを向上し、調停の認知度を上げるためにこちらも協力できる。法律扶助は法制化すべきである。調停は、パラリーガルの活用、プロボノ活動の一形態としても考えられる。ただし、調停は適切な人が行うべき。

地方では弁護士が少ないので、いろいろな人材の活用が考えられる。

(磯井) 日本でも特に昔は弁護士の数が少なかったため、定年退職した公務員や、学校の教師などが調停人として事件を解決していたし、今でもそういった人たちが調停委員となっている。

(Khunan プロジェクトマネジャー) そのとおり。それはモンゴルでも活用できる。南アフリカでは、部族の長が弁護士の代わりに相手と交渉して調停をやっている。

(磯井) 弁護士でない人が弁護士の代わりになって交渉をすることは望ましくない。調停は双方に対して中立だが、弁護士や代理人としての行動は、一方の代理人である。逆に、双方の代理をすることは弁護士倫理違反になる。

(Khunan プロジェクトマネジャー) その点で注意が必要である。南アフリカでは調停人を尊重する文化がある。地方では市民にはほとんど何の知識もなく、法律違反という概念さえない。DV も多く、男性から女性への暴力の場合がやはり多い。身体的暴力に限らず、金銭関係でも、女性には自立の手段が少なく低い立場におかれている。

(鳥居) 具体的に、地方の現状を踏まえて、どんなケースで調停が活用できると思うか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) ソム(町)レベルで有効であろうが、全国に350のソムがあり、そこにすべて調停人を置くことは難しい。

(鳥居) 最高裁判所では、離婚事件、親権や養育費について特に関心がある。地方の現状としてはこのような問題に対する調停のニーズはあるか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 家事事件の数は多い。離婚率も高いと思う。裁判は時間がかかる。離婚事件は子供の人権という点で重要であるが、これが十分に確保されているとはいえない。刑事でも和解・調停は機能する。小さな事件では、当事者が被害について話し合い弁償して解決すればそれで事件が終わる。

(磯井) 地方では、貸し金や不動産売買などの裁判の件数は多いか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 地方の人間関係は相互の信頼に基づいているため、民事紛争の件数は低い。ほとんどは刑事ケース。プロジェクトでは、パラリーガルに対する研修を実施している。教材を用意しソムの議会のホールなどで研修をし、LACに入ってもらう。研修教材は、南アフリカのロースクールで用いられているようなものを参考に作った。

(磯井) 地方で調停人にふさわしい人は誰だと思うか。パラリーガルの可能性を指摘してくれたが、若い学生よりも年配の方がいいのでは。

(Khunan プロジェクトマネジャー) パラリーガルは、調停人として働きうる。ビジネス機関の人も可能性がある。

(磯井) 調停人は、誰も代理できない中立の立場であることには留意してほしい。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 人権プロジェクトでの経験が長いので、自分は権利の侵害と救済という点を優先してしまうが、言っていることはわかる。

(鳥居) UNDP の現在のプロジェクトは2011年に終了予定とのことだが、その後の方向性についての考えは。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 本来は2年間のプロジェクトであり、2009年6月で終了予定だったが、2009年1月に1年間延期するための手続きを行った。国連開発

援助フレーム・ワーク（UNDAF）では、貧困層への司法アクセス改善が重視されているので、何らかの協力は行なわれるであろう。

（鳥居）UNDP が法整備分野で他に実施しているプロジェクトはあるか。

（Khunan プロジェクトマネジャー）UNDP では現在のところ、Access To Justice のこのプロジェクトのみがカバーしている。

（鳥居）本分野におけるドナー協調はどのような状況か。他国では UNDP がリードを取るケースが多いが。

（Khunan プロジェクトマネジャー）UNDP からではなく、モンゴル政府から発案すべき。2006 年までは、法務内務省が会合を開催していた。そういったドナー間の情報共有の場はもつべきだと思う。なお現在、世銀は執行関係に、GTZ は裁判手続のモニタリングにそれぞれのプロジェクトを集中させている。UNDP は、これらの流れからすると old fashion になっているため改革が必要と考えている。大衆の認知上げること UNDP は注力しなければならないと考えている。

Legal Aid は、裁判の代理活動だけではない。法律に関する教育なども含む。調停を LAC で行うことも含まれる。Legal Aid は、ロースクールでも取り入れるべきである。ハンドブック、ガイドラインなどさまざまな手法が組み合わされるべき。また、弁護士、検察官、裁判官と一緒に取り組むべき。自分はハンガリーで学位をとったが、そのときの先生も Legal Aid 活動を無料で提供していた。

（鳥居）先ほど、モンゴル人の考え方ゆえに難しいとの発言があったが、具体的にはどのような点か。契約という考え方や文書とすることなどが難しいのか。

（Khunan プロジェクトマネジャー）文書にすることは難しい。お互い友人なのになぜ書面を作るのか、という考えは広くある。モンゴル政府と UNDP で Comprehensive Survey on Legal Aid を実施する予定。

（鳥居）調査を実際に行なうのは誰か。政府職員なのかコンサルタントなのか。

（Khunan プロジェクトマネジャー）法務内務省に財政支援をし、政府職員と一緒に作る予定。

（鳥居）JICA 支援のプロジェクト開始後は、長期専門家が最高裁判所に常駐する予定であるので、今後とも情報共有の継続を望む。

（磯井）GTZ の裁判手続モニタリングプロジェクトとも、連携・協調の必要性があると考えている。

（Khunan プロジェクトマネジャー）調停は、オフィシャルな裁判手続に組み込むよりも、Legal Aid の一環として、小さなケースで活用する方がよいと思うが。

（磯井）調停にはいろいろなバリエーションがあり、たくさんのオプションがある。

（Khunan プロジェクトマネジャー）パラリーガルに対する調停の訓練などは、非常によい。ロースクールなどの学生に調停人になるように働きかけるのもよい。

（磯井）プロジェクト活動の一つの柱は、調停人養成であるので、連携は可能であると思う。

（西畑）アジア財団との関係はどのようなものか。

（Khunan プロジェクトマネジャー）昨年、刑事裁判手続における被害者や証人の保護

について共同研究を行った。

(西畑) 以前、LAC の給与をそちらから支払っていたと聞いていたが。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 何の関係もない。アジア財団は人身売買問題に集中している。それは人身売買の犠牲者を保護するプログラムであり、よいものである。

(磯井) どんな活動か。

(Khunan プロジェクトマネジャー) 移民局と一緒に、広報や人の保護について活動している。人身売買は、中国やインドネシア、韓国、マレーシア向けに行われている。

(磯井) LAC の給料を以前は誰が払っていたのか。

(Khunan プロジェクトマネジャー) Open Society Forum が支払っていた。今年から法務内務省が払い始めた。来年からはより自立的になるはず。

(磯井) Legal Aid に関する財団設立の可能性はあるか。弁護士法の改正で、以前法案に入っており、国家予算や弁護士の寄付などから、財団をつくり、そこから法律扶助活動に充てると聞いた。

(Khunan プロジェクトマネジャー) ファンドはあるが、準備ステージである。被害補償のためのものであるが、Legal Aid Service にも活用できる。

以上

4. 収集資料

4-1 裁判所統計

裁判所統計

(出所：モンゴル国最高裁判所統計 2008年度版 p.96,97)

1. 2008年に一審裁判所で処理した刑事事件

	申し立てを捜査 に戻した件数	事件登録に戻 した件数	管轄違いで 移送した事 件数	判決を出し た件数	年内に判決 を出してい ない件数
2008年	484	26	12	5,812	544

2. 刑事事件の種類

	2008年	割合 (%)
解決した総件数	5,812	
故意で人を殺す	257	4.4
故意で人体に傷害を与える事件	258	4.4
盗難事件	1,590	27.4
強盗事件	202	3.5
汚職事件	25	0.4
暴力事件 (酔っ払って騒ぐ、人を殴るなど)	713	12.3
交通運搬安全事件	713	12.3
不法輸入事件	35	0.6
合計	3,793	65.3

3. 2008年に一審裁判所で判決を出した民事事件及び行政事件

	受理した申し立 て件数	拒否し、戻した 件数	判決を出した 件数	判決を出してい ない件数
民事事件	38,120	6,716	28,480	2,924
行政事件	1,455	427	826	202

4. 民事事件の種類

	2008年
解決した総件数	28,480
1. 民法で解決した件数	9,480
2. 民事訴訟法で解決した件数	12,313
3. 家族法で解決した件数	3,629
4. 労働法で解決した件数	682

5. その他の紛争(内訳)	2,376
a. 土地法で解決した件数	75
b. 会社法で解決した件数	7
c. 社会保険法で解決した件数	111
d. 社会主義時代の冤罪の補償	160

5. 行政事件の種類

	2008年
選挙に関する紛争	116
国家公務員法	100
国有及び地方公有財産に関する紛争	10
不動産登録法	61
土地紛争	163
鉱山に関する紛争	62
税金に関する紛争	32

6. 逮捕及び拘留に関する事件

	逮捕令状を申請した件数	逮捕する許可を出した人の数	逮捕許可を拒否した件数	拘留する許可を出した件数	拘留する許可を拒否した件数
2008年	1,154	1,072	82	5,921	293

7. 解決したその他の事件

刑期の満了前に釈放した件数	刑事法の第74、75項目、制度に基づき証明書及び結論を出してもらった人の数	2,672
	意見、結論を却下した件数	34
行政違反	行政対策を取った件数	14,913
	拒否し、戻した件数	145

8. 2008年に上告制度で処理した事件

事件の種類	受理した件数(訴状)	処理した事件数
刑事事件	2,235	2,088
民事事件	1,633	1,516
行政事件	400	379
2008年の合計	4,268	3,983

9. 2008年に監査審で処理した件数

事件の種類	処理した事件数
刑事事件	642
民事事件	791
行政事件	245
2008年の合計	1,678

4-2 訴訟手数料

訴訟に係る手数料

(出所：モンゴル国最高裁判所資料)

1. 金額で評価できる訴訟

訴訟物の金額（事件の金額）(Tg)	手数料
0-3,000	50Tg
3,001-10,000	訴訟物の金額の2%
10,001-50,000	200Tg+10,000Tg以上の訴訟物の金額の3.5%
50,001-500,000	1,500Tg+50,000Tg以上の訴訟物の金額の4%
500,001-1,000,000	19,500Tg+500,000Tg以上の訴訟物の金額の2.1%
1,000,001-10,000,000	30,000Tg+1,000,000Tg以上の訴訟物の金額の1.4%
10,000,001以上	156,000Tg+10,000,000Tg以上の訴訟物の金額の0.5%

※非財産的及び金額で評価できない訴訟の場合は、250Tgの手数料がかかります。

